

有珠山噴火時等の避難確保計画（案）

令和3年3月

施設名：洞爺湖町立桜ヶ丘保育所

影響を受ける火山現象や施設の立地、施設周辺の道路等の状況、利用者の状況、従業員等の業務状況等によって、噴火時等に行うべき防災対応は異なります。避難確保計画の事例を参考にする場合には注意してください。

目 次

1. 計画の目的	1
2. 当施設の位置	1
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	2
4. 防災体制	3
5. 情報伝達及び避難誘導	5
5.1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無いなか突発的に噴火した場合	5
5.2 噴火警戒レベルが「4」以上に引き上げられた場合	9
5.3 噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合等	11
6. 資器材の配備等（必要な物資等）	12
7. 防災教育及び訓練の実施並びに利用者等への周知及び啓発	14
8. 参考資料	15
9. 様式	18

1. 計画の目的

洞爺湖町立桜ヶ丘保育所（以下、「桜ヶ丘保育所」という。）は、洞爺湖町地域防災計画に、活動火山対策特別措置法（以下、「活火山法」という。）第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき避難確保計画（以下「本計画」という。）を定める。

本計画は、当施設に勤務する者及び乳幼児等（以下「幼児等」という。）に対して、有珠山の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 当施設の位置

以下に、桜ヶ丘保育所の位置図を示す。当施設は、山頂から概ね4km、想定火口から概ね1kmに位置しており、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）で避難準備を行い、噴火警戒レベル4（避難準備）で避難を開始する。

表1 施設の位置

項目		内容
火口からの距離		噴火の起こる可能性のある区域から概ね1km
噴火警戒レベル	レベル2	規制の範囲外
	レベル4・5	避難の対象範囲内
当施設に影響のある火山現象		噴石、火砕流・火砕サージ、火山灰

※有珠山では噴火警戒レベル3は火山活動が高まっていく段階では運用されない。

以下に、当施設の位置図を示す。



図1 当施設の位置図

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当施設において避難確保を行うべき対象は、原則として幼児等とする。

なお、避難を確保すべき者の想定人数は、以下のとおりである。

表2 避難を確保すべき幼児等

避難を確保すべき対象		
乳幼児数	0歳児	4人
	1歳児	6人
	2歳児	4人
	3歳児	6人
	4歳児	3人
	5歳児	8人
	合計	31人
職員数	17人	

(令和2年11月現在)

当施設周辺の地図を以下に示す。



図2 当施設周辺の地図

4. 防災体制

有珠山の火山活動が活発化した場合の当施設における防災体制は、以下のとおりである。

表3 火山活動状況と防災体制の関係

体制	当施設の班組織	状況
災害対応体制	以下の班体制をとる。 ・ 統括管理者 ・ 情報班 ・ 避難誘導班	噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無いなか突発的に噴火した場合
		噴火警戒レベルが「2」の時に体に感じる地震が発生した場合※1
		噴火警戒レベルが「4」※2以上に引き上げられた場合
情報伝達体制	以下の班体制をとる。 ・ 統括管理者 ・ 情報班	噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合
		火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

※1 有珠山において、体に感じる地震が発生した場合は、噴火警戒レベル4に引き上げる基準となっている。当施設は有珠山に近い為、噴火警戒レベル2の時に地震が発生した場合には、気象庁からのレベル引上げの発表を待つことなく、災害対応体制をとり避難対応を開始する。

※2 有珠山において、噴火警戒レベル3は火山活動が高まっていく段階では運用されない。有珠山の噴火警戒レベルについては、P17の「表14 噴火警戒レベル」のとおりである。

当施設は、以下の体制をとり災害対応にあたる。

施設名	洞爺湖町立桜ヶ丘保育所	
統括管理者	■■■■■■■■■■	・ 施設全体の統括
情報班（班長）	■■■■■■■■■■	・ 噴火警戒レベル等火山活動情報の収集及び伝達 ・ 町等との情報連絡 ・ 施設の避難状況集約
避難誘導班（班長）	■■■■■■■■■■	・ 幼児等の避難状況把握 ・ 職員・幼児等への避難等の呼びかけ ・ 避難誘導

図3 施設の体制図

統括管理者が不在の場合等には、以下の者が代理となる。

表4 統括管理者の代理順位

代理順位	氏名
第1位	■■■■■■■■■■
第2位	■■■■■■■■■■

5 情報伝達及び避難誘導

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無いなか突発的に噴火した場合

(1) 情報収集及び伝達

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合、当施設が行う情報収集及び伝達は、以下のとおりである。

表5 当施設として行う情報収集及び伝達

対応	施設のとるべき対応
①防災体制の確立	災害対応体制をとり、洞爺湖町に噴火の発生を連絡する。
②町との協議	洞爺湖町と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設が把握している火山活動の状況 ・ 幼児等の避難及び被災状況 ・ 施設及び周辺の被害状況 ・ 気象台及び専門家等から得られる火山活動の今後の推移等 ・ 避難車両の手配
③幼児等の状況把握	幼児等の避難及び被災状況を把握する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 退避状況集計様式（様式1） ・ 退避状況整理様式（様式2） 施設及び周辺の被害状況を把握する。

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表6 関係機関連絡先一覧

関係機関	優先順位	担当窓口	連絡先
洞爺湖町	1	総務部企画防災課危機管理室	■■■■■■■■■■
	2	教育委員会管理課	■■■■■■■■■■

(2) 避難誘導対応

①職員への情報伝達

情報班は、ただちに施設内の職員に伝達を行う。また、情報班は、散歩中など施設外にいる職員へ噴火の発生を連絡し、保育所に戻るよう指示する。

職員への伝達文例

ただ今、有珠山が噴火しました。幼児にヘルメット、マスクを着け、ホールに集合してください。

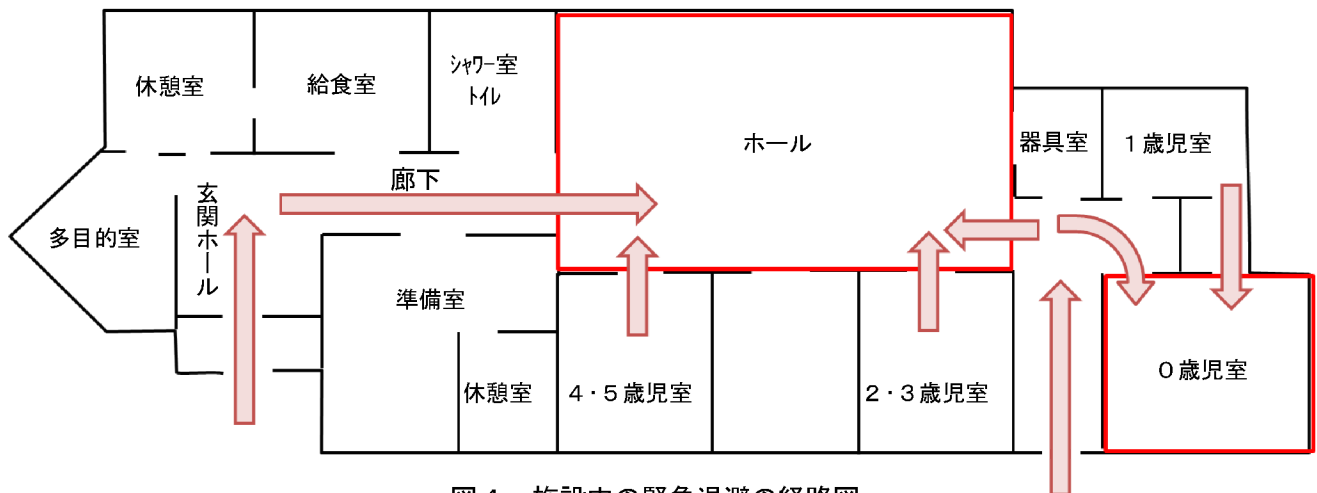
②施設内の緊急退避誘導

担当職員は、幼児等にマスク・ヘルメットを装着させ、ホール又は0歳児室へと誘導する。園庭にいる場合は、ただちに教室に戻り、同様に避難誘導する。

③幼児等の避難・退避状況の把握及び報告

施設内の緊急退避誘導が完了した後、幼児等の避難・退避状況をP18の「様式1 避難・退避状況集計様式」により集計整理する。更に詳細な退避状況を報告する場合にはP18の「様式2 避難・退避状況整理様式」を用いる。

情報班長は整理した結果を、洞爺湖町に報告する。



④応急手当の対応

避難誘導班は、車両が施設に到着するまでの間、負傷者に対して応急手当を行う。

⑤洞爺湖温泉小学校への避難

避難誘導班は、車両が当施設に到着次第、幼児等を乗せ、洞爺湖温泉小学校に避難する。

その他の職員も、保護者の緊急連絡先一覧等の非常時の持ち出し品を持ち、自家用車等により洞爺湖温泉小学校に避難する。

避難誘導班は、施設から避難する際には、図6のように玄関等に「洞爺湖温泉小学校に避難済」であることがわかるように掲示を行う。



図5 洞爺湖温泉小学校への避難の経路図



図6 避難済の掲示例

(3) 避難後の対応

①避難状況の報告

洞爺湖温泉小学校への避難後、情報班長は、幼児及び職員の避難が完了した旨を洞爺湖町に報告する。

②保護者への連絡・引渡し

各担当職員は、洞爺湖温泉小学校において、保護者に対して避難完了の連絡を行う。

また、引渡しを行う際には、保護者又は代理人が持参した様式3引渡しカードを照合し、確認を行う。帰宅後の連絡先がカードの連絡先と同じかどうか確認して、自宅以外の場所に引き取る場合は連絡先を確認する。

5.2 噴火警戒レベルが「4」以上に引き上げられた場合等

(1) 情報収集及び伝達

噴火警戒レベルが「4」以上に引き上げられた場合、又は噴火警戒レベルが「2」の時に体を感じる地震が発生した場合、当施設が行う情報収集及び伝達は、以下のとおりである。

表7 当施設として行う情報収集及び伝達

対応	施設のとるべき対応
防災体制の確立	町からの連絡や緊急速報メール等により噴火警戒レベル4以上への引上げを認知した場合、又は噴火警戒レベルが「2」の時に体を感じる地震の発生を確認した場合、災害対応体制をとる。
洞爺湖町との協議	洞爺湖町と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 <ul style="list-style-type: none">施設が把握している火山活動の状況气象台等から得られる今後の火山活動の推移等

(2) 避難誘導対応

①職員への情報伝達

情報班長は、職員に洞爺湖温泉小学校への避難が必要になったことを伝える。体を感じる地震等の火山活動が発生している場合には、幼児等の安全を確保するとともに落ち着いた行動を呼びかける。

<噴火警戒レベル4（又は5）の場合の伝達文例>

有珠山の噴火警戒レベルが4に引き上げられ、避難が必要になりました。幼児にヘルメット、マスクを着け、ホールに集合し、避難の準備をしてください。

<体を感じる地震が発生した場合の伝達文例>

噴火警戒レベル2で地震が発生したので、避難が必要になります。幼児に落ち着いた行動を呼びかけるとともに、ヘルメット、マスクを着け、ホールに集合し、避難の準備をしてください。

各担当職員は、マスク・ヘルメットを装着させ幼児等をホール又は0歳児室へと誘導する。

②幼児等の避退避状況の把握及び報告

情報班長は、幼児等の状況を様式1により集計整理する、集計整理した結果をもとに、洞爺湖町に報告し、車両の手配の要請等について協議する。

③洞爺湖温泉小学校への避難

洞爺湖温泉小学校への避難については、「5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中突発的に噴火した場合 (2) 避難誘導対応 ⑥洞爺湖温泉小学校への避難」の対応に準じて行う。

(3) 避難後の対応

避難後の対応については、「5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中なか発的に噴火した場合 (3) 避難後の対応」の対応に準じて行う。

5.3 噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合等

(1) 情報収集及び伝達

表8 当施設として行う情報収集及び伝達

対応	施設のとるべき対応
①防災体制の確立	洞爺湖町からの第一報をもとに情報収集体制をとる。
②洞爺湖町との協議	洞爺湖町と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 <ul style="list-style-type: none">・ 施設が把握している火山活動の状況・ 気象台等から得られる今後の火山活動の推移等 また、預かり自粛の呼びかけの実施について協議する。

(2) 職員への周知・伝達

情報班は、職員に噴火警戒レベルが2に引き上げられたこと、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたことを伝達するとともに、今後の火山活動や気象庁・洞爺湖町から出される情報に注意するよう呼びかける。

統括管理者は、「保護者への預かり自粛の呼びかけ」の実施について町と協議する。

(3) 保護者への周知・伝達

各担当職員は、保護者に対して、以下の内容を伝えるとともに、登所時の注意や預かり自粛等と呼びかける。

- ・ 噴火警戒レベルが2に引き上げられたこと（又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたこと）
- ・ 今後の火山活動の状況により避難する可能性が高いこと
- ・ 避難が必要となった場合には、避難先である洞爺湖温泉小学校で引渡しを行うこと

6. 資器材の配備等（必要な物資等）

当施設で保有する、設備、資器材及び備蓄物資（以下、「資器材等」）は、下表のとおりである。

統括管理者は、日頃からこれらの資器材等の使用方法及び保管場所を職員に周知し、また、その維持管理に努めるものとする。

統括管理者は、毎年4月に資器材等の状況を点検及び確認し、必要な更新等を行う。

表9 資器材等一覧

活動区分	設備、資器材	設置又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	職員休憩室	1
	PC	事務所	5
	防災行政無線戸別受信機	玄関ホール	1
避難誘導	携帯用拡声器	事務所	2
	子ども用ヘルメット	各保育室	23
	防災ずきん	各保育室	18
	大人用ヘルメット	各保育室	13
	子ども用マスク	事務所	30
その他	緊急連絡先（名簿）	事務所	1冊 避難専用

（令和2年11月現在）

表10 備蓄物資一覧

品名	数量	購入日等	賞味期限	備考
炊き出しセット ※アルファ米	50食分	2019年7月	2024年11月 (保存期間5年)	水8L必要
ビスコ (5×6パック入り)	5缶	2018年6月	2023年5月 (保存期間5年)	
パイ缶	5個	2018年4月	2021年10月3日	年1回入替
さんまかば焼き缶	27個	2019年5月	2022年2月1日	年1回入替
カレー職人	60食分	2019年7月	2022年5月	
水(2L)	12本	2019年5月	2021年4月30日	役場提供
離乳食 (7か月用)	1袋		2021年7月	
離乳食 (9か月用)	1袋		2021年6月	

(令和2年11月現在)

7. 防災教育及び訓練の実施並びに利用者等への周知及び啓発

(1) 当施設における研修及び訓練の実施

当施設においては、下表の研修及び訓練を実施する。

表11 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
研修・勉強会	年1回 (年度初め)	職員、保護者等
火山噴火時等の避難訓練	年1回	職員、幼児等

(2) 避難確保計画の見直し

毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。施設や人事異動等で変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画の修正を行う。訓練を実施した場合や計画を変更した場合は、洞爺湖町に報告する。

(3) 保護者等への情報提供及び啓発

施設内で、情報掲示やパンフレット等の配布を通じて、保護者等への情報提供及び啓発を行う。また、年度当初に行う保護者への説明会において、本計画の内容について周知を行う。

表12 情報掲示内容等一覧

情報内容	活用する資料	周知方法
避難先・避難経路	洞爺湖町防災パンフレット	●●等で掲示
噴火時等の保護者への引渡し場所、引渡し方法	引渡しカード	説明会で周知

(4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動を観察し、何か変化に気づいた際には、その情報を洞爺湖町に伝達する。連絡先は、P5の表6のとおりである。

8. 参考資料

表13 参考とすべき情報等

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードを、噴火警報・予報に付して発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。</p>		
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。</p>		
地震・火山月報（防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。</p>		

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	洞爺湖町	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

表14 有珠山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側 近くまで	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	●危険な居住地域からの避難等。	●噴火発生前に体を感じる地震が多発し、著しい地殻変動が目視でも確認される。 (過去事例) 2000年3月28日、1977年8月6日、1943年12月28日、1910年7月23日:体を感じる地震が多発 2000年3月31日、1977年8月7日:道路、山体等に亀裂・断層が発現 ●山頂から噴火が発生し、大きな噴石や火砕流・火砕サージ、火山泥流が居住地域まで到達。顕著な地殻変動。 (過去事例) 1977年8月7日:山頂火口原からの噴火により、大きな噴石が火口から約2kmまで飛散。多量の軽石・火山灰が広範囲に堆積 1978年8月16日:山頂火口原からの噴火により火砕サージが洞爺湖まで流下 ●山麓から噴火が発生し、大きな噴石や火砕サージ、火山泥流が居住地域まで到達。顕著な地殻変動。 (過去事例) 2000年噴火、1943-45年噴火:火口から約1kmまで大きな噴石が飛散 1944年7月11日:火口から約2km先まで火砕サージが到達 2000年噴火、1943-45年噴火、1910年噴火:火口からの火山泥流が発生
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	●警戒が必要な居住地域での避難準備等、要配慮者等の避難。 <i>山体に近い地域で、何度も揺れを感じた場合には、避難するなど早めの行動を心がけてください。</i>	●体を感じる地震の発生や、脆弱性の地殻変動が続出される。 (過去事例) 2000年3月28日、1977年8月6日、1943年12月28日:体を感じる地震が発生
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口周辺	3 (入山規制)	居住地域近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生することがある。	●入山規制等、危険な地域への立入規制等。 ●住民は今後の火山活動の推移に注意。	●大きな噴石、火砕流・火砕サージ及び火山泥流が居住地域の近傍に達する。 (過去事例) 2000年6月中旬頃～9月頃の活動:火口周辺から居住地近くまで噴出物が到達
			2 (火口周辺規制)	<噴火発生前> 居住地域に重大な被害を及ぼすマグマ噴火に移行する可能性がある。 <噴火発生後> 噴出物の飛散が火口近傍に留まる程度のごく小規模な水蒸気噴火が発生することがある。	●山頂火口原及びその周辺、避難に時間を要する地域への立入規制等。 ●住民は今後の火山活動の推移に注意。 ●要配慮者等の避難準備等。 <i>山体に近い地域で、揺れを感じた場合には、避難準備や要配慮者等の避難など早めの行動を心がけてください。</i> ●活動的な火口周辺への立入規制等。 ●住民は今後の火山活動の推移に注意。	●体を感じない、微少な地震活動の高まりがみられる。 (過去事例) 2000年3月27日、1977年8月6日:体を感じない火山性地震が増加 ●噴火に至った後に火山活動が沈静化していく段階で、噴出物の飛散が火口周辺に留まる程度のごく小規模な水蒸気噴火が発生することがある。 (過去事例) 2000年9月頃～2001年10月頃の活動:噴出物の飛散が火口内に留まる水蒸気噴火が発生
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	●山頂火口原及びその近傍等への立入規制等。	●火山活動は静穏。状況により、山頂火口原内及び近傍等に影響する程度の火山灰の噴出等の可能性がある。

※レベル5において噴火発生後、火山活動が低下した場合は居住地域への影響を勘案し、警戒が必要な範囲を活動している火口等の周辺に限定したレベル5への切り替え、またはレベル3への引き下げを行います。
 ※噴火活動の低下に伴ってレベルの引き下げを行う過程では、レベル4は運用しません。
 ※最新の噴火警戒レベルは、気象庁HPでご覧いただけます。 → 右QRコード

平成20年 6
月9日運用開
始
令和 2年
3月9日改定

9. 様式

様式1 避難・退避状況集計様式

集計様式				
年 月 日 : 現在				
避難・退避者数			うち負傷者数	備考
乳幼児	職員	合計		

様式2 避難・退避状況整理様式

No	ゲル -フ°	氏名 (フリガナ)	性別	年齢	負傷	備考
記載例	↑	防災 一郎 (ホウサイ イツウ)	男	40		
	↓	防災 花子 (ホウサイ ハナコ)	女	30	○	右手けが
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

様式3 引渡しカード

噴火時引渡しカード							
引渡し場所				洞爺湖温泉小学校			
(乳幼児名)				(きょうだい)			
組				組			
番号	引き取り者氏名			連絡先		乳幼児との関係	チェック欄
1	保護者			電話 [- -]			
				携帯 [- -]			
				住所 []			
2							

岩手山噴火時等の避難確保計画

(案)

令和2年12月

施設名：滝沢市立柳沢小中学校

影響を受ける火山現象や施設の立地、施設周辺の道路等の状況、利用者の状況、従業員等の業務状況等によって、噴火時等に行うべき防災対応は異なります。避難確保計画の事例を参考にする場合には注意してください。

目 次

1. 計画の目的	1
2. 当施設の位置	1
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	3
4. 防災体制	4
5. 情報伝達及び避難誘導	6
5.1 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合	6
5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した避難準備・避難勧告・避難指示の発令により、避難が必要となった場合	11
5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合	13
6. 資器材の配備等（必要な物資等）	14
7. 防災教育及び訓練の実施並びに児童等への周知及び啓発	15
8. 参考資料	17
9. 様式	21

1. 計画の目的

滝沢市立柳沢小中学校（以下「当施設」という。）は、滝沢市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条の規定に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条の規定に基づき避難確保計画（以下「本計画」という。）を定める。

本計画は、当施設に通学する児童及び生徒並びに勤務する教職員等の施設内にいる者に対して、岩手山の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 当施設の位置

以下に、当施設の位置図を示す。当施設は、想定火口から約8 kmに位置しており、噴火警戒レベル4又は5に引き上げられ、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令された場合に避難が必要になる。

表1 施設の位置

項目		内容
想定火口からの距離		概ね8 km
噴火警戒 レベル	レベル2（火口周辺規制）	範囲外
	レベル3（入山規制）	範囲外
	レベル4及び5（避難準備及び避難）	範囲内
当施設に影響のある火山現象		溶岩流、融雪型火山泥流、 小さな噴石、火山灰

次項に、当施設の位置図を示す。

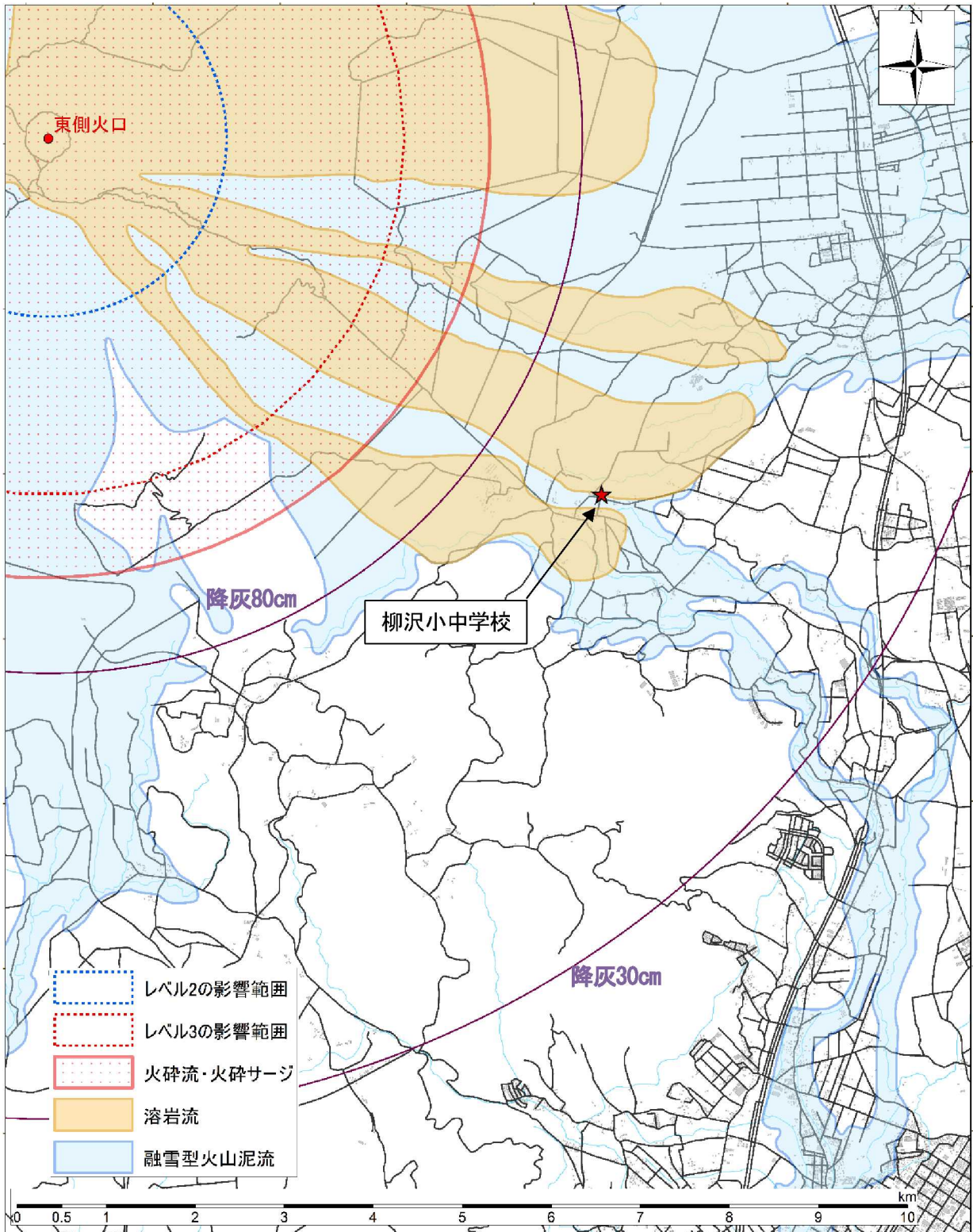


図1 当施設の位置図

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当施設において避難確保を行うべき対象は、原則として児童等とする。

なお、避難を確保すべき者の想定人数は、以下のとおりである。

表2 避難を確保すべき児童等

避難を確保すべき対象	
児童及び生徒数	教職員数
33人	15人

(令和3年3月現在)

当施設周辺の地図を以下に示す。

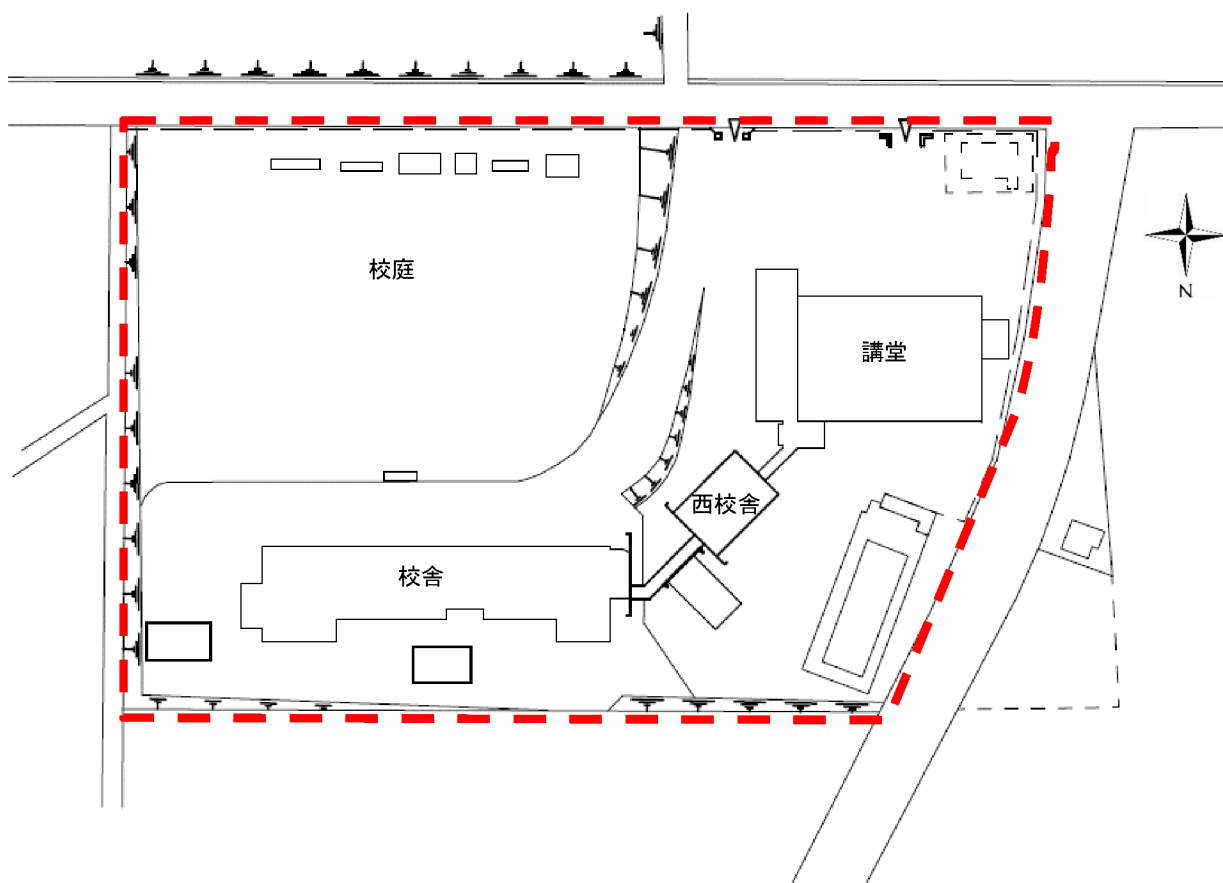


図2 柳沢小中学校周辺の地図

4. 防災体制

岩手山の火山活動が活発化した場合の当施設における防災体制は、以下のとおりである。

表3 防災体制と火山活動状況の関係

体制	当施設の班組織	状況
災害対応体制	以下の班体制をとる。 ・ 統括管理者 ・ 情報班 ・ 避難誘導班	事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合
		噴火警戒レベルの引上げ等に対応した避難準備・避難勧告・避難指示の発令により、避難が必要となった場合
情報伝達体制	以下の班体制をとる。 ・ 統括管理者 ・ 情報班	噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合
		火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

当施設は、以下の体制を取り災害対応にあたる。

施設名	滝沢市立柳沢小中学校	
統括管理者	■■■■■	・ 施設の統括
情報班（班長）	■■■■■	<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火警戒レベル等火山活動情報の収集及び伝達 ・ 各種団体及び機関との情報連絡 ・ 施設の避難状況集約
避難誘導班（班長）	■■■■■	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童等の避難状況把握 ・ 児童等への避難等の呼びかけ ・ 避難誘導

図3 施設の体制図

統括管理者が不在の場合等には、以下の者が代理となる。

表4 統括管理者の代理順位

代理順位	氏名
第1位	■■■■■
第2位	■■■■■

5 情報伝達及び避難誘導

5.1 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合

(1) 情報収集及び伝達

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火の発生を確認した場合、当施設が行う情報収集及び伝達は、以下のとおりである。

表5 当施設として行う情報収集及び伝達

対応	施設のとるべき対応
①防災体制の確立	災害対応体制を取り、滝沢市に噴火の発生と避難の開始を連絡する。
②児童等の状況把握	児童等の避難及び被災状況を把握する。 施設及び周辺の被害状況を把握する。 ・
③滝沢市との協議	滝沢市と以下の情報を共有し、避難等の実施について随時協議を実施する。 ・ 施設が把握している火山活動の状況 ・ 児童等の避難及び被災状況 ・ 施設及び周辺の被害状況 ・ 噴石・火山灰の堆積状況 ・ 气象台及び専門家等から得られる火山活動の今後の推移等 避難実施のタイミング

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表6 関係機関連絡先一覧

分類	関係機関	連絡先	担当窓口
行政機関	滝沢市	██████████	防災防犯課 防災担当
		██████████	教育委員会教育総務課
参考	その他 関係機関	盛岡地方气象台	██████████
		滝沢消防署 滝沢北出張所	██████████
		盛岡西警察署	██████████

(2) 緊急退避誘導

①全校への情報伝達

情報班長は、ただちに校内放送を通じて、全教室、校舎内に情報伝達を行う。

ただ今、岩手山が噴火しました。教職員、児童のみなさんは、落ち着いて西校舎に移動してください。

児童のみなさんは、先生の指示に従って行動してください。

②施設内への緊急退避

各クラス担当教諭は、児童等を西校舎*に緊急退避させる。

避難誘導班は、西校舎に移動してきた児童等に、ヘルメット、マスクを配布し、装着するよう指示する。

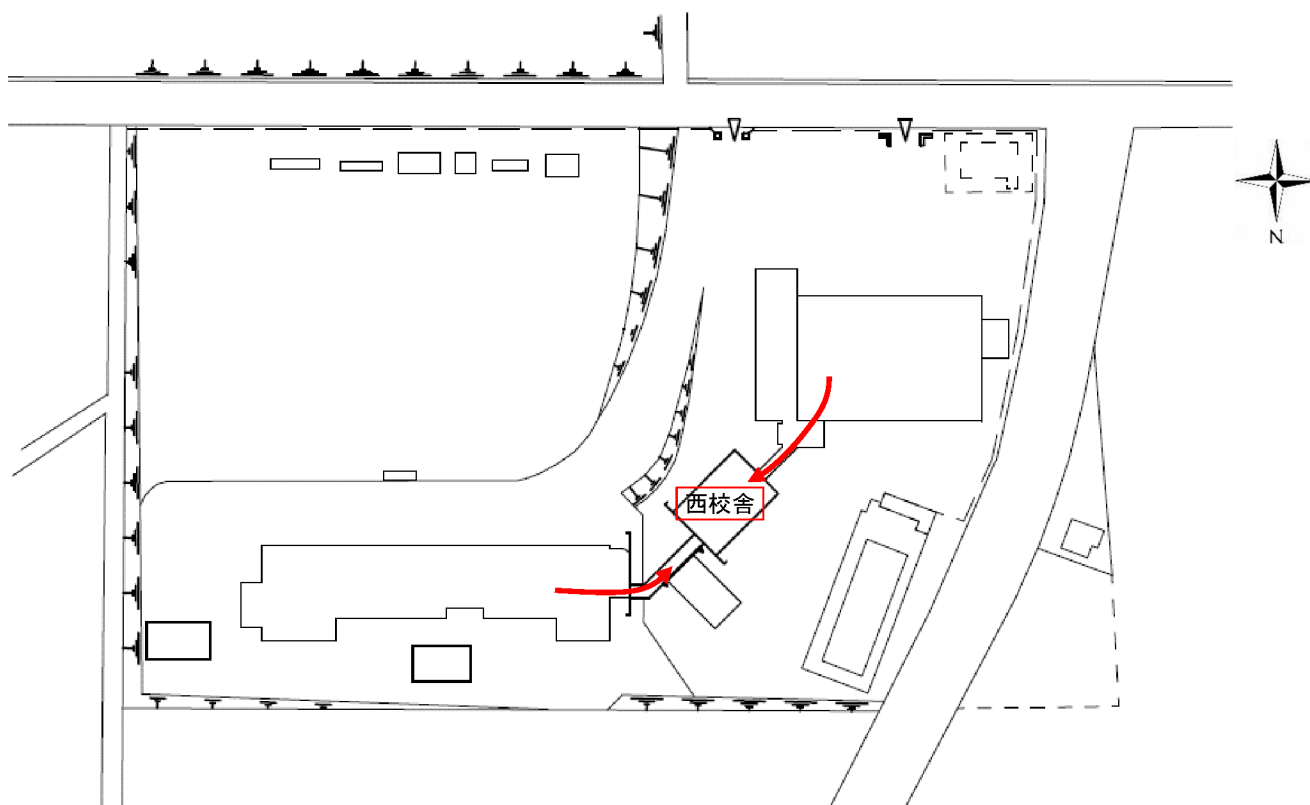


図4 施設内の緊急退避の経路図

※西校舎は、周辺の地形や建物の構造から、講堂や校舎と比較して、融雪型火山泥流の直撃を受けにくく、施設周辺に土砂や流木等も堆積しにくいと考えられる。

③児童等の避難・退避状況の把握及び報告

避難誘導班長は、緊急退避が完了した後、児童等の避難・退避状況を様式1により集計整理する。更に詳細な退避状況を報告する場合には様式2を用いる。

情報班長は整理した結果を、滝沢市に報告する。

④応急手当の対応

避難誘導班は、負傷者に対して応急手当を行うとともに、養護教諭等に至急知らせる。

(3) 滝沢市との協議

統括管理者は、施設内での緊急退避後、市と協議し、火山活動の状況や施設周辺の被害状況等を踏まえ、今後の対応を決定する。

居住地域に影響しない規模（噴火警戒レベル2又は3の規模）の噴火であることが分かった場合には、「5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合」に準じて対応を行う。

(4) 滝沢第二小学校への避難・搬送等

①救助部隊等到着までの対応

避難誘導班は、救助部隊が到着するまでの間、児童等に備蓄物資を配布する。

②滝沢第二小学校への避難・搬送

避難誘導班は、救助部隊と連携し、準備ができた児童等から順次、車両等に乗せ「滝沢第二小学校」へ避難させる。避難中は噴石や火山灰に注意する。

滝沢第二小学校までの避難経路は、図5を参考に、滝沢市との協議や道路の渋滞の状況等を考慮し、融雪型火山泥流の影響が想定されている範囲から最も早く脱出できる経路とする。



図5 滝沢第二小学校までの経路図（例）

(5) 児童等の保護者への引渡し

各クラス担当教諭は、避難先（滝沢第二小学校等）において保護者への引渡しを実施する。引渡しを行う際には、保護者または代理人が持参した様式3引渡しカードを照合し、確認を行う。帰宅後の連絡先がカードの連絡先と同じかどうか確認して、自宅以外の場所に引き取る場合は連絡先を確認する

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した避難準備・避難勧告・避難指示の発令により、避難が必要となった場合

(1) 情報収集及び伝達

避難準備・避難勧告・避難指示等の発令により、避難が必要になった場合、当施設が行う情報収集及び伝達は、以下のとおりである。

表7 当施設として行う情報収集及び伝達

対応	施設のとるべき対応
①防災体制の確立	滝沢市からの第一報をもとに災害対応体制をとる。
②滝沢市との協議	滝沢市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設が把握している火山活動の状況 ・ 気象台等から得られる今後の火山活動の推移等 ・ 児童等の人数
③保護者への伝達	避難を実施すること及び避難先で引渡しを行うことを、メール等を用いて保護者へ伝達する。

関係機関の連絡先は、6ページの表6のとおりである。

(2) 避難誘導対応

①教職員等への周知・伝達

情報班長は、全教職員に噴火警戒レベルが引き上げられ避難が必要になったことを伝える。

②児童等への情報伝達

情報班長及び各クラス担当教諭は、口頭、又は校内放送設備で、児童等に滝沢第二小学校へ避難が必要なことを伝える。

＜噴火警戒レベル4（又は5）の場合の伝達文＞

岩手山の火山活動が活発化しているため、滝沢第二小学校へ避難が必要になりました。みなさんは、先生の指示に従って、落ち着いて行動してください。

各クラス担当教諭は、児童等を講堂に誘導し、整列させる。

(3) 避難・搬送の準備

①児童等の避難・退避状況の把握及び報告

避難誘導班長は、「5.1 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合(2) 緊急退避誘導 ③児童等の避難・退避状況の把握及び報告」に準じて、児童等の状況を集計整理する。

情報班長は整理した結果を、滝沢市に報告する。

②市等との協議

火山活動の状況等を踏まえ、統括管理者は市と協議し、避難・搬送等の手順等を決定する。

(4) 滝沢第二小学校への避難・搬送等

①救助部隊等到着までの対応

避難誘導班は、救助部隊等が到着するまでの間、児童等に備蓄物資を配布する。

②滝沢第二小学校への避難・搬送

避難誘導班は、救助部隊と連携し、準備ができた児童等から順次、車両等に乗せ「滝沢第二小学校」へ避難させる。避難中は噴石や火山灰に注意する。

滝沢第二小学校までの避難経路は、図5を参考に、滝沢市との協議や道路の渋滞の状況等を考慮し、融雪型火山泥流の影響が想定されている範囲から最も早く脱出できる経路とする。

(5) 児童等の保護者への引渡し

滝沢第二小学校への避難後は、「5.1 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合(5)」の対応に準じて、保護者等への引渡し対応を行う。

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

(1) 情報収集及び伝達

表8 当施設として行う情報収集及び伝達

対応	施設のとるべき対応
①防災体制の確立	滝沢市からの第一報をもとに情報収集体制をとる。
②滝沢市との協議	滝沢市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設が把握している火山活動の状況 ・ 気象台等から得られる今後の火山活動の推移等

関係機関の連絡先は、6ページの表6のとおりである。

(2) 教職員等への周知・伝達

情報班長は、全教職員に噴火警戒レベルが引き上げられ立入規制が実施されたこと、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたこと、今後の火山活動や気象庁・滝沢市から出される情報に注意することを伝える。

(3) 児童等への周知・伝達

教職員は、児童等に、噴火警戒レベルが引き上げられたこと又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたことに伴い、今後の火山活動の状況により避難する可能性があることを伝えるとともに、登下校時の注意を呼びかける。

6. 資器材の配備等（必要な物資等）

当施設で保有する、設備、資器材及び備蓄物資は、下表のとおりである。

統括管理者は、日頃からこれらの資器材等の使用方法及び保管場所を教職員に周知し、また、その維持管理に努めるものとする。

統括管理者は、毎年4月に設備、資器材及び備蓄物資の状況を点検及び確認し、必要な更新等を行う。

表9 保有設備、資器材及び備蓄物資一覧

活動区分	設備、資器材及び備蓄物資	設置又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	職員室及び多目的教室	4
	ラジオ	教室及び音楽室	10
	PC	PC室及び職員室	18
	防災行政無線戸別受信機	職員室	1
	防災行政無線移動系	西校舎	1
避難誘導	携帯用拡声器	職員室	1
	ヘルメット	玄関前小ホール	50
	マスク	保健室	約600
その他			

(令和3年3月現在)

7. 防災教育及び訓練の実施並びに利用者等への周知及び啓発

(1) 当施設における研修及び訓練の実施

当施設においては、下表の研修及び訓練を実施する。特に、岩手山では10月頃から積雪が始まるため、教職員による当該計画の確認や児童等の避難訓練の実施、保護者への引渡し場所等の周知を行う。

表10 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
避難訓練①（火災想定）	年1回	児童等
避難訓練②（下校時、大地震想定）	年1回	児童等及び協力可能な地域の方
避難訓練③（地震・火山噴火想定）	年1回 (10月上旬)	児童等 ※保護者への周知も併せて実施
避難訓練④（不審者侵入想定）	年1回	児童等

(2) 避難確保計画の見直し

毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。施設や人事異動等で変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画の修正を行う。訓練を実施した場合や計画を変更した場合は、滝沢市に報告する。

(3) 当施設における児童等への情報提供及び啓発

情報掲示やパンフレット等の配布を通じて、児童等への情報提供及び啓発を行う。

(4) 保護者への周知及び啓発

毎年10月上旬に実施する児童等の避難訓練の実施のお知らせに併せ、保護者に対して、噴火時等の引渡しの対応について周知を行い、柳沢小中学校でなく滝沢第二小学校等の避難先で引渡しを実施することを確実に伝えておく。

表11 情報掲示内容等一覧

情報内容	活用する資料	周知方法
避難先・避難経路	滝沢市防災マップ (岩手山火山災害)	各教室、昇降口等の掲示板に掲示
噴火時等の保護者への引渡し場所、引渡し方法	引渡しカード	避難訓練実施のお知らせ文と併せて周知

(5) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を滝沢市・盛岡地方気象台に伝達する。連絡先は、6ページの表6のとおりである。

8. 参考資料

参考とすべき情報等

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。</p>		
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。</p>		
地震・火山月報（防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。</p>		

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	滝沢市	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

岩手山噴火警戒レベル表

岩手山の噴火警戒レベル

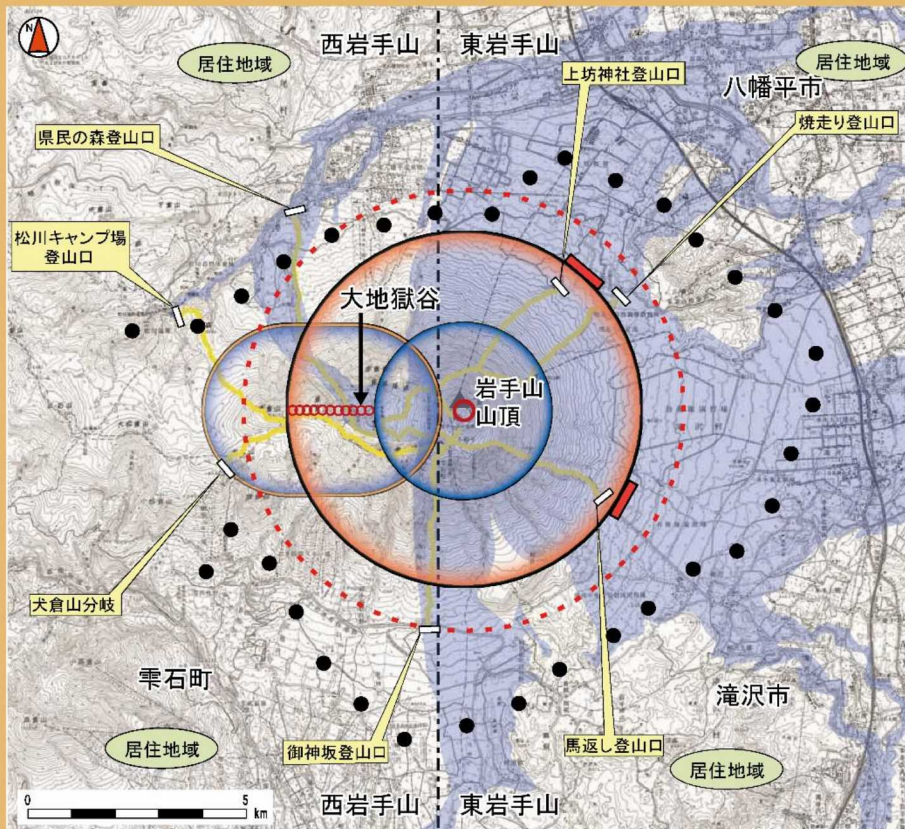
— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 岩手山の噴火警戒レベルは、噴火警報等でお伝えします。



岩手山を西側から望む

■ 岩手山 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



岩手山の火山活動について

岩手山では、1686年に山頂火口から、1732年に山腹火口（焼走り溶岩流）から、1919年に大地獄谷で噴火が起きています。また、1998年3月以降地震活動が活発になり、1999年からは西岩手山の大地獄谷や黒倉山から姥倉山にかけて噴気活動が活発になりました。
現在（平成31年3月）は、地震活動、噴気活動も静穏な状況となっています。

凡 例	
●	居住地域の境界
—	規制登山道
□	登山口等の入山規制箇所
○	想定火口
●	レベル2の影響範囲(東岩手山)
●	レベル3の影響範囲(東岩手山)
●	レベル2, 3の影響範囲(西岩手山)
○	火砕流・火砕サージの影響範囲(レベル4, 5)
■	融雪型火山泥流の影響範囲(レベル4, 5)
□	レベル3における通行規制箇所

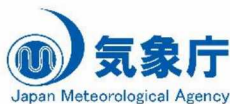
この図は、国土地理院発行5万分の1地形図「岩手」を使用して作成しています。

■この図は岩手山の噴火警戒レベルに対応した規制として、レベル2、3における主な規制範囲を示しています。

■岩手山の噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町にお問い合わせください。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

仙台管区気象台 地域火山監視・警報センター
TEL:022-297-8164 <https://www.jma-net.go.jp/sendai/>
盛岡地方気象台
TEL:019-622-7868 <https://www.jma-net.go.jp/morioka/>
岩手山火山防災協議会事務局：岩手県
TEL:019-629-5155 <http://www.pref.iwate.jp/>



平成19年12月1日運用開始
平成31年3月20日改定

岩手山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している。 過去事例 1686年の噴火：東岩手山山腹で噴火、融雪型火山泥流が川沿いに北上川まで流下、滝沢市一本木地区砂込川沿いの居住地域で一部家屋の流出火砕流（火砕サージ）は火口から山麓（約4 km）まで流下 噴石は火口から山麓（約4 km）まで飛散
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難等が必要。	●融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある。 過去事例 1732年の噴火：東岩手山山腹で噴火、北東山腹に溶岩流出（焼走り熔岩流） 激しい地震活動、有感地震の多発、住民避難
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	●東岩手山の火口から概ね4 km以内及び西岩手山の火口から概ね2 km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。 過去事例 1998年の活動：4月29日、短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生し、地殻変動に急激な変化
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。（登山道は入口から立入規制） 住民は通常の生活。	●東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2 km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。 過去事例 1919年の噴火：西岩手山（大地獄谷）で噴火、噴石は脇の登山道に飛散 1998年の活動：3月17日、火山性地震が増加し地殻変動開始
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生。

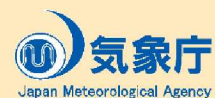
※火口は、東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から姥倉山付近までの稜線に想定される。

※「特別に被害が予想される区域（施設）」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については各市町の地域防災計画等で定められています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



平成31年3月

9. 様式

様式1 避難・退避状況集計様式

集計様式				
年 月 日				
: 現在				
避難・退避者数			うち負傷者数	備考
児童・生徒	教職員	合計		

様式2 避難・退避状況整理様式

No	年	組	氏名 (フリガナ)	性別	備考
記載例	小2	1	防災 一郎 (ホウサイ イチロウ)	男	
	中1	2	防災 花子 (ホウサイ ハナコ)	女	右手けが
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

雄山噴火時等の避難確保計画（案）

特別養護老人ホームあじさいの里

令和〇年〇月

影響を受ける火山現象や施設の立地、施設周辺の道路等の状況、利用者の状況、従業員等の業務状況等によって、噴火時等に行うべき防災対応は異なります。避難確保計画の事例を参考にする場合には注意してください。

目 次

1	計画の目的	1
2	施設の位置	1
3	避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	3
4	防災体制	4
5	情報伝達及び避難誘導	
5. 1	噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合	6
5. 2	噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合	12
5. 3	噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合	14
6	資器材の配備等	15
7	防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察等	18
8	参考資料	19

1 計画の目的

特別養護老人ホームあじさいの里（以下、「当施設」という。）は、三宅村地域防災計画に、活動火山対策特別措置法（以下、「活火山法」という。）第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、活火山法第8条に基づき雄山噴火時等の避難確保計画（以下、「本計画」という。）を定める。本計画は、当施設の従業員及び利用者（以下、「利用者等」という。）の噴火時における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とするものである。

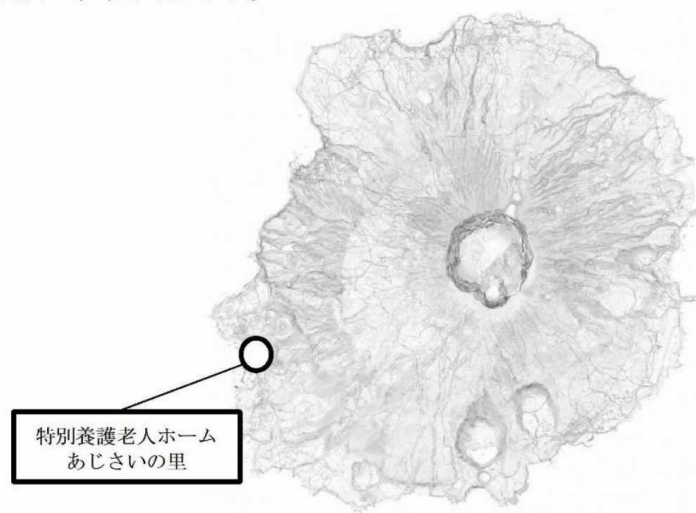
2 施設の位置

当施設は、雄山想定火口域から約5kmに位置しており、噴火警戒レベル3（入山規制）の場合は、避難準備、又は島内避難が必要となる。

表—1 施設の位置

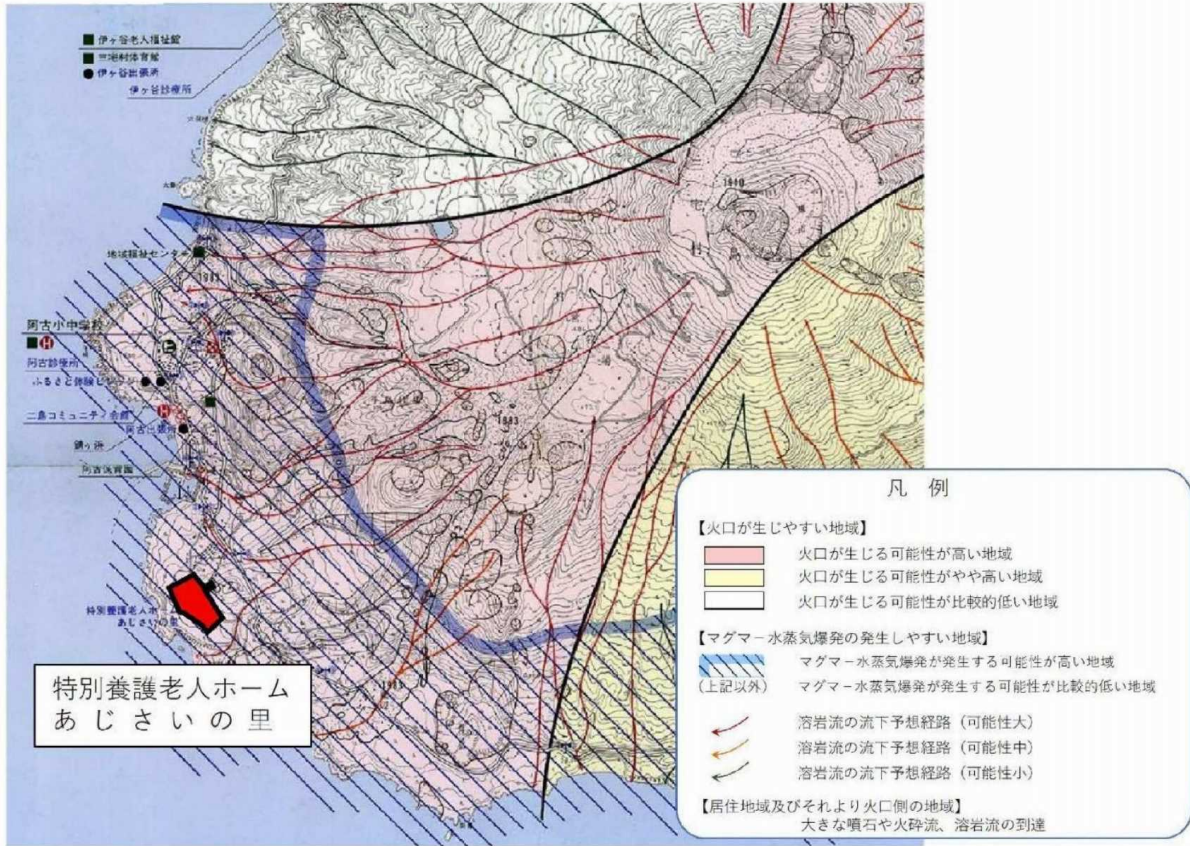
項目		内容
雄山想定火口からの距離		約5km
噴火警戒 レベル	レベル2：火口周辺規制	範囲外
	レベル3：入山規制	範囲外
	レベル4・5：避難準備・避難	範囲内
地区に影響のある火山現象	雄山山頂域からの噴火	噴石、火山灰、溶岩流、火砕流、火災サージ、火山ガス降灰後の土石流
	雄山山腹域からの噴火	噴石、火山灰、溶岩流、火災サージ

以下に、施設の位置図を示す。



図—1 施設の位置図（その1）

火山ハザードとの関係



図一2 施設の位置図 (その2)

3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当施設において避難確保を行うべき対象は、原則として施設に勤務する者、施設の利用者とする。

また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保に努める。

当施設の従業者数、最大利用者数（入居者数及びデイサービス利用者数）、当施設に緊急退避してくる者の想定人数は、以下のとおりである。

表-2 避難を確保すべき対象者数

(日中のピーク) 祝日を含む平日

避難を確保すべき対象			施設周辺にいる 登山者・観光客等 (左記を含まない)
従業者数	入居者数	デイサービス利用者数	
65人	55人	25人	—

当施設周辺の地図を以下に示す。



図-3 施設周辺の地図 (その1)



図-4 施設周辺の地図 (その2)

4 防災体制

当施設の噴火時等の体制は、以下のとおりである。

表－3 火山活動状況と体制の関係

状 況	体 制	班組織
噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合	災害対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統括管理者 ・ 情報班 ・ 避難誘導班
噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合		
噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合	情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統括管理者 ・ 情報班

【夜間・休日の防災体制】

夜間や休日など勤務者が少ない時間帯に災害が起きたときの職員への参集については、移動の安全が確保されることを第一条件とし、参集による職員の二次災害を防ぐ。

また、参集が必要であっても限られた人員で複数の職員への連絡に時間を割くことが困難な場合も想定されるため、事前にルールを作り職員と共有する。

○連絡しない

○連絡するが参集を行わない

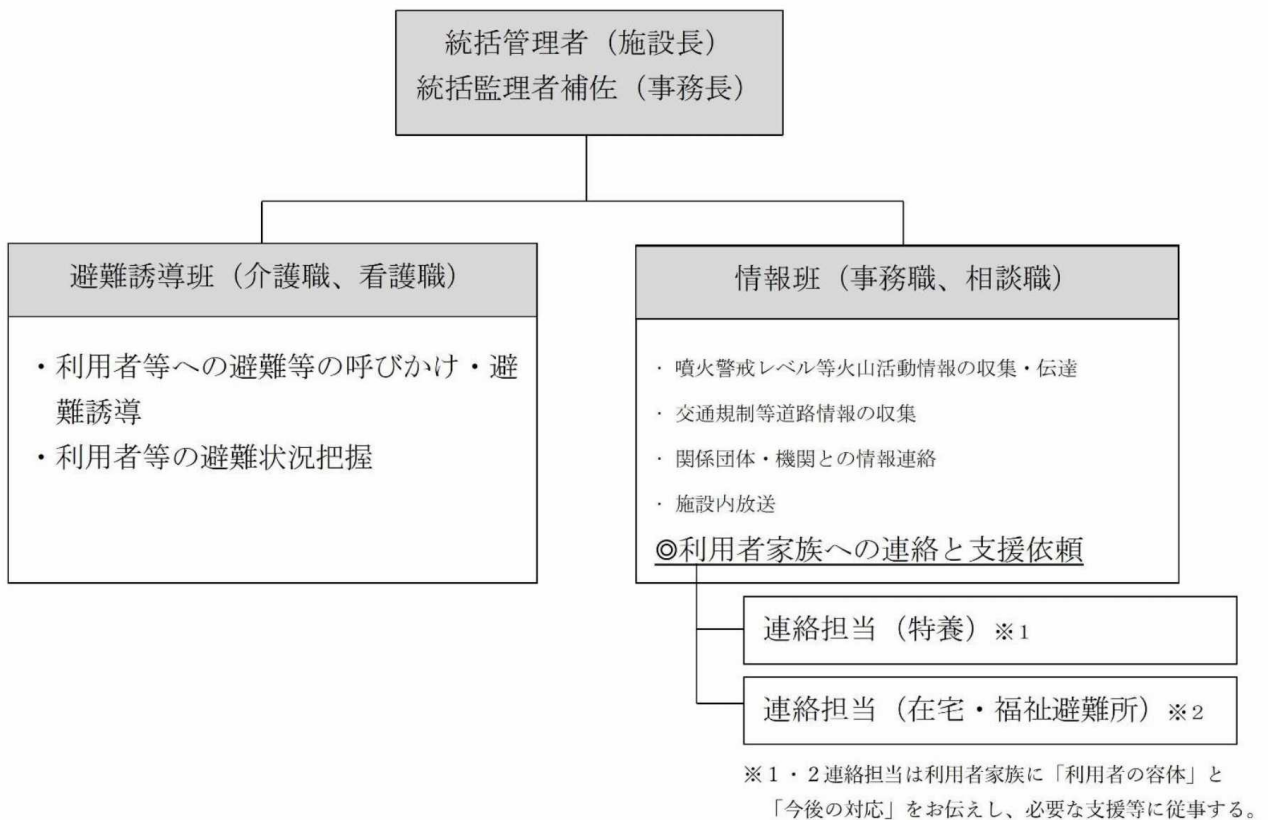
○災害の程度を確認し、安全を確保した後に参集

以上の3パターンを状況に応じて対応する。

災害と地域の状況	火山ガス、火山弾等により屋外に出ること自体が危険	火山灰等により視界がなく移動が困難	自宅が避難勧告地域にあり職員が避難している	通信網のダウンのため連絡できない
休日	参集指示しないが施設の状況は緊急連絡網により共有	同左	同左	回復したら参集指示(但し移動の安全を確認)
夜間	参集せず緊急連絡も行わず(利用者の安全確保を優先)	同左	同左	回復したら参集指示(但し移動の安全を確認)

【当施設の体制】

- ・統括管理者を日中は、施設長、夜間は当直管理人とし、以下の体制をとり災害対応にあたる。
- ・統括管理者が不在の場合には、次級者が代理となる。
⇒統括管理者（施設長）の不在時の代決順位は以下とする。
第一代理者：事務長 ⇒ 第二代理者：事務主任 ⇒ 第三代理者：事務副主任



図－5 体制図

上記の職種にあたらぬ者（調理主任、栄養士、調理員、運転手、清掃員、洗濯員、宿直員）は、統括管理者の指示を受け対応する。（状況が混乱している場合や特段の指示がない場合は利用者対応を優先する）

5 情報伝達及び避難誘導

5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合

ア 情報収集・伝達

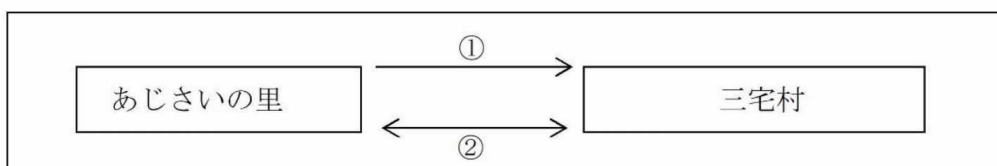
①雄山の噴火の発生を認知した場合、直ちに災害対応体制を取るとともに、三宅村に噴火発生の実事や災害対応体制を取ったことを伝達する。

②その後も継続して三宅村と連絡を取り合い、情報の共有を行う。

共有する情報は、以下のとおり。

- ・施設が把握している火山活動の状況
- ・利用者等の避難状況、被災状況（負傷者数等）
- ・施設及び周辺の被害状況
- ・気象庁等から得られる今後の火山活動の推移等
- ・規制範囲外又は島外への避難実施のタイミング※

※避難実施のタイミングは、以下の施設のポイントを随時、三宅村に報告し、適切な判断を仰ぐ。



図一6 緊急連絡の流れ

【すぐに規制範囲外又は島外避難を要せず、当面の間施設内で事業継続をする場合】

三宅村等との情報共有のポイント

- 1, 看取り介護の利用者の容体
- 2, 体調不調の利用者の状況（中央診療所への受診の必要性の有無）
- 3, ライフライン（電気、水、燃料）の持続性

*燃料はプロパンガスと灯油を業者が定期的に納品しているので航路や道路が途絶えると調理、入浴が対応できなくなる。

- 4, 食材の確保期間の把握
- 5, 職員の参集と勤務継続の状況（夜勤を含めたシフト維持ができるかどうか
⇒家庭状況により参集できない職員）

- 6, 紙おむつ、デスポ手袋等介護材料の在庫状況等がある。

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表—4 各施設及び関係機関連絡先一覧

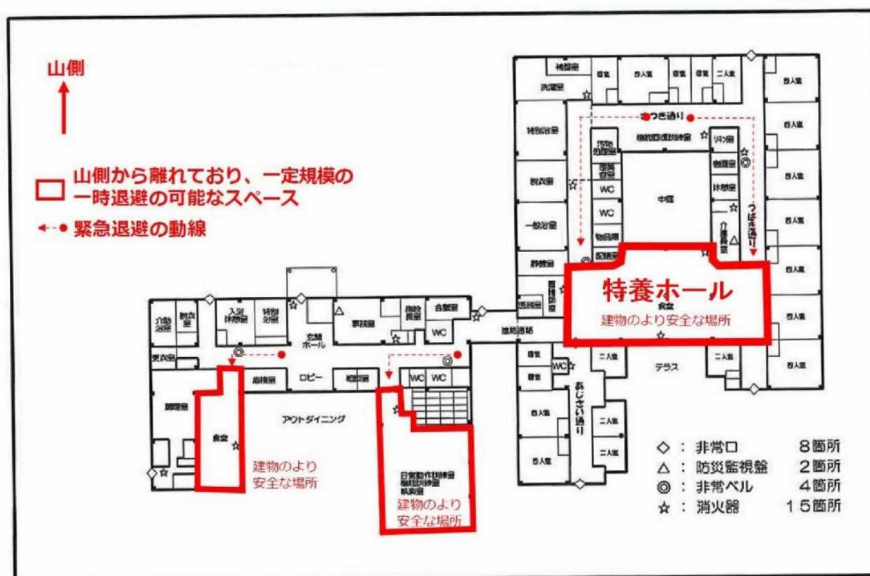
分類	業種	施設名	連絡先
連絡先 (外部機関との窓口)	行政機関	三宅村役場	総務課防災危機管理係 福祉健康課福祉係
		東京都三宅支庁	
参考 (防災対応では、連絡をとる必要はないが、知っておくべき関係機関)	その他関係機関	気象庁火山防災連絡事務所	(不在時は本庁へ転送)
		三宅村消防本部	
		三宅島警察署	

イ 避難誘導対応（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

避難誘導班は、自身の安全を確保しつつ、建物の入り口等で、屋外にいる利用者等に対して、拡声器等で雄山が噴火したことを伝え、建物内に入るよう呼びかける。また、建物内にいる利用者等に対しても、雄山が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。

ウ 建物内のより安全な場所への誘導

避難誘導班は、利用者や建物内の緊急退避者に、マスクとヘルメットを配布し、即時着用品を指示するとともに、建物内のより安全な場所（基本的に特養ホール。緊急退避者が入りきれない場合には、デイサービスへ誘導する。



図—7 建物のより安全な場所と経路図

エ 緊急避難者状況の把握・整理

避難誘導班は、緊急退避誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急退避者の状況を可能な限り把握・整理する。

表—5 退避状況整理様式

緊急退避者数			うち負傷者数	備考
利用者	従業員等	合計		

整理様式

〇〇年〇月〇日
〇〇：〇〇現在

オ 応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。

カ 規制範囲外又は島外への避難（避難指示のケース）

（ア）入所者のトリアージ

三宅村より避難指示が発令された場合は、職員は直ちに、「避難（移送）トリアージ基準」に従い、トリアージを行い、準備と対応を行う。

避難（移送）トリアージ基準

要避難3（最優先）：常時全介護が必要な者、看取り介護、医療を必要とする者。

指示の入らない身体レベルの高い認知症の者。

負担のない移送方法（救急車、リフト車）により近隣の場所が望ましいが、長時間の場合は配慮が必要な者。マンツーマンの介護者の付添が常時必要。

要避難2：比較的体調やメンタルが安定し、車椅子のまま乗車可能なリフト車又は普通車にトランス乗降が可能な者。

要避難1：歩行又はある程度の距離の介助歩行が可能な、比較的自立度が高く移送を待つことができる者。長時間の移動に耐えられる者（緊急性が低い）。普通車や乗り合いバスによる移送が可能（ただし見守り者は必要）

（イ）移送方法等の検討

避難誘導班（介護職、看護職）は、利用者等の移送に係る支障を少しでも軽減するため、前（ア）のトリアージ結果に基づき、

- ①施設から避難所等への陸上移送方法（救急車、リフト車、普通車、又はバス）
- ②三宅島から内地への移送方法（ヘリコプター又は船）

③内地での受け入れ施設（病院又は特養ホーム）の種別及び施設までの移送方法の留意事項について検討を行い、統括管理者に報告する。

(ウ) 情報提供書の活用

移送には、警察、消防、村職員の支援も仰ぎ、予め用意してある「移送する高齢者の情報」＝「情報提供書」※を支援者に渡し、個人情報の取扱いに注意し、「情報提供書」を生かした個別対応を移送者と受入施設職員が行えるようにする。

※「情報提供書」とは、

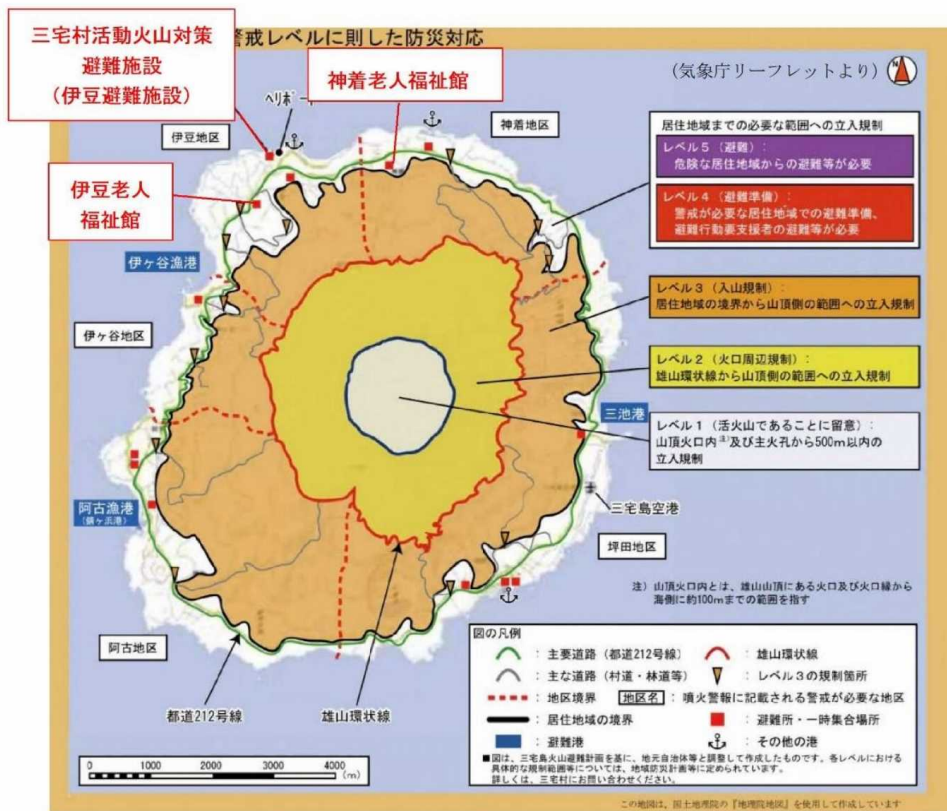
- 1) 性別、年齢
- 2) 家族の連絡先
- 3) 要介護度、認知の有無、既往症、服薬内容と持参の有無、感染症
- 4) 移動手段：独歩（杖の有無）、歩行器、車椅子、ストレッチャー
食事、排泄の方法
- 5) 介護上の留意点
 - ・障がい面：高次脳機能障害、反側空間失認等
 - ・コミュニケーション：失語症、構音障害等
 - ・メンタル面：認知症等
 - ・食事：嚥下機能、糖尿病等
 - ・排泄：腎盂腎炎、膀胱炎、人工肛門、人工膀胱等
 - ・入浴：皮膚トラブル等
 - ・睡眠：コール対応
 - ・歩行面：膝折れの有無

(エ) 避難先

避難先は三宅村活動火山対策避難施設（伊豆避難施設）、神着老人福祉館、伊豆老人福祉館を基本とし、避難先への避難経路は下図のとおりとする。

(オ) 島外避難

三宅村役場の指示に従い、各避難所（避難していない場合は各施設）から避難港（三池港、阿古漁港（錆ヶ浜港）、伊ヶ谷漁港）又はヘリポート（三宅島空港、三宅村場外離着陸場）へ移動し、島外に避難する。



図—8 避難先と避難経路 (その1)

■避難所・社会福祉施設等位置図



■避難経路図 (阿古地区)



図—9 避難先と避難経路 (その2)

キ 避難準備

三宅村役場より避難の前段階である避難準備が発令された場合は、今後の火山現象の活発化に備え、下記の避難の準備を行うとともに、火山に関する情報の収集に努める。

(ア) 施設が行う避難準備

- ・ 家族、親戚等への連絡
- ・ 情報提供書の準備
- ・ 入院セット（着替え、洗面用具、薬、義歯用の容器や保存液）の備蓄倉庫からの搬出
- ・ 利用者等が個々に必要な以下の日用品等について、必要数量の確保
 - ・ 日用生活品
 - ・ 介護材料
 - ・ 自助具
 - ・ 紙おむつ
 - ・ トレーニングパンツ
 - ・ とろみアップ
 - ・ マスク
 - ・ 手指消毒剤
 - ・ デイスポ手袋
 - ・ ホカロン
 - ・ 冷却剤 等

(イ) 入所者又はその家族が行う避難準備

- ・ (ア) に係る準備に対する協力
- ・ 持ち出し用品の確認

5. 2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

ア 情報収集・伝達

- ①雄山の噴火に伴い三宅村から避難の勧告・指示があった場合や雄山の噴火警戒レベルが4以上に引上げられた場合、直ちに災害対応体制をとる。
- ②その後、三宅村と随時、情報収集・伝達に努め、避難対応の実施について協議を行う。表-4「各施設及び関係機関連絡先一覧」と表-8「参考とすべき情報等(例)」を活用し対応にあたる。

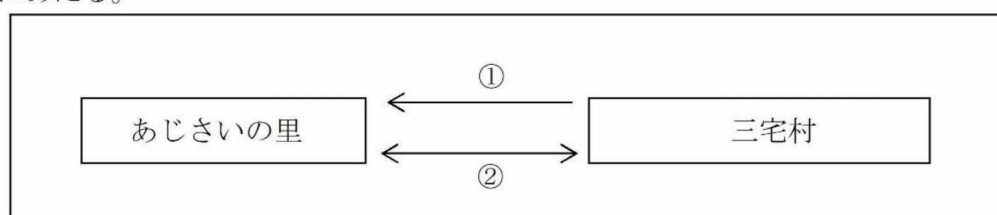


図-10 緊急連絡の流れ

③職員及び入所者への情報伝達

避難が必要となった場合、統括管理者は職員や入所者に噴火警戒レベルが引き上げられたことや、避難勧告・避難指示が発令され、規制範囲外（状況により島外）へ避難が必要なことを伝える。

(ア) 職員への周知

〈職員への説明〉

ただ今、雄山の噴火警戒レベルが4に上がり、火口から居住地域までの必要な範囲に立入規制がかかりました。当施設も規制範囲に含まれます。

各利用者様の避難方法については、避難誘導班の係員の指示に従ってください。

(イ) 入所者への周知

〈入所者への（各職員からの）説明〉

案1. 「雄山が噴火したので、これから〇〇へ、皆さんと一緒に逃げます」

案2. 「雄山が噴火しました。ここにいるとあぶないので、一緒に避難しましょう。」

イ 避難誘導対応（規制範囲外又は島外への避難の実施）

三宅村から避難の勧告・指示があった場合や雄山の噴火警戒レベルが4以上に引上げられた場合には、5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合の「規制範囲外又は島外への避難」の対応要領に準じて行動する。

【当施設の避難対応の目安（参考）】

噴火警戒レベルと避難対応の目安【三宅島火山避難計画に加筆】

(1) 噴火警戒レベル1

火口内および近傍の立入規制を行う。

施設…通常どおり

(2) 噴火警戒レベル2

雄山環状線から山頂側の範囲の立入規制を行う。

施設…情報収集、情報共有

(3) 噴火警戒レベル3

居住地域の境界から山頂側の範囲の立入規制を行う。

(山頂) 噴火の可能性がある場合は、避難行動要支援者の避難準備を行う。

施設…避難準備

(山頂) 噴火が発生した場合は、避難行動要支援者の島内避難、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

施設…規制範囲外避難

(4) 噴火警戒レベル4

ア 山頂噴火

居住地域までの必要な範囲の立入規制を行う。

一般住民の避難準備、避難行動要支援者の島外避難、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

施設…島外避難

イ 山腹噴火

噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。

一般住民の避難準備、避難行動要支援者の島内避難又は島外避難、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

施設…規制範囲外又は島外避難

(5) 噴火警戒レベル5

ア 山頂噴火

居住地域までの必要な範囲の立入規制を行う。

一般住民・避難行動要支援者・来島者の島外避難を行う。

施設…島外避難

イ 山腹噴火

噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。

一般住民・避難行動要支援者の島内避難又は島外避難、来島者の島外避難を行う。

施設…規制範囲外又は島外避難

5. 3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合

ア 情報収集・伝達

- ①三宅村から雄山の噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられたこと、立入規制が実施されたこと、もしくは臨時の解説情報が発表されたことの連絡を受け、避難準備等を発令された場合は、情報収集体制をとる。
- ②その後、三宅村と随時、情報収集・伝達を行う。

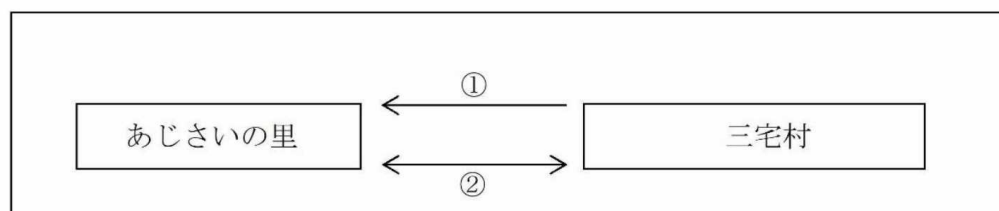
施設内や屋外空間にいる利用者等に雄山の噴火警戒レベルが引き上げられたことや立入規制が行われたこと、臨時の解説情報が発表されたことを呼びかける。文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された場合〉

ただ今、雄山の噴火警戒レベルが3に上がり、火口から2km圏に立入規制がかかりました。居住地域の境界から山側には入らないでください。
なお、当施設は、規制範囲の外に位置しています。
また、今後の火山活動や気象庁・三宅村から出される情報にご注意ください。繰り返します・・・

〈臨時の解説情報が発表された場合〉

ただ今、気象庁から雄山に関する臨時の解説情報が出されました。
今後の火山活動や気象庁・三宅村から出される情報にご注意ください。
繰り返します・・・



図一11 緊急連絡の流れ

また、表一4「各施設及び関係機関連絡先一覧」と表一8「参考とすべき情報等（例）」を活用し対応にあたる。

イ 避難準備

三宅村から避難準備の発令があった場合には、5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合の「キ 避難準備」の対応要領に準じて行動する。

6 資器材の配備等

情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備、資器材、備蓄物資は、表のとおりである。施設従業員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法及び保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

表—6 保有設備・資器材、備蓄物資一覧

備蓄種目	備蓄品名	設置・保管場所	数 量
非常用電源	発電機	機械室	2基
食料・飲料水	飲料水 (1.5ℓ)	防災倉庫	328本 (492ℓ)
	飲料水 (2ℓ)		204本 (408ℓ)
	アルファ化米 (白飯)		1箱
	アルファ化米 (梅じゃこご飯)		1箱
	レトルトご飯 (調理用加熱剤、のり、スプーン付)		480食
	おかゆ		205食
	マフィン缶・パン (2個入)		48缶
	パン粥ミックス		4袋
	豆腐丼・玉子丼		120食
	クリームシチュー		10缶
	まぐろ浅炊き		45袋
	さんま・さば缶		110袋
	ペースト食 (みそ煮・カレー・シチュー等)		140袋
	ほたてのテリーヌ		15個
	玉子豆腐		20個
	りらく 切千大根の煮物		3袋
	りらく きんぴらごぼう		15袋
	大学芋 (ペースト)		20袋
	きんぴらごぼう (ペースト)		20袋
	梅干 (ペースト)	4本	
	フルーツ缶詰 (みかん・桃)	20缶	
	果物ペースト食 (バナナ・白桃)	4袋	
	みそ汁 (油揚げ等)	防災倉庫	250袋
	オニオンスープ		5缶
	豚汁・けんちん汁		12缶
	サバイバルフーズ		180食

備蓄種目	備蓄品名	設置・保管場所	数 量
食器類	電子ジャー（3升用/保温専用）		1個
	大鍋（直径40cm）		1個
	小鉢		56個
	茶碗		52個
	皿		57枚
	発泡どんぶり（大・小）		2,500個
	発泡パック・弁当箱		1,240個
	ペーパーボウル（大・小）		2,900個
	スプーン（木製・プラスチック）		1,253本
	フォーク（木製・プラスチック）		300本
	割り箸		1,200本
	紙コップ（230ml、150ml）		3,000個
医療・救護	組立式トイレ	備蓄倉庫	2組
	組立式ベッド		1組
	非常用持出袋		25袋
	給水用ポリタンク（20ℓ）		15個
照明・その他	安全キャンドル		22個
	非常用ローソクセット（壁掛式）		20個
	ハロゲン投光器（300W・三脚）		2台
	延長コードリール（30m）		1台
	ストレッチャー		1台
	カセットコンロ		2個
	カセットガス（250g）		14缶
避難・救助	非常用持出袋	事務室	4袋
	ヘルメット		12個
	救急箱		1箱
照明・情報	ヘッドランプ		10個
	強力ライト		4個
	拡声器		2台
	手回し充電ラジオ		2台
	乾電池（単1形）		12本
	乾電池（単2形）		10本
	乾電池（単3形）		10本
	乾電池（単4形）		50本
避難・救助	非常用持出袋	介護員室	13袋
	ヘルメット（職員用）		16個

備蓄種目	備蓄品名	設置・保管場所	数 量
	防災頭巾（入所者用）		56枚
	救急箱		1個
	ヘッドランプ		10個
	拡声器		1台
	ヘルメット（職員用）	デイルーム	7個
	防災頭巾（入所者用）		25枚
	救急箱		1箱
	ヘルメット（職員用）	医務室	1袋
	防災頭巾（入所者用）		4個
	救急箱		1箱
	ヘッドランプ		1個
	ヘルメット（職員用）	調理室	7個
	非常用ガスコンロ		3台
	救急箱		1箱
	照明・情報	強力ライト	

7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察等

(1) 防災教育・訓練の実施

毎年、従業員を対象に教育を実施するとともに、避難誘導訓練を実施する。必要に応じて、利用者等に訓練への参加を呼び掛ける。訓練の結果は、三宅村に報告する。日頃から、関係機関主催の研修会や防災講演会等に関する情報の収集を行い参加に努める。

(2) 避難確保計画の見直し

毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。計画の内容を見直した場合は、三宅村に報告（提出）する。

(3) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を三宅村に伝える。

(4) 利用者への情報提供・啓発

建物内のより安全な場所・退避経路・避難先等を館内に掲示する。

表—7 情報掲示内容等一覧

情報内容	周知方法
建物内のより安全な場所・避難経路	掲示
施設周辺の避難経路・避難先	掲示
噴火時の心得、行動のしかた	掲示
噴火警戒レベル・現状の火山活動状況	掲示
火山防災マップ	掲示と配布
火山に関するパンフレット・資料等	掲示と配布

8 参考資料

表—8 参考とすべき情報等 (例)

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。</p>		
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である。（全国版、各地方版）</p>		
地震・火山月報（防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である。（全国版）</p>		

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報である。		
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の3種類の情報として発表する。	気象庁	
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	

収集する 情報等	内 容	発表 機関	収集方法
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

三宅島の噴火警戒レベル

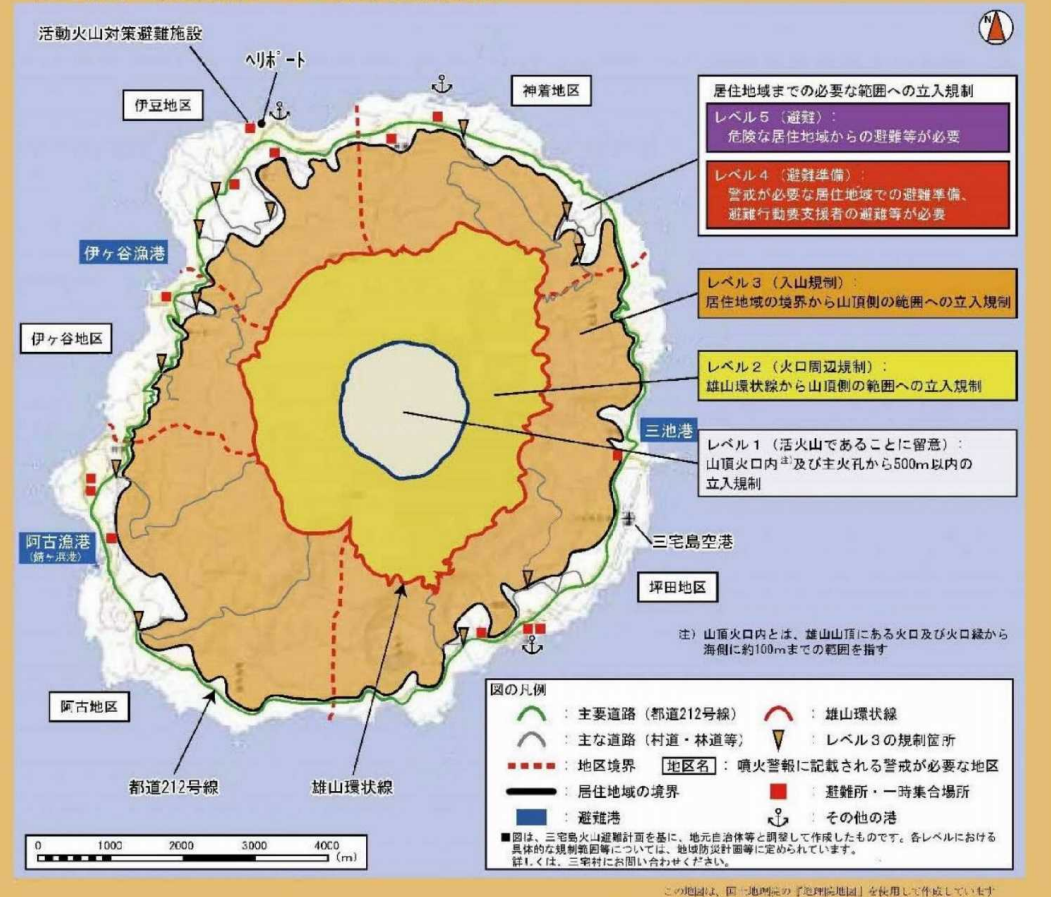
— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する噴火警戒レベル

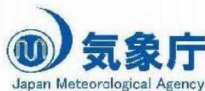
- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



■三宅島 噴火警戒レベルに則した防災対応



本頁子は、印刷インクからできています。



問い合わせ先

気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター
 TEL: 03-3212-8341 (内線4536) <https://www.jma.go.jp/>
 ■東京都気象台業務課 TEL: 042-497-7198 <https://www.jma-net.go.jp/tokyo/>
 ■三宅島火山防災連絡事務所 TEL: 04994-5-0980 https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/cata/tokyo/rovdm/Miyakejima_rovdm/Miyakejima_rcvdm.html

図-12 噴火警戒レベル表 (表面)

平成20年3月31日運用開始
平成29年5月12日改定



三宅島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (カラー)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●地震多発等により、居住地域に重大な被害を及ぼすおそれのある噴火が切迫。 <p>過去事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 2006年6月26日19時30分頃～：島内で浅い地震が多発、傾斜変動 1983年10月3日15時58分頃～：島内で浅い地震が多発 1962年8月21日噴火の2時間前～：火山性微動発生、次第に振幅増大 1940年7月：12日の噴火の数日前から地震発生 <ul style="list-style-type: none"> ●噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫、または多量の火山ガス放出により、居住地域に重大な影響を与える状況が継続。 <p>過去事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 2006年9月中旬～2005年1月：多量の火山ガス放出継続 2006年8月29日：低層火砕流が島北部の居住地域に到達 2006年8月18日：山頂噴火により、居住地域まで大きな噴石飛散の可能性(その後の調査でレベル4に下げる) 1983年10月3日：15時23分頃、南西斜面で噴火。16時30分頃、新澤池、新鼻付近で噴火。17時15分頃、溶岩流が居住地域(阿古の裾道)に到達 1962年8月24日：北東山腹で噴火、溶岩流が沿岸に到達 1940年7月12日：北東山腹で噴火、溶岩流が居住地域に到達
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●山頂火口の噴火活動の高まりなどにより、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火に発展する可能性。 <p>2006年噴火の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 8月10日：噴火
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域の境界から山頂側への立入規制等。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要。住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> ●山頂火口の噴火の拡大等により、居住地域近くまで大きな噴石を飛散させるような噴火に発展する可能性。 <p>2006年噴火の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月14日～15日：噴火 <ul style="list-style-type: none"> ●山頂火口で、居住地域近くまで大きな噴石が飛散する噴火が発生。 <p>過去事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 明確な記録なし
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> ●山頂火口で小噴火が発生する可能性。 <p>過去事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 2006年8月23日：ごく小規模噴火、降下火砕物あり <ul style="list-style-type: none"> ●山頂火口で、雄山環状線内側に大きな噴石が飛散する小噴火が発生。 <p>過去事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 1940年7月14日朝～：噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて山頂火口内及び近傍への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏、状況により山頂火口内に影響する程度の噴火の可能性。

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められています。

詳しくは、三宅村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



図-13 噴火警戒レベル表(裏面)

富士山噴火避難確保計画

【居住地域の単独施設版】



令和 4 年 月

富士吉田市立病院

目次

第1編 計画の目的	1
第2編 当院のおかれた状況	2
第3編 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	7
第4編 防災体制.....	9
第5編 情報伝達および避難誘導	13
5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、または噴火警戒レベル1の状態での火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合.....	14
5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合.....	18
5.3 事前に噴火警戒レベルが引上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合	21
第6編 資器材の配備	26
第7編 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発	31
第8編 参考資料.....	32

第1編 計画の目的

- ・富士吉田市立病院（以下「当院」という。）は、富士山の麓である富士北麓地域の唯一の自治体病院であり、大規模災害時の災害拠点病院に指定され、地域の基幹病院としての役割を担っている。

近年の富士山に関する各種調査研究により、新たな火口跡（雁ノ穴）の発見等、数々の科学的知見が得られた結果、令和3年3月に富士山ハザードマップが改定された。これにより当院は、改定後の想定火口範囲から概ね2kmに位置し、市街地への溶岩流の到達が3時間以内と予想されるため、富士山噴火時に当院を利用している患者及び職員の生命及び身体の安全を確保することを目的に、避難確保計画を作成する。

- ・本計画は、当院の利用者（入院患者、外来患者、付き添い者、お見舞い者等）及び当院に勤務する者に対して、富士山の噴火時等における当院として実施する施設内の防災対応や災害対策本部体制を定め、避難準備や避難を円滑かつ迅速に実施できるよう、国・県・市や関係機関との連携を図り進めていくものである。なお院内患者の施設外への転搬送等についての避難計画は、富士山火山広域避難計画等との整合を図りつつ、別途作成するものとし、本計画は訓練等を通じて課題を抽出し、改定を随時行うこととする。

第2編 当院のおかれた状況

■ 施設に影響のある火山現象

- ・当院は、想定火口範囲から約2km圏内に位置し、施設に最も影響のある火山現象は溶岩流であり、施設周辺には最短2時間で到達する可能性がある。

大きな噴石・溶岩流・融雪型火山泥流（積雪期）・降灰に警戒！

(1)大きな噴石

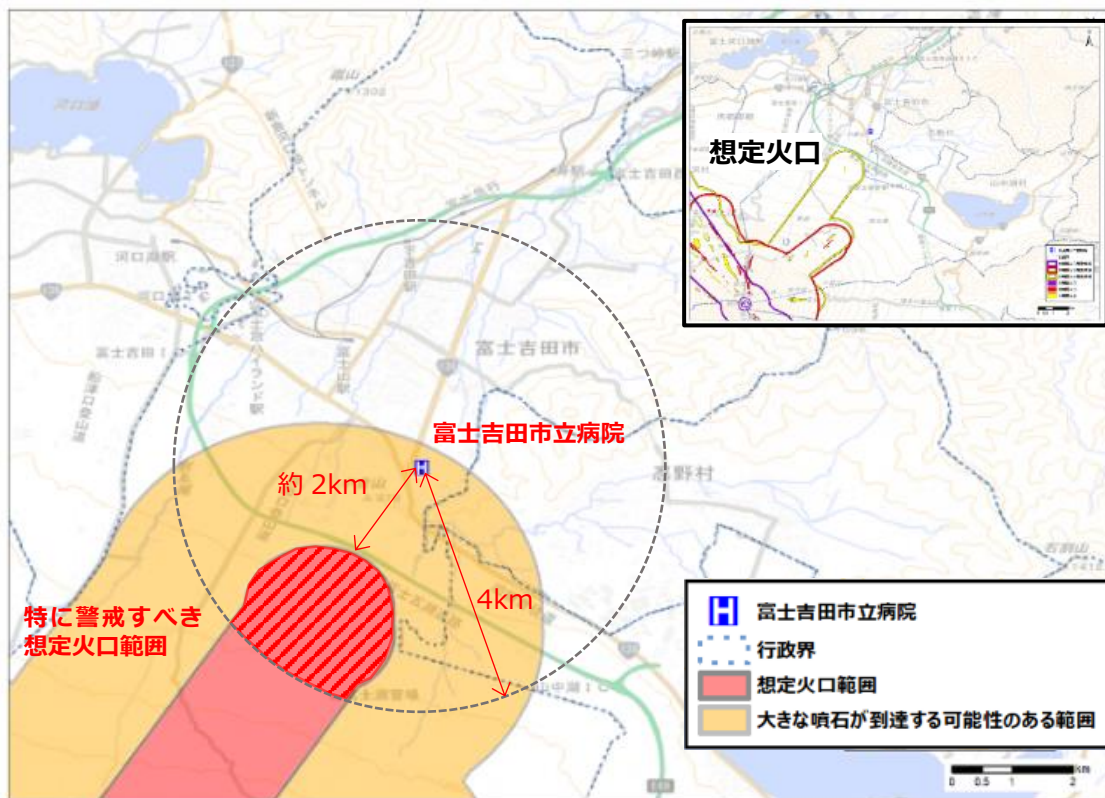
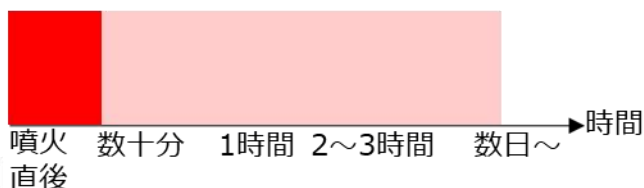
- 噴火により、無数の大小の噴石が吹き飛ばされ、直接、生命や人体に影響。
- 火口から吹き飛ばされる直径数10cmの大きな岩石等は、風の影響を受けにくく、火口から弾道を描いて飛来し、短時間で落下。

防災対応上のポイント

- 到達範囲は火口から2~4km程度
 - 屋根・ガラスを打ち破る破壊力。
- 噴火したらまずは緊急退避！



提供：気象庁



(2)溶岩流

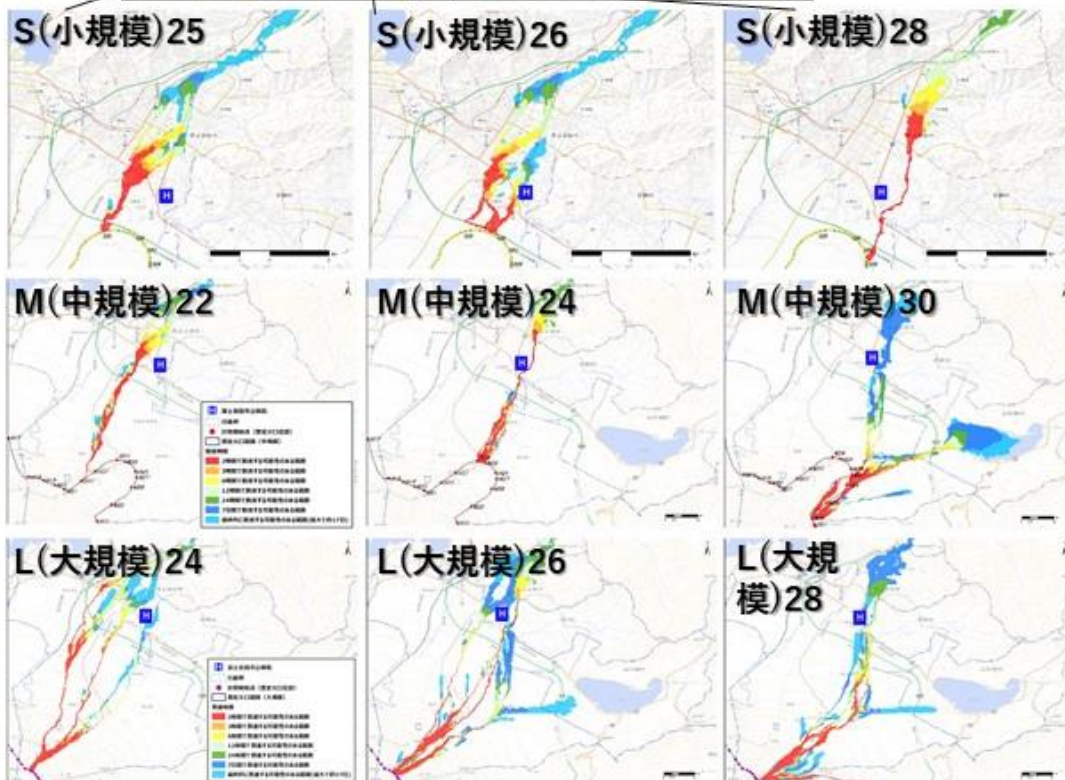
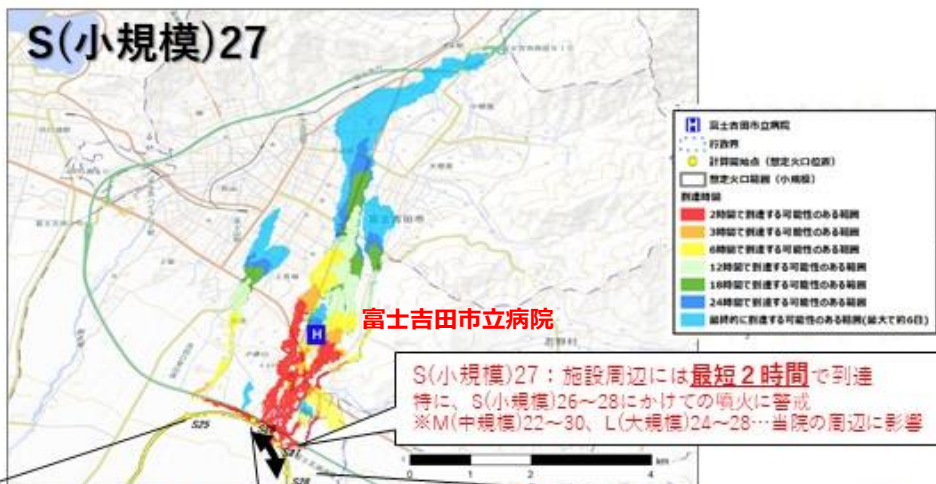
- マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下る現象。
- 通過域の建物、道路を焼失、埋没させる。

防災対応上のポイント



提供：気象庁

- 流下速度は比較的遅く基本的に人の足（独歩）による避難が可能。
- 避難路が最短2時間で寸断され孤立化するおそれがある。



(3)融雪型火山泥流（積雪期）

○積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下。

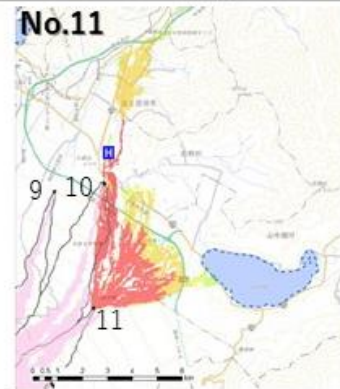
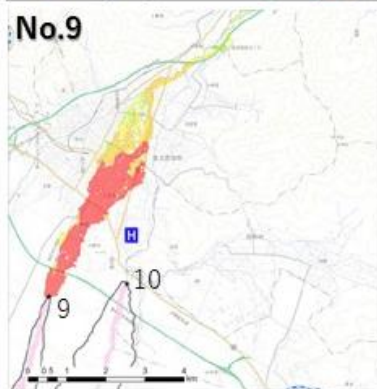
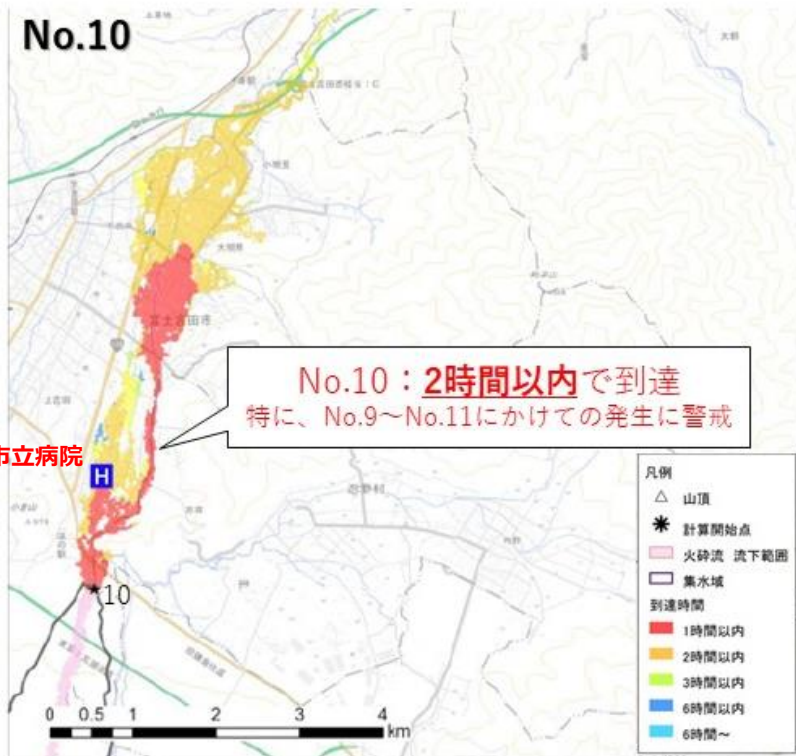
防災対応上のポイント

- 谷筋や沢沿いからできるだけ離れる。
- 噴火前の避難が原則だが、富士吉田市立病院では、融雪型火山泥流の到達時間の短さ、想定される深さ、病院施設の堅牢さから、一時的に上層階へ緊急退避。



提供：東宮昭彦氏

噴火 数十分 1時間 2~3時間 数日~ 時間
直後



(4)降灰

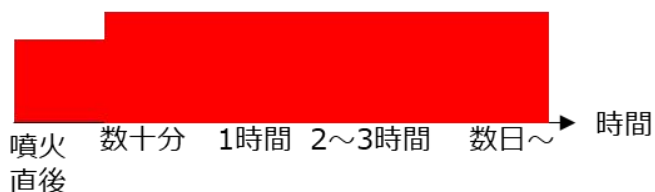
- 火山灰は視界不良や車のスリップ等を引き起こす可能性がある。
- 火山灰は、それ自体が人命に及ぼす危険性はあまり高くないものの慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）の症状を悪化させたり、健康な人でも目や鼻・のど等呼吸器等に影響を与えるおそれがある。

防災対応上のポイント



提供：気象庁

- 風下側での視界の低下
- 道路への積灰による走行支障
 - ・乾燥時、概ね10cm以上を目安
 - ・湿潤時、概ね3cm以上を目安



■ 当院の立地特性と必要な防災対応（噴火前・噴火後）

- ・当院は、想定火口範囲から約2km圏内に位置しており、噴火警戒レベル4より規制範囲内となる。このため、噴火警戒レベル4より院内患者の転搬送を開始（ただし患者数が多数に及ぶことから噴火警戒レベル3より準備開始）する。

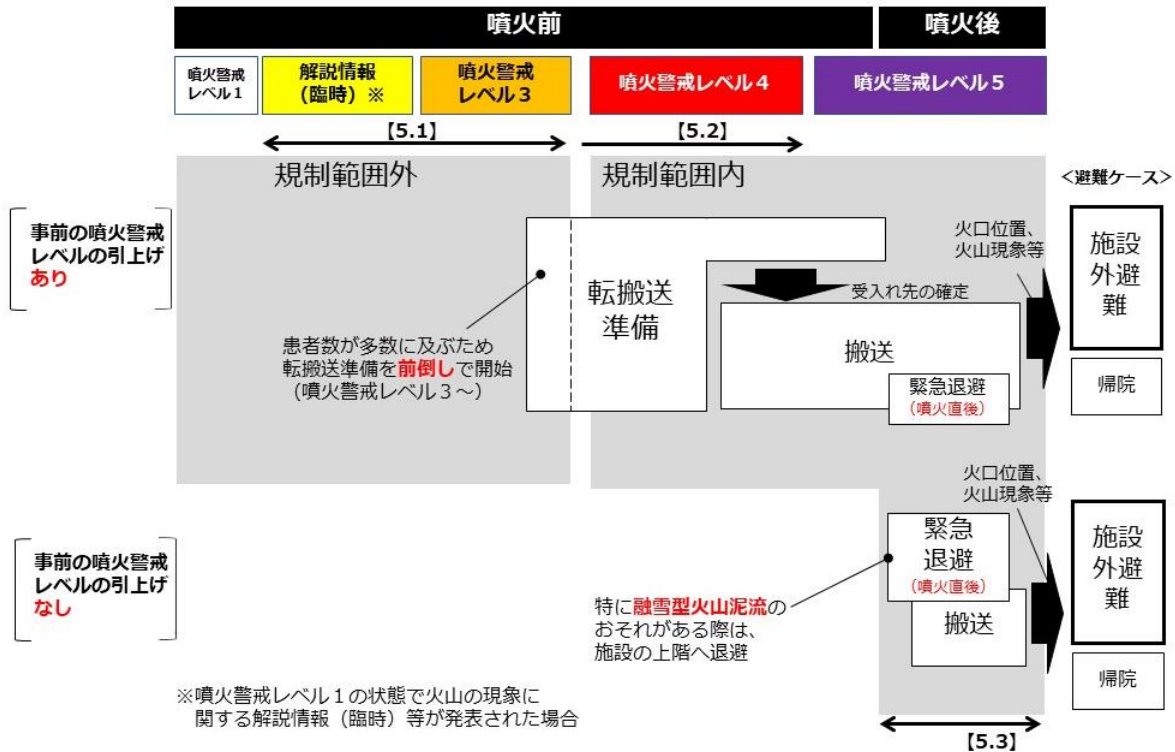


図 2-1 当院の立地特性と必要な防災対応（噴火前・噴火後）

※富士山では、過去に山頂以外にも山腹斜面の広い範囲から噴火したことから、噴火前に火口位置の特定が困難なため、噴火するまでは火口周辺の警戒すべき範囲を設定しにくい特徴がある。そのため、噴火警戒レベルの運用として、火山活動に高まりがみられた場合には、平常時のレベル1（活火山であることに留意）から、レベル2（火口周辺規制）を飛ばして、レベル3（入山規制）に上げることとしている。

また、これらの噴火警戒レベルの運用とともに、富士山の地下で基準値以上の火山性地震が多発したり地殻変動が生じるなど火山活動に変化が見られた場合には、気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表され、火山活動の状況が周知される。

第3編 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

■避難確保計画の対象とすべき人数

- ・当院において避難確保を行うべき対象は、原則として当院に勤務する者、当院の利用者とする。なお、避難を確保すべき者の想定人数等は、以下のとおりである。

表 3-1 避難を確保すべき利用者等
(平日日中のピーク時 10 時頃を想定)

避難を確保すべき対象		
職員数	利用者数	
466 人	600 人	
内訳 (医師 ■、看護師 ■、コメディカル ■、事務員 ■、委託事務 ■、委託業者 ■、中央監視 ■)	外来 ■人	入院 ■人

表 3-2 避難を確保すべき利用者等
(休日日中のピーク時 10 時頃を想定)

避難を確保すべき対象		
職員数	利用者数	
102 人	250 人	
内訳 (医師 ■、看護師 ■、コメディカル ■、事務員 ■、委託事務 ■、委託業者 ■、中央監視 ■)	外来 ■人 (透析患者含む)	入院 ■人

表 3-3 避難を確保すべき利用者等
(夜間透析日の 20 時頃を想定)

避難を確保すべき対象		
職員数	利用者数	
44 人	250 人	
内訳 (医師 ■、看護師 ■、コメディカル ■、事務員 ■、委託事務 ■、委託業者 ■、中央監視 ■)	外来 ■人 (透析患者含む)	入院 ■人

表 3-4 避難を確保すべき利用者等
(夜間非透析日の 20 時頃を想定)

避難を確保すべき対象		
職員数	利用者数	
39 人	205 人	
内訳 (医師 ■、看護師 ■、コメディカル ■、事務員 ■、委託事務 ■、委託業者 ■、中央監視 ■)	外来 ■人	入院 ■人

■入院患者内訳

・富士吉田市立病院の2020年の1年間の1日の入院患者数を抽出。

○平均値 担送 ■人 護送 ■人 独歩 ■人

○入院合計 ■人 (うち新生児 ■人)

うち人工呼吸器使用者 約 ■人

■避難確保計画の対象範囲

・当院において避難確保を行うべき対象範囲は、原則として当院敷地内とする。

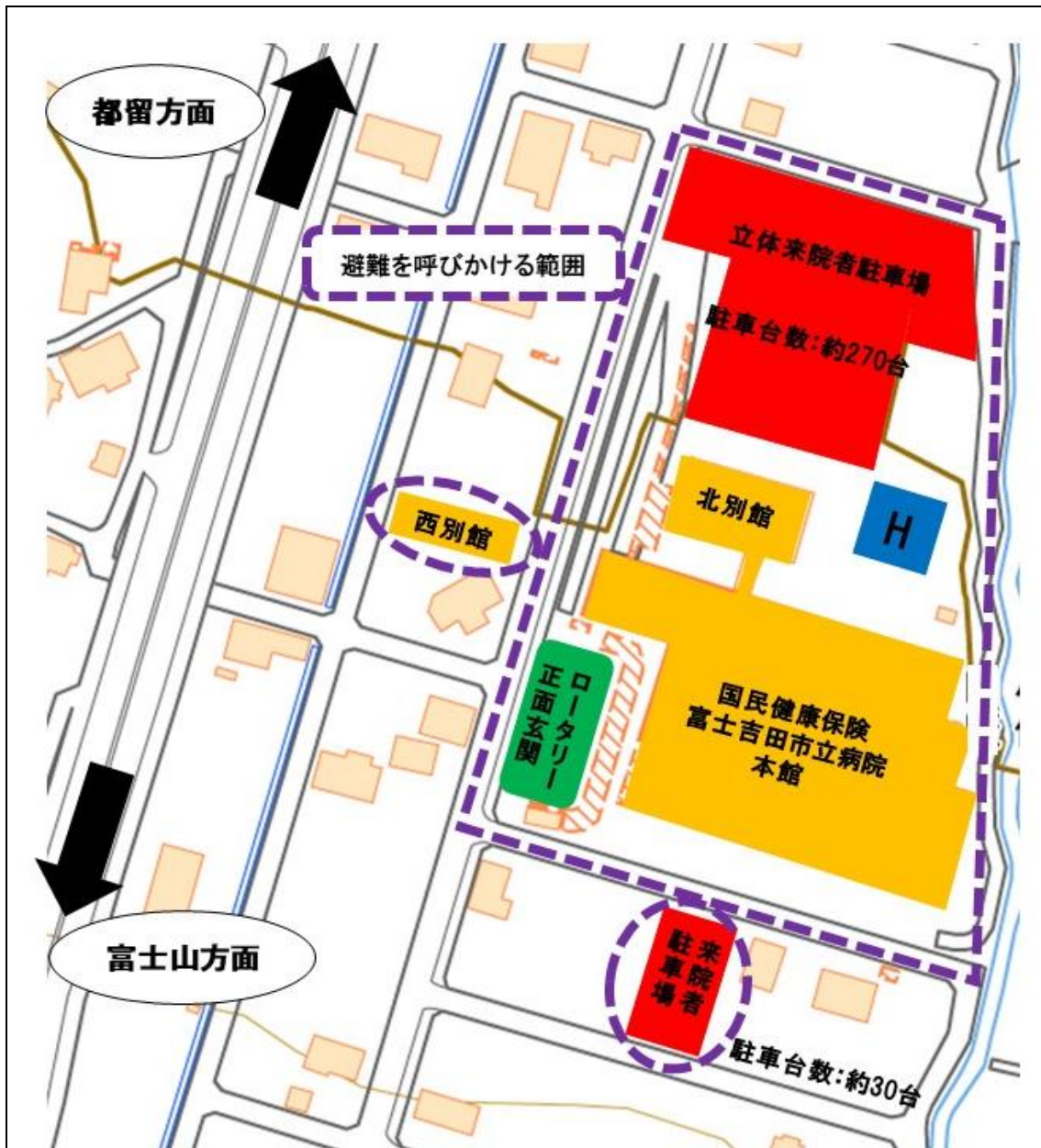


図 3-1 施設周辺の地図

■ 体制の関係図

施設	富士吉田市立病院	
統括管理者 (夜間)	院長 当直医師	・施設の統括
情報班 (班長) (夜間班長)	事務長 当直放射線技師	・火山活動情報の収集・伝達 ・交通規制等道路情報、公共交通情報の収集・伝達 ・施設の避難状況集約 ・院内医療システム内情報の遠隔地保管の調整
避難誘導班 (班長) (夜間班長)	看護部長 当直看護師長	・患者の状態把握と管理 ・院内搬送の調整と誘導 ・必要な医療行為の準備と遂行
外部連絡班 (班長) (夜間班長)	管理課長 当直検査技師	・県・市との連絡調整 ・各種団体・機関との連絡調整
記録班 (班長) (夜間班長)	医事課長 当直事務	・経過記録の作成と管理 ・患者情報提供書類などの整理と管理
医療班 (班長) (夜間班長)	副院長 当直看護師	・医療の制限の決定 ・必要な医療行為の継続 ・患者重症度判定と搬送順位の決定 ・患者情報提供書の作成 ・搬送中必要な治療方針の決定
搬送調整班 (班長) (夜間班長)	院内 DMAT 医師 当直看護師	・搬送手段の調整 ・搬送先の調整 ・搬送前の書類、物品、搬送先などのチェック ・搬送完了の確認
資機材班 (班長) (夜間班長)	管理課 財務担当 ・医療機器部門：臨床工学科長 ・医薬品部門：薬剤科長 当直薬剤師	・搬送時に必要な医療機材（シリンジポンプ、酸素ボンベ等）の手配と管理 ・搬送時使用もしくは携帯する薬剤の手配と管理
院内施設班 (班長) (夜間班長)	管理課施設担当 中央監視	・避難後ライフラインの停止 ・施設閉鎖、施錠の確認
院外搬送班 (班長) (夜間班長)	副院長 当直看護師	・搬送先への患者搬送と車内での患者管理 ・患者搬送完了の確認と報告

- ・統括管理者が不在の場合等の代理者優先順位は以下のとおりである。

代表者優先順位	
1	事務長
2	副院長
3	看護部長
4	DMAT 医師もしくは救急医療委員長
5	事務次長
6	管理課長
7	医事課長
8	看護副部長
9	診療統括科長

■ 各体制の所属部門

班体制	所属部門
・情報班	・管理課
・避難誘導班	・病棟：病棟看護師、リハビリテーション科、臨床検査科、放射線技術科、看護助手 ・外来：外来看護師、委託事務
・外部連絡班	・管理課
・記録班	・医事課、地域連携室
・医療班	・医師 ・外来看護師
・搬送調整班	・院内 DMAT、管理課、医事課
・資機材班	・管理課財務担当、臨床工学科、薬剤科
・院内施設班	・管理課施設担当、中央監視
・院外搬送班	・医師、病棟看護師、外来看護師、医事課

■ 災害状況と体制の関係表

表 4-1 災害状況と体制の関係表

状況	体制	災害対策本部	参集職員	診療体制	手術	外来	透析
事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合 (噴火警戒レベル5)	病院避難	立ち上げ	全職員	避難体制	中止	中止	中止
噴火警戒レベルの引き上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合 (噴火警戒レベル4)	病院避難	立ち上げ	全職員	避難体制	中止	中止	中止
噴火警戒レベルの引き上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合 (噴火警戒レベル3)	病院避難準備 診療制限	立ち上げ	・医師 各科責任医師 ・看護師 副師長以上 ・コメディカル 科長以上 ・事務 主幹以上	入院数の制限	本部判断により予定手術の延期	診療制限	診療制限
噴火警戒レベル1の状態 で火山の状況に関する解説情報(臨時)等が発表された場合	通常診療	必要に応じ立ち上げ	必要に応じ本部幹部構成員	通常診療	通常手術実施	通常診療	通常診療
噴火警戒レベル1	通常診療	なし	なし	通常診療	通常手術実施	通常診療	通常診療

<噴火警戒レベル3の場合>

- ・病院避難準備とは、入院患者の情報収集と分析、搬送計画準備、資機材準備、受入病院連絡調整などを行い、噴火警戒レベル4発表となった際に、即避難・搬送が出来るように準備する。
- ・院内災害対策本部にて、継続的な噴火情報収集活動を行う。

<噴火警戒レベル1の状態 で火山の状況に関する解説情報(臨時)等が発表された場合>

- ・院内災害対策本部の設営が無かったとしても継続的な噴火情報収集活動を行う。

※富士山では、過去に山頂以外にも山腹斜面の広い範囲から噴火したことから、噴火前に火口位置の特定が困難なため、噴火するまでは火口周辺の警戒すべき範囲を設定しにくい特徴がある。そのため、噴火警戒レベルの運用として、火山活動に高まりがみられた場合には、平常時のレベル1(活火山であることに留意)から、レベル2(火口周辺規制)を飛ばして、レベル3(入山規制)に上げることとしている。

また、これらの噴火警戒レベルの運用とともに、富士山の地下で基準値以上の火山性地震が多発したり地殻変動が生じるなど火山活動に変化が見られた場合には、気象庁から「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表され、火山活動の状況が周知される。

第5編 情報伝達および避難誘導

■ 火山の状況の推移に対する当院の対応表

状況の推移	当院の対応
①事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合 (噴火警戒レベル5)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部体制 ・情報の収集 ・職員の参集 ・利用者等への伝達 ・県（保健医療救護対策本部）、市との協議 ・避難対象地域外への避難
②噴火警戒レベルの引き上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合 (噴火警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部体制 ・情報の収集 ・職員の参集 ・利用者等への伝達 ・県（保健医療救護対策本部）、市との協議 ・避難対象地域外への避難
③噴火警戒レベルの引き上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合 (噴火警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部体制 ・情報の収集 ・職員の参集 ・利用者等への伝達 ・避難の準備
④噴火警戒レベル1の状態での火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合※	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集 ・利用者等への伝達

※富士山では、過去に山頂以外にも山腹斜面の広い範囲から噴火したことから、噴火前に火口位置の特定が困難なため、噴火するまでは火口周辺の警戒すべき範囲を設定しにくい特徴がある。そのため、噴火警戒レベルの運用として、火山活動に高まりがみられた場合には、平常時のレベル1（活火山であることに留意）から、レベル2（火口周辺規制）を飛ばして、レベル3（入山規制）に上げることとしている。
また、これらの噴火警戒レベルの運用とともに、富士山の地下で基準値以上の火山性地震が多発したり地殻変動が生じるなど火山活動に変化が見られた場合には、気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表され、火山活動の状況が周知される。

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、または噴火警戒レベル1の状態での火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合

A)：噴火警戒レベル1の状態での火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合

・情報の収集

対応事項	内容
富士吉田市との協議	<ul style="list-style-type: none"> ・管理課が富士吉田市と以下の情報を共有し、避難などの実施について協議を随時実施する。 ・当院が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・入院患者の情報、(独歩、護送、担送の) 内訳等 <p>夜間休日の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌日まで保留とする。

・利用者等への伝達

対応事項	内容
職員への伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・院長が臨時災害対策会議（# 1）を開催し、各部署の責任者へ現在の情報を提供する。 ・各部署の責任者は各部署職員へ情報の報告をする。 ・管理課担当者が安否確認メールで全職員に情報と会議内容を配信する。 <p>夜間休日の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間臨時総括管理者である当直医師が総括管理者である院長に噴火警戒レベル1の状態での火山の状況に関する解説情報（臨時）が出たことを報告する。 ・夜間臨時総括管理者である当直医師の指示で当直事務が管理課コール番に連絡し、安否確認メールで噴火警戒レベル1の状態での火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたことの報告と翌日の臨時災害対策会議（# 1）開催の連絡を行う。
患者への伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・管理課が院内放送を使用し、当院が把握した情報を提供する。 <p>夜間休日の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌日まで保留とする。
患者家族への伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・患者本人が家族に現状と搬送の必要性がある旨を連絡する。 ・自分で家族への連絡が困難な人は職員が代行する。

B)：噴火警戒レベル3の場合

・防災体制の確立

対応事項	内容
災害宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル3となった場合に、院長が災害宣言を行う。 ・それに伴い院内放送で職員、利用者に災害モードに入ることを知らせる。院長不在の際は優先順位に沿って代理の本部長が宣言とする。 ・夜間休日の場合は当直医師が本部長となる。
本部構成員の召集	<ul style="list-style-type: none"> ・管理課が院内放送で本部幹部構成員を招集する。 ・なお夜間休日の場合は当直事務が当直帯院外連絡網（#2）を使用し電話で召集する。
災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部構成員が医事課会議室に本部を設置する。
組織図の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・本部員が各役職の氏名を記入した組織図を張り出す。
経過記録（クロノロ）の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部記録係が災害発令からの経過記録を行う。
搬送計画の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策会議で搬送計画の検討、確認を行う。 ・県、市との搬送計画に関する協議結果は再度会議を開き報告し、情報の共有を図る。
本部の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・初回災害対策本部会議後は噴火警戒レベルの引き上げがない限りは1日1回の院内状況の確認と情報確認を行うのみとし、必要に応じて本部長が本部会議を適宜開催する。

・情報の収集

対応事項	内容
富士吉田市との協議	<ul style="list-style-type: none"> ・外部連絡班が院内災害対策本部が設置されたことを報告 ・富士吉田市と以下の情報を共有し、避難などの実施について外部連絡班の担当者や必要に応じ本部長が協議を随時実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・当院が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・当院の入院患者状況（担送、護送、独歩人数など） ・搬送手段、搬送経路（搬送優先道路を含む）、搬送先の協議 ・山梨県医務課との協議内容の報告
富士東部保健所との協議	<ul style="list-style-type: none"> ・外部連絡班が院内災害対策本部が設置されたことを報告 ・富士吉田市との協議内容の報告
山梨県医務課との協議	<ul style="list-style-type: none"> ・外部連絡班が院内災害対策本部が設置されたことを報告 ・富士吉田市との協議内容の報告

・利用者等への伝達

対応事項	内容
職員への伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 院長が災害対策会議を開催し、以下の情報につき説明、協議する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 富士山噴火状況(気象庁情報など)の説明。 ・ 関係機関(国、県(医務課)、市)などの体制、状況説明。 ・ 院内災害対策本部などの院内病院体制、連絡系統、フェーズ方針の説明。 ・ 予定手術の延期、外来、入院の一部制限、透析の一部制限など各診療業務、各部署業務の中止・延期・対応方法などを説明し、職員に対応してもらう。 ・ 管理課が安否確認メールで全職員に情報と会議内容を配信する。 ・ 各部署の責任者は各部署職員へ会議内容の報告をする。
患者への伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 院内放送を使用し当院が把握した情報を提供する。 文言「コードブラウン。コードブラウン。(市の防災行政放送の文言とあわせる。) 当院では災害対策本部を設置し県並びに市と連携し対応を開始しております。患者様は職員の指示に従って行動してください。なお退院を希望される方は病棟看護師に申し出てください。」 ・ 外来患者に関しては市防災行政放送、CATV、市防災アプリ、病院ホームページ、当院正面玄関前のデジタルサイネージなどで病院の体制を伝達する。
外来透析患者への透析に関する伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 透析患者にネットワークで決められた噴火後の透析先を伝達する。
患者家族への伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者本人が家族に現状と搬送の必要性がある旨を連絡する。 ・ 自分で家族への連絡が困難な人は職員が代行する。

・避難の準備

対応事項	内容
入院情報提供書等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・全医師は搬送に備え担当入院患者の入院情報提供書の作成を行う。 ・薬剤師は入院患者の服薬情報書の準備を行う。
入院患者の重症度確認	<ul style="list-style-type: none"> ・各病棟師長は看護区分の一覧表作成と重症患者のピックアップと状態把握、使用している医療機材の把握を行い、看護部長に報告する。 ・災害対策本部では全入院患者の状態と使用機材の把握をし、搬送手段の計画を立てる。
退院希望者の退院	<ul style="list-style-type: none"> ・各病棟師長は退院を希望する患者を確認、担当医に許可を得た上で退院の手続きを事務、看護師に指示する。
搬送計画の確認、検討	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部では県（医務課）、市との間で協議した搬送手段、搬送経路（搬送優先道路を含む）、搬送先を確認、搬送計画を検討する。
重症患者の事前搬送	<ul style="list-style-type: none"> ・看護部長は災害対策本部の診療部門長である副院長に重症患者の人数と状態を報告し、災害対策会議で事前搬送につき協議を行う。
予定手術の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・各担当医は予定手術の延期手配を行う。
入院数の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・入院患者数の上限を設ける。 ・重症患者の入院はできる限り被災エリア外の病院への入院を勧める。
外来診療の制限	
透析患者の情報提供準備	<ul style="list-style-type: none"> ・県内透析ネットワークで情報共有と患者の分散計画を進める。 ・透析患者にネットワークで決められた噴火後の透析先を伝えておく。
搬送時必要品の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床工学技士、薬剤師、各病棟看護師は災害対策本部で集約された入院患者情報を元に搬送時に必要となる機材、薬品、物品のリストアップと準備を行う。

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

・防災体制の確立

対応事項	内容
本部構成員の召集	<ul style="list-style-type: none"> ・管理課が院内放送で噴火警戒レベルが引き上げられたことを伝え、本部幹部構成員を招集する。 ・夜間休日の場合は当直事務が当直帯院外連絡網（#2）を使用し電話で召集する。
避難行動の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・本部は得られた火山情報から避難行動の開始を決定する。 ・避難が決定したら管理課は安否確認メールで全職員に参集指示を出し、病院避難を行うことを伝える。
班ごとの活動の計画	<ul style="list-style-type: none"> ・各班の責任者は班員へ具体的行動の指示を出す。
広域災害救急医療情報システム（EMIS）入力	院内 DMAT 隊員が <ul style="list-style-type: none"> ・EMIS 緊急時入力、詳細入力を行う。 ・適宜状態を入力更新し、現在の病院状態を伝える。

・情報の収集

対応事項	内容
富士吉田市との協議	<ul style="list-style-type: none"> ・富士吉田市と以下の情報を共有し、避難活動を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・气象台、専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・搬送に関する情報（経路、施設、車両など） ・当院の入院患者の搬送状況 ・山梨県（保健医療救護対策本部）との協議内容の報告（適時）
山梨県（保健医療救護対策本部）との協議	<ul style="list-style-type: none"> ・外部連絡班が院内災害対策本部が設置されたことを報告 ・外部連絡班が避難対象地域外の受入れ先について情報を収集 ・富士吉田市との協議内容の報告
EMIS 確認	院内 DMAT 隊員が <ul style="list-style-type: none"> ・DMAT による支援活動状況を確認。

・利用者等への伝達

対応事項	内容
職員への伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策会議を開催し、以下の情報につき説明、協議する。 <ul style="list-style-type: none"> ・富士山噴火状況(気象庁情報など)の説明。 ・関係機関(国、県（保健医療救護対策本部）、市)などの体制、状況説明。 ・院内災害対策本部などの院内病院体制、連絡系統、フェーズ方針の説明。

対応事項	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・病院避難を開始することを説明し、今後の手術の中止、外来の中止、透析の中止など各診療業務、各部署業務の中止を指示し、職員に対応してもらう。 ・管理課が安否確認メールで全職員に病院避難を行うこと、全職員参集の指示を配信する。 ・各部署の責任者は各部署職員へ会議内容の報告をする。
患者への伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・院内放送を使用し当院が把握した情報を提供する。 文言「コードブラウン。コードブラウン。(市の防災行政放送の文言とあわせる。) 当院では災害対策本部が県並びに市と連携し対応を行い、避難に向けての準備を開始いたします。患者様は職員の指示に従って行動してください。なおご自身での退院を希望される方は病棟看護師に申し出てください。」 ・外来患者に関しては市防災行政放送、CATV、市防災アプリ、病院ホームページ、当院正面玄関前のデジタルサイネージなどで病院の体制を伝達する。
外来透析患者への伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・伝言ダイヤルを利用し、当院が避難になったこと、事前に伝えた病院で透析していただくことを確認していただく。
患者家族への伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・患者本人が家族に現状と搬送の必要性がある旨を連絡する。 ・自分で家族への連絡が困難な人は職員が代行する。

・ 県（保健医療救護対策本部）、市との協議

対応事項	内容
搬送活動の確認	外部連絡班 が <ul style="list-style-type: none"> ・ 県（保健医療救護対策本部）に搬送先を確認 ・ 県（保健医療救護対策本部）、市に搬送用優先道路を含む搬送経路の確認。 ・ 搬送車両の確認
搬送支援組織の要請	外部連絡班 が <ul style="list-style-type: none"> ・ 県（保健医療救護対策本部）に自衛隊、消防、警察、DMATなどの支援組織の要請を依頼する。
遠隔地での当院医療システム仮本部の設置	情報班 は <ul style="list-style-type: none"> ・ 県（保健医療救護対策本部）との協議で噴火被害のない施設に当院医療システム仮本部を設置し、あらかじめ1日1回所定の遠隔地にバックアップしている当院医療PCシステムを復旧させる。 仮本部設置は県内が望ましいが、被害状況によっては県外地も検討する。

・避難対象地域外への避難

対応事項	内容
入院患者情報提供書の準備	・医事課はあらかじめ作成しておいた入院患者情報書、服薬情報書を印刷し、患者元に準備する。
自主避難希望患者の確認	・病棟看護師はほぼ退院可能な状態の患者で、緊急での家族のお迎えが可能で、家族のお迎えで避難を希望される患者を確認し病棟師長に報告する。 ・各病棟師長は避難誘導班長である看護部長に報告し、本部長の許可の下に退院とする。
外来患者の避難誘導	・外来看護師の誘導で外来患者は可能な限り自身もしくは家族での自主避難を促す。どうしても自主避難できない人を外来患者待機所（#3）に集め、状態確認と搬送区分（担送、護送、独歩）を行う。外来師長は情報をまとめ看護部長へ報告する。
搬送必要人数の確認	・看護部長は入院患者、外来在院患者の状況をまとめ搬送必要人数を区分ごとにまとめる。
搬送先の決定	・市、県（保健医療救護対策本部）と協議し指定された避難場所へ避難する。
搬送手段の手配	・市、県（保健医療救護対策本部）と協議し指定された車両で避難する。
搬送経路の確認	・市、県（保健医療救護対策本部）と協議し指定された避難経路で避難する。
搬送時必要品のセット	・資機材班は事前の患者情報でリストアップされた医療資機材と薬剤をセットし、医療班に最終確認を得る。
搬送順位の決定	・医療班長が全入院患者の状態確認の上、搬送の順位を決定する。
院内搬送チームの編成、搬送	・避難誘導班が搬送順位に従って本部から連絡を受けた患者を病棟から順次ロビーまで下ろす。 ・搬送調整班が玄関前で患者情報提供書、薬剤情報書、医療資機材、搬送先のチェックを行う。 ・避難誘導班が搬送車両に乗車させる。
院外搬送チームの編成、搬送	・院外搬送班はチーム編成を行い、患者搬送中の状態観察を行う。 ・重症者は原則担当科の医師と看護師各1名ずつが同乗する。 ・担送患者は約5名につき医師1名、看護師2名。護送患者は約10名につき医師1名、看護師3名。独歩患者は約20名につき看護師2名とする。 ・出発前に乗車患者の情報を確認する。 ・搬送先到着時は当院本部に連絡をする。
搬送状況の確認と記録	・搬送調整班が搬送状況の確認と記録を行い、搬送先到着確認を行う。
患者情報の確保	・情報班は患者画像情報の保存テープを取り出し、当院医療システム仮本部へ移送しデータ保存する。
職員避難	・全患者の搬送が完了後、在院している職員は自部署の長に報告をし避難もしくは帰宅を開始する。
病院閉鎖の準備	・貴重品などの施錠をする。 ・中央監視と管理課施設担当がライフラインの停止と施設施錠を行う。 ・各部署長は残存者の有無の確認をする。院長へ報告をする。

5.3 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合

- ・当院は、原則として利用者等の避難対象地域外への避難を念頭に必要な措置を講じるものとする。ただし、火口位置や噴火の時間帯など、避難面での制約が大きいと判断したときには、関係機関の救援、救助までの間、施設内での緊急退避を継続する必要がある。

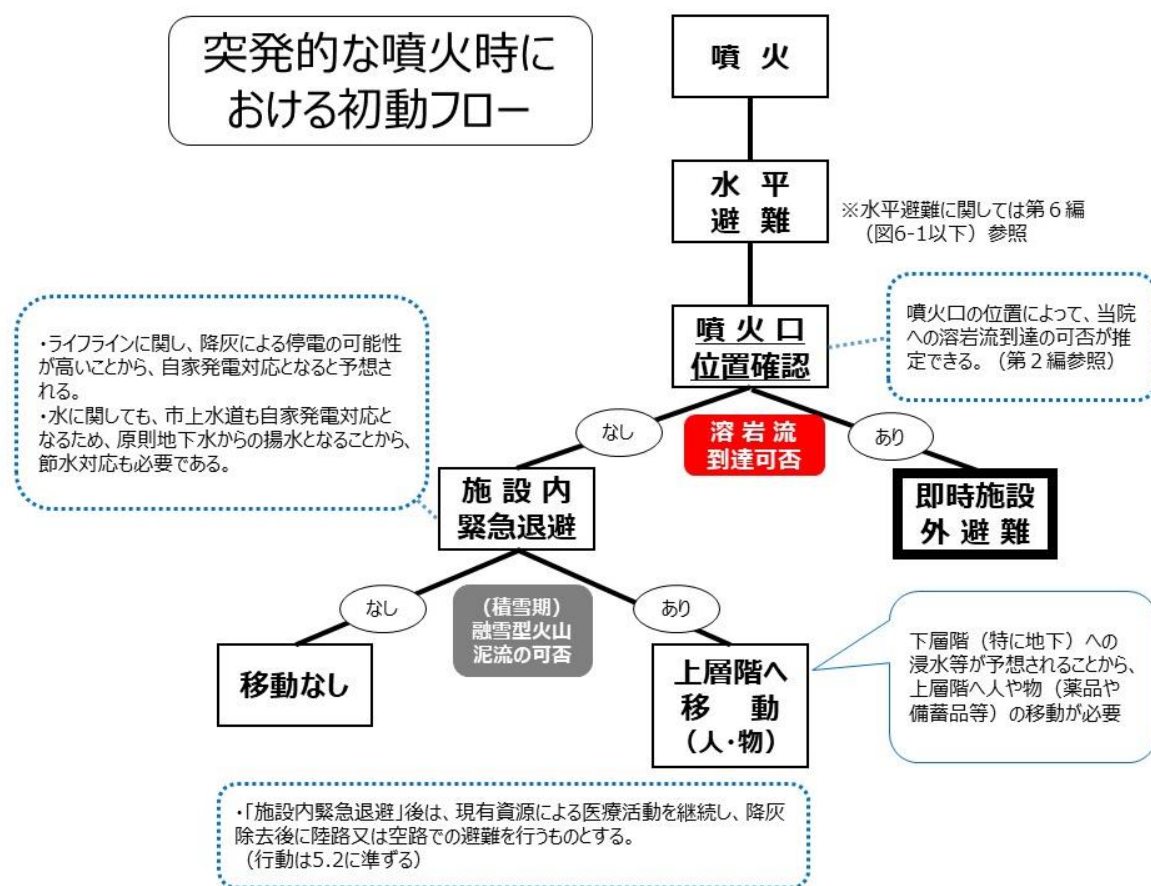


図 5-1 突発的な噴火時における初動フロー

以下は、溶岩流が当院に到達する可能性がある火口から噴火した場合を想定した行動である。

・防災体制の確立

対応事項	内容
本部構成員の召集	<ul style="list-style-type: none"> ・管理課が院内放送で噴火が起こったことを伝え、本部幹部構成員を招集する。 ・なお夜間休日の場合は当直事務が当直帯院外連絡網（#2）を使用し電話で召集する。
富士山側の病棟から の一時避難	<ul style="list-style-type: none"> ・病棟看護師は富士山側（南側）の部屋の患者を噴石飛来に備え、窓から離すか廊下もしくは北側の病室に移動させる。
避難行動の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・本部は得られた火山情報から避難行動の開始を決定する。 ・避難が決定したら管理課は安否確認メールで全職員に参集指示を出し、病院避難を行うことを伝える。
班ごとの活動の計画	<ul style="list-style-type: none"> ・各班の責任者は班員へ具体的行動の指示を出す。
EMIS 入力	院内 DMAT 隊員が <ul style="list-style-type: none"> ・EMIS 緊急時入力、詳細入力を行う。 ・適宜状態を入力更新し現在の病院状態を伝える。）

・情報の収集

対応事項	内容
富士吉田市との協議	<ul style="list-style-type: none"> ・富士吉田市と以下の情報を共有し、避難活動を実施する。 ・噴火位置と溶岩流到達の確認 ・気象台、専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・搬送に関する情報（経路、避難場所、車両など） ・当院の入院患者の搬送状況 ・山梨県（保健医療救護対策本部）との協議内容の報告（適時）
県（保健医療救護対策本部）との協議	<ul style="list-style-type: none"> ・外部連絡班は院内災害対策本部が設置されたことを報告 ・外部連絡班は避難対象地域外の受入れ先について情報を収集 ・富士吉田市との協議内容の報告

・利用者等への伝達

対応事項	内容
職員への伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策会議を緊急開催し、以下の情報につき説明、協議する。 <ul style="list-style-type: none"> ・富士山噴火状況(気象庁情報など)の説明。 ・関係機関(国、県(保健医療救護対策本部)、市)などの体制、状況説明。 ・院内災害対策本部などの院内病院体制、連絡系統の説明。 ・病院避難を開始することを説明し、ただちに手術の中止、外来の中止、透析の中止など各診療業務、各部署業務の中止を指示し、職員に対応をしてもらう。 ・管理課が安否確認メールで全職員に病院避難を行うこと、全職員参集の指示を配信する。 ・各部署の責任者はただちに各部署職員へ会議内容の報告をする。
患者への伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・院内放送を使用し当院が把握した情報を提供する。 文言「コードブラウン。コードブラウン。(市の防災行政放送の文言とあわせる。) 当院では災害対策本部が県並びに市と連携し対応を行い、避難を開始いたします。患者様は職員の指示に従って行動してください。なおご自身での退院を希望される方は病棟看護師に申し出てください。」 ・外来患者に関しては市防災行政放送、CATV、市防災アプリ、病院ホームページ、当院正面玄関前のデジタルサイネージなどで病院の体制を伝達する。
外来透析患者への伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・伝言ダイヤルを利用し、当院が避難になったこと、事前に伝えた病院で透析していただくことを確認していただく。
患者家族への伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・患者本人が家族に現状と搬送の必要性がある旨を連絡する。 ・市防災行政放送、CATV、市防災アプリ、病院ホームページなどで病院の体制を伝達する。 ・自分で家族への連絡が困難な人は職員が代行する(事後でもよい)。

・県(保健医療救護対策本部)、市との協議

対応事項	内容
搬送活動の確認	外部連絡班 が <ul style="list-style-type: none"> ・県に搬送先を確認。 ・県、市に搬送用優先道路を含む搬送経路の確認。 ・搬送車両の確認。
搬送支援組織の要請	外部連絡班 が <ul style="list-style-type: none"> ・県に自衛隊、消防、警察、DMATなどの支援組織の要請を依頼する。
遠隔地での当院医療システム仮本部、避難後の災害対策仮本部の設置	情報班 は <ul style="list-style-type: none"> ・県との協議で噴火被害のない施設に当院医療システム仮本部を設置し、あらかじめ1日1回所定の遠隔地にバックアップしている当院医療PCシステムを復旧させる。同施設を病院避難後は災害対策仮本部とし、今後の指示に当たる。仮本部設置は県内が望ましいが、被害状況によっては県外地も検討する。

・避難対象地域外への避難

対応事項	内容
入院患者の状態安定化	<ul style="list-style-type: none"> ・担当医師と病棟看護師は、患者の状態の安定化をはかり、ただちに搬送ができるように点滴や医療機器の準備をする。医療機器は原則現在使用しているものをそのまま使用する。足りない医療機器は資機材班である臨床工学技士に、薬剤は資機材班である薬剤師に依頼する。
自主避難希望患者の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・病棟看護師はまば退院可能な状態の患者で、緊急での家族のお迎えが可能で、家族のお迎えで避難を希望される患者を確認し病棟師長に報告、各病棟師長は避難誘導班長である看護部長に報告し、本部長の許可の下に退院とする。
外来患者の避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・外来看護師の誘導で外来患者は可能な限り自身もしくは家族での自主避難を促す。どうしても自主避難できない人を外来患者待機所（#3）に集め、状態確認と搬送区分（担送、護送、独歩）を行う。外来師長は情報をまとめ看護部長へ報告する。
搬送必要人数の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・看護部長は入院患者、外来在院患者の状況をまとめ搬送必要人数を区分ごとにまとめる。
搬送先の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・市、県（保健医療救護対策本部）と協議し指定された避難場所へ避難する。
搬送手段の手配	<ul style="list-style-type: none"> ・本部は院内各部署にワンボックスやミニバンに乗車している職員をリストアップしてもらい、重傷者、担送者の搬送用に使用する。 ・ワンボックスやミニバン以外の職員の車は護送患者、独歩患者用に使用する。
搬送経路の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・市、県（保健医療救護対策本部）と協議し指定された避難経路で避難する。
搬送時必要品のセット	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材班は担当医師から指示を受けた医療資機材、薬剤をセットする。
搬送順位の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送先が決定後医療班長は搬送準備ができた患者から順次搬送させる。
院内搬送チームの編成、搬送	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導班は避難準備ができた患者の報告を本部に行い、本部から許可を得られれば病棟から順次ロビーまで下ろす。 ・搬送調整班は玄関前で患者名、携帯する医療資機材、搬送先のチェックを行う。 ・避難誘導班が搬送車両に乗車させる。担送患者は布団のまま車両に乗車させる。
院外搬送チームの編成、搬送	<ul style="list-style-type: none"> ・院外搬送班はチーム編成を行い、患者搬送中の状態観察を行う。運転は極力医師、看護師以外の職員が行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・重症者は原則担当科の医師と看護師各1名ずつが同乗する。 ・担送患者は医師もしくは看護師1名が同乗する。 ・護送患者は1台に2名乗車し、医師もしくは看護師もしくはコメディカルが1名同乗する。 ・独歩患者は1台に3名以上乗車し、必要ならコメディカルが1

対応事項	内容
	<p>名同乗する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出発前に可能な限り乗車患者の情報を確認する。 ・ 搬送先到着時は当院本部に連絡をする。
搬送状況の確認と記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬送調整班は搬送状況の確認と記録を行い、搬送先到着確認を行う。
患者情報の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報班は患者画像情報の保存テープを取り出し、当院医療システム仮本部へ移送しデータ保存する。
職員避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全患者の搬送が完了後、在院している職員は自部署の長に報告をし、避難もしくは帰宅を開始する。
対策本部の移転	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長は当院医療システム仮本部の場所に本部を移転することを全職員に連絡するよう管理課に指示する。 ・ 管理課担当者は安否確認メールで本部移転、仮本部の電話番号などを全職員に伝える。 ・ 仮本部に本部幹部職員は参集し職員、避難患者の状態把握に努める。 ・ 外部連絡班は搬送終了、本部移転、仮本部の電話番号を県、市の関係各部署に連絡する。 ・ 全職員は安否確認メールで自身の安否と搬送患者の安否の報告をする。 ・ 仮本部は患者の搬送先を確認し、患者情報の提供を行う。

・ 関係機関連絡先一覧

は第8編に記載

表 6-2 資器材、備蓄物資

資器材・物資名	個数	保管場所
簡易ベッド	■	■
担架（木製、アルミ）	■	■
ヘルメット	■	■
毛布	■	■
アルミマット	■	■
ゴーグル	■	■
防塵マスク	■	■

表 6-3 備蓄食料等

食品名	個数	保管場所
保存水 500ml	■	■
保存水 2000ml	■	■
せんいのめぐみパン	■	■
玄米がゆ	■	■
スティックパン	■	■
救命ライス	■	■
フリーズドライご飯	■	■
レスキューライス	■	■
えいようかん	■	■
そのままご飯	■	■
スマートフード	■	■
ひだまりパン	■	■

■ 建物内のより安全な場所

- ・当院の建物内のより安全な場所は下図のとおりである。
- ・居室が富士山側にある入院患者について、全員を退避スペースへ避難させるまでには相応の時間を要することから、可能な限り窓側から離れるよう呼びかける。
 一次退避：可能な限り窓側から離れる。（富士山側の諸室等）
 二次退避：居室から退避スペースに退避する。

【本館】3～5階
 ※平面図は3階を例示



富士山

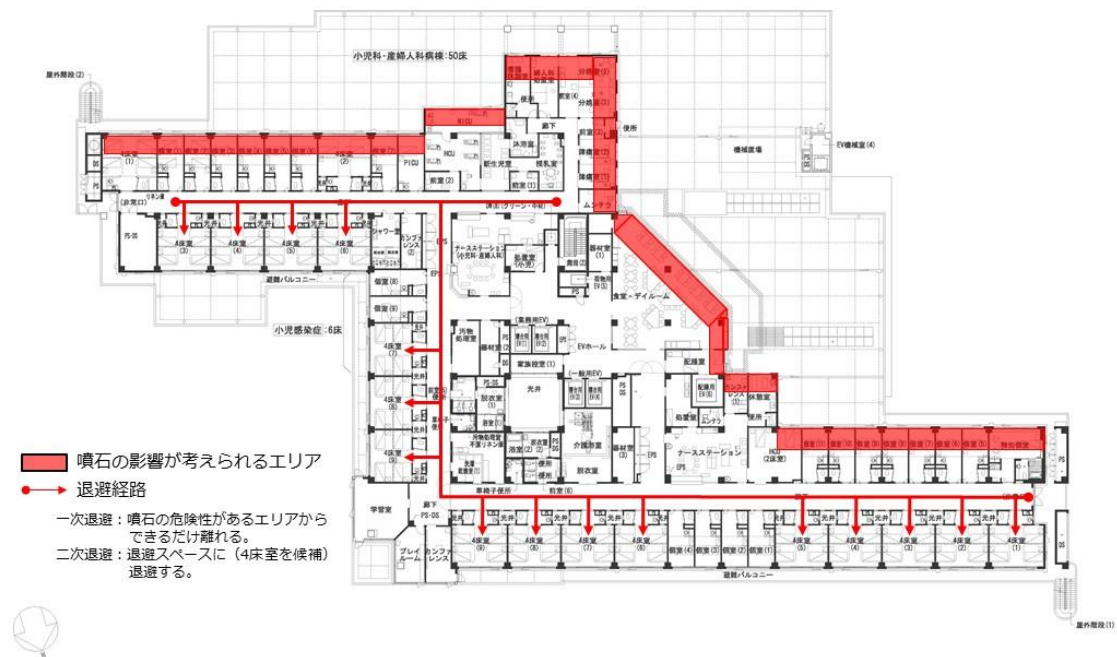
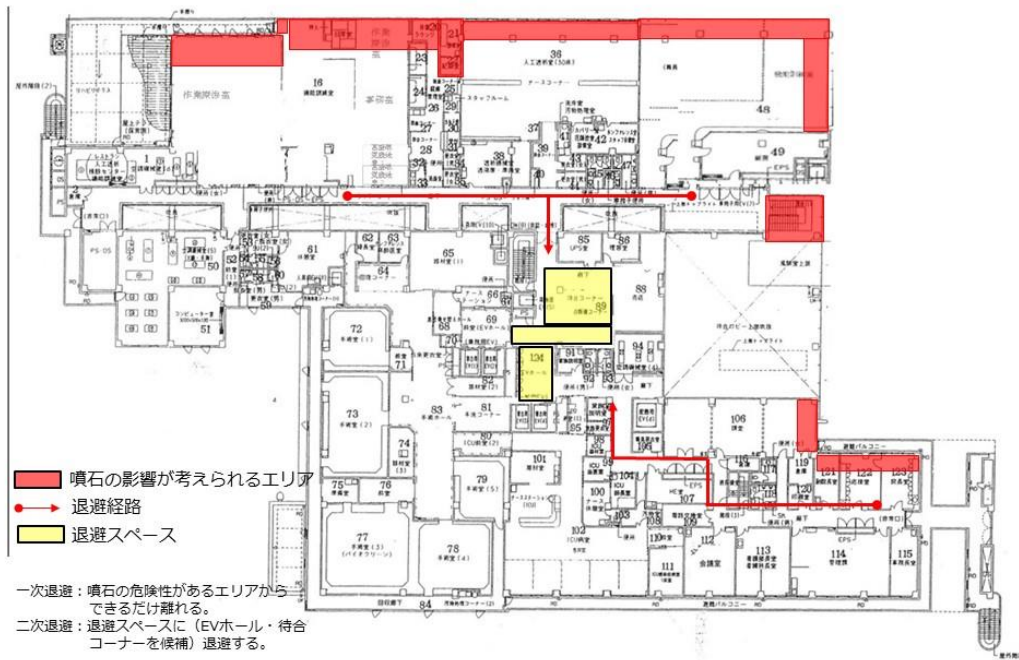


図 6-1 本館 3～5階

【本館】2階



2

図 6-2 本館 2階

【本館】1階



3

図 6-3 本館 1階

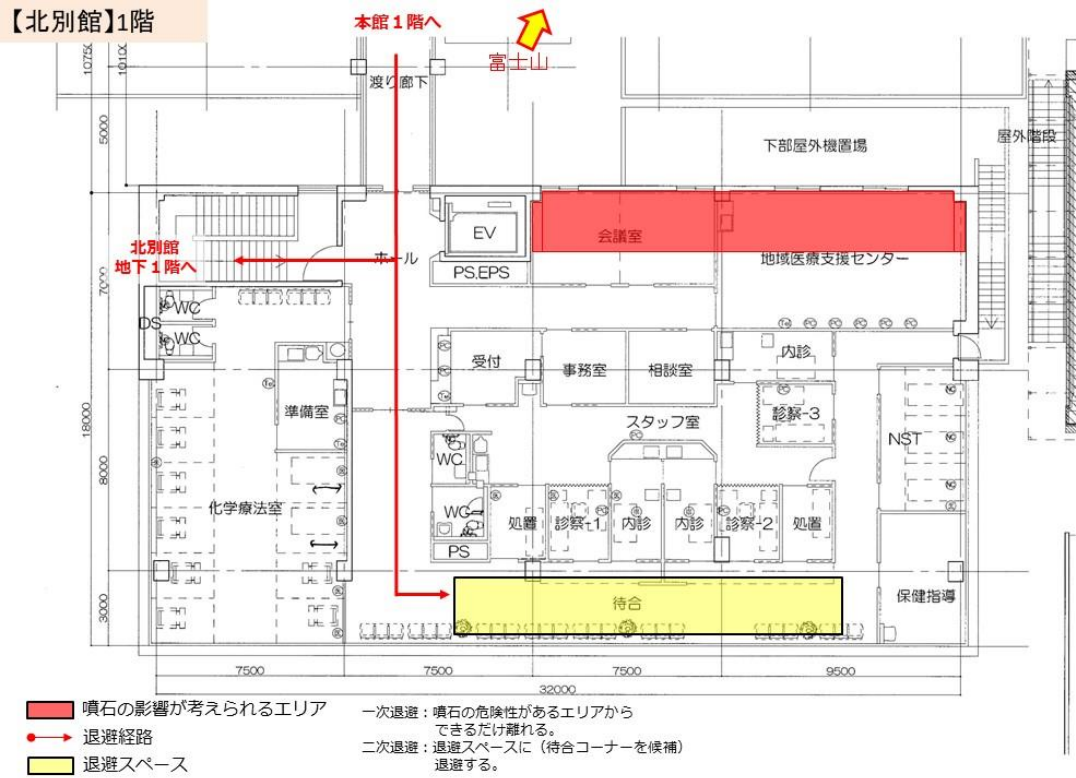


図 6-4 北別館 1階

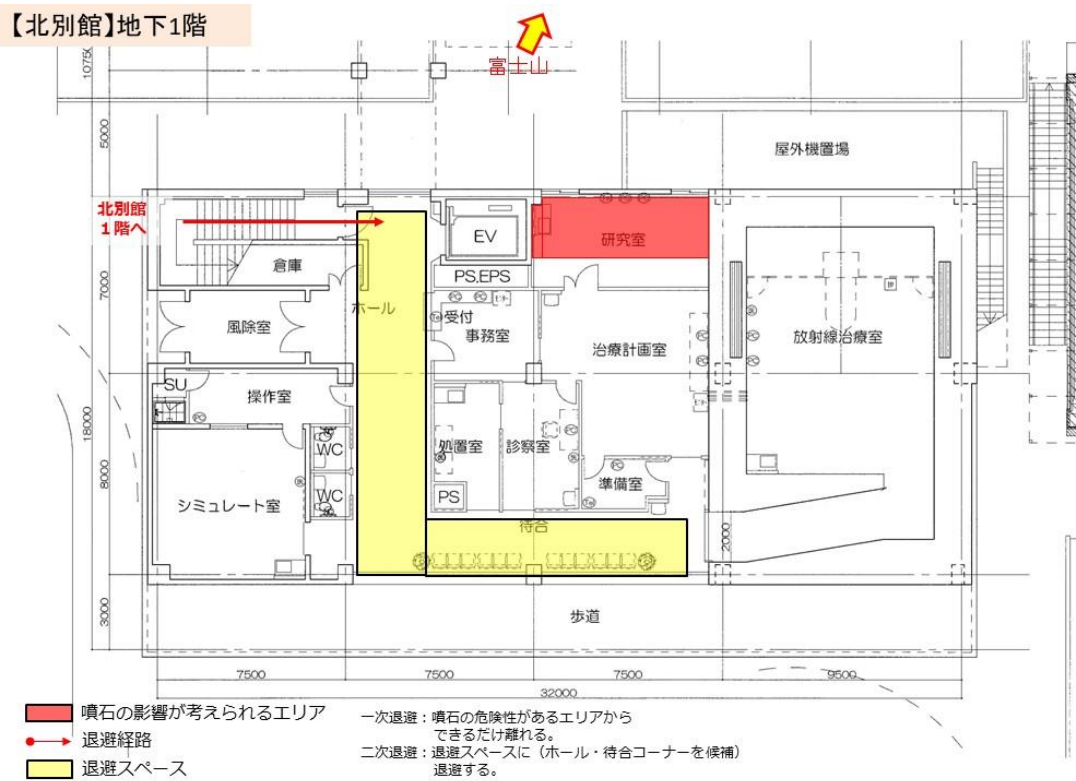


図 6-5 北別館地下1階

第7編 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発

■ 防災教育

- ・当院職員に対し、富士山噴火に伴う避難確保計画等の講演会や勉強会を実施し、職員間の情報共有と意識の向上に努め、防災教育を積極的に取り組む。
- ・新採用職員研修時などに避難確保計画の説明を実施する。
- ・各部署への避難確保計画の配布と、職員用グループウェアへの掲載。

■ 訓練の実施

- ・当院災害医療委員会を中心に、富士山噴火に伴う避難訓練を適宜実施する。
- ・国・県・市等が主催する富士山噴火に伴う訓練に協力及び参加する。
- ・DMAT関連の訓練にも協力及び参加する。
- ・院内防災訓練での避難訓練に合わせて、訓練を実施する。

■ 利用者等への周知・啓発

- ・入院患者向けにパンフレットを作成し、入院案内と併せて説明、周知する。
- ・当院ホームページに避難確保計画の概略版を掲載し、情報共有を図る。
- ・院内掲示板等への掲載。

■ 避難確保計画の見直し

- ・本計画は、当院の対策及び対応を示したものであり、独自の判断では定められないことも多いため、県、市にて構築する広域医療体制における関係機関との調整、または富士山火山広域避難計画の改定等にあわせて必要な見直しを行う。

第8編 参考資料

富士山噴火警戒レベル

・富士山噴火警戒レベルは以下図となる。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (1-5)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定)。 宝永(1707年)噴火の事例 12月16日～1月1日:大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 その他の噴火事例 貞観噴火(864～865年): 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火(800～802年): 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 ●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)。 宝永(1707年)噴火の事例 12月15日昼～16日午前(噴火開始前口～直前): 地震多発、東京など広域で揺れ
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険)。 宝永(1707年)噴火の事例 12月14日まで(噴火開始数日前): 山麓で有感となる地震が増加
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。 宝永(1707年)噴火の事例 12月3日以降(噴火開始十数日前): 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
		火口周辺	2 (火口周辺規制) ※	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。 過去事例 該当する記録なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)。

※富士山では、過去に山頂以外にも山腹斜面の広い範囲から噴火したことから、噴火前に火口位置の特定が困難なため、噴火するまでは火口周辺の警戒すべき範囲を設定しにくい特徴がある。そのため、噴火警戒レベルの運用として、火山活動が高まりがみられた場合には、平常時のレベル1(活火山であることに留意)から、レベル2(火口周辺規制)を飛ばして、レベル3(入山規制)に上げることとしている。

また、これらの噴火警戒レベルの運用とともに、富士山の地下で基準値以上の火山性地震が多発したり地殻変動が生じるなど火山活動に変化が見られた場合には、気象庁から「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表され、火山活動の状況が周知される。

図 8-1 富士山噴火警戒レベル

■ 参考とすべき情報等

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火警報 ・ 予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政放送、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政放送等
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性がある判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるため「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に「火山の状況に関する解説情報」を随時発表する。</p>		

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政放送、携帯端末等
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。		
月間火山概況	前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。		
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。		
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後ただちに知らせる情報である。		
降灰予報	<p>噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。</p> <p>噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の3種類の情報として発表する。降灰量に関する情報は、降り積もった際の厚さによって「多量（1mm以上）」「やや多量（0.1mm～1mm）」「少量（0.1mm未満）」の3階級で表現される。</p>		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
火山現象に関する海上警報	<p>火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表する。</p> <p>緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがなくなった場合には解除する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政放送、携帯端末等
土砂災害緊急情報	<p>噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。</p> <p>市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難指示等の発令をする。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>	国土交通省	テレビ、ラジオ、防災行政放送、市町村ホームページ等
火口周辺規制・入山規制	<p>火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入りを規制するために、市町村が発表する情報。</p> <p>噴火警報や噴火警戒レベルの発表がなくても火山活動の状況等に応じて発表される場合もある。</p>	市町村	テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政放送、緊急速報メール等
避難指示	<p>市町村が災害対策基本法第 60 条に基づいて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するもの。</p> <p>噴火警報や噴火警戒レベルの発表がなくても火山活動の状況等に応じて発表される場合もある。</p>	市町村	テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政放送、緊急速報メール等

付録

1. 関係機関連絡先一覧
2. 入院患者の院内搬送経路
3. 噴火警戒レベル別の外来向け配布チラシ
4. デジタルサイネージ掲示用データ
5. 臨時駐車場の候補地案
6. 噴火警戒レベル等に応じた各機関の体制表

〔関係機関連絡先一覧〕

■防災関係機関

1 市関係

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	無線番号
富士吉田市役所	富士吉田市下吉田 6-1-1	0555-22-1111	0555-22-0703	地上系：9-220-009 衛星系：202

2 県関係

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	無線番号
県福祉保健部医務課	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1480	055-223-1486	
県防災局防災危機管理課	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1590	055-223-1429	地上系：9-200-2511 衛星系：200-2511
県防災局防災危機管理課 火山防災対策室	富士吉田市上吉田 1-2-5	0555-24-9036	0555-24-9038	

3 警察

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
富士吉田警察署 (警備課)	富士吉田市旭 1-5-1	0555-22-0110	0555-22-0110
富士山駅前交番	富士吉田市上吉田 2-4-11	0555-22-6110	
上暮地駐在所	富士吉田市上暮地 1-19-3	0555-22-3049	
明見第一駐在所	富士吉田市大明見 1-1-1	0555-23-3304	
明見第二駐在所	富士吉田市小明見 5-9-6	0555-23-3306	

4 消防

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	無線番号
富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	富士吉田市下吉田 6-2-6	0555-22-0119	0555-22-8538	地上系：9-202-038 衛星系：433

5 自衛隊

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	無線番号
陸上自衛隊第 1 特科隊	忍野村忍草 3093	0555-84-3135	0555-84-3135	地上系：9-220-051 衛星系：435

6 指定公共機関

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	無線番号
NTT 東日本 山梨支店	甲府市朝気 3-21-15	055-237-0554	055-221-2556	

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	無線番号
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ山梨支店	甲府市丸の内 2-31-3 NTT ドコモ 山梨ビル	055-236-1251		
日本赤十字社山梨県支部	甲府市池田 1-6-1	055-251-6711		
日本放送協会甲府放送局	甲府市丸の内 1-1-20	055-255-2148		
日本放送協会甲府放送局富士吉田報道室	富士吉田市下 吉田 4-7-53	0555-22-0180		
東京電力パワーグリッド (株)大月支社	大月市御太刀 2-2-14	0120-995-007		

7 指定地方公共機関

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	無線番号
(株)山梨放送	甲府市北口 2-6-10	055-231-3232		
(株)テレビ山梨	甲府市湯田 2-13-1	055-232-1111		
(株)エフエム富士	甲府市川田町 アリア 105	055-228-1100	055-228-6669	
富士急行(株)	富士吉田市新 西原 5-2-1	0555-22-7111		
富士急バス(株)	富士河口湖町 小立 4837	0555-72-6877		
(一社)山梨県トラック協会	笛吹市石和町 唐柏 1000-7	055-262-5561	055-263-2036	
吉田瓦斯(株)	富士吉田市下 吉田 6-5-1	0555-22-2161	0555-24-0948	
(一社)山梨県エルピィガス協会	甲府市飯田 1-4-4	055-228-4171	055-228-4173	
富士吉田医師会	富士吉田市緑 ヶ丘 2-7-21	0555-24-3747	0555-24-3746	

8 その他公共的団体

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	無線番号
富士吉田歯科医師会	富士吉田市緑 ヶ丘 1-4-11		0555-23-6650	
(公財)富士五湖薬剤師会	富士吉田市緑 ヶ丘 2-7-21	0555-21-1516	0555-21-1517	

■医療機関一覧

防：山梨県地上系防災行政無線

1 基幹災害拠点病院

病院名	所在地	電話番号	一般病床数	備考
山梨県立中央病院	甲府市富士見 1-1-1	055-253-7111 防：9-210	629	重篤な救急患者の 受入れ県外基幹施 設との連携医療ス タッフ全県派遣

2 基幹災害支援病院

病院名	所在地	電話番号	一般病床数	備考
山梨大学医学部 附属病院	中央市下河東 1110	055-273-1111 防：9-220-082	606	県立中央病院とと もに重篤な救急患 者の受入れ医療ス タッフ全県派遣
山梨赤十字病院	富士河口湖町 船津 6663-1	0555-72-2222 防：9-220-082	224	富士北麓・東部医 療圏を広域カバー 医療スタッフ全県 派遣

3 地域災害拠点病院

病院名	所在地	電話番号	一般病床数	備考
大月市立中央病 院	大月市大月町 花咲 1225	0554-22-1251 防：9-220-090	183	

4 地域災害支援病院（東部地区）

病院名	所在地	電話番号	一般病床数	備考
都留市立病院	都留市つる 5- 1-55	0554-45-1811	140	
上野原市立病院	上野原市上野 原 3504-3	0554-62-5121	135	

5 富士吉田医師会富士吉田市内医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	備考
天野医院	下吉田 1-7-19	22-4800	
大田屋クリニック	上吉田 5-8-3	24-0678	
大戸耳鼻咽喉科医院	下吉田 5-11-7	22-0268	
奥脇医院	下吉田 3-25-5	22-0129	
皆春堂田辺医院	下吉田 2-14-28	22-0140	
加賀谷医院	上吉田東 4-15-34	23-2450	
角田医院	下吉田 4-17-3	24-3883	
クリニック小林	松山 5-11-6	24-5585	
くわざわクリニック	上吉田 2-13-2	30-0133	
ことぶき診療所	上暮地 5-8-16	22-9011	
小林眼科医院	新西原 1-7-1	24-1166	

医療機関名	所在地	電話番号	備考
さいとう眼科クリニック	下吉田 8-18-26	72-9111	
ささき頭痛・脳神経クリニック	ときわ台 1-1-23	72-8877	
佐藤医院	下吉田 4-13-17	22-5321	
新西原クリニック	上吉田 4259-2	24-9911	
鈴木医院	竜ヶ丘 1-4-8	23-7075	
高橋外科医院	上吉田東 2-1-5	22-5200	
高橋皮膚科医院	新西原 1-27-1	24-6000	
つゆきこどもクリニック	下吉田 8-18-29	24-8300	
トモエ医院	上吉田 2-10-22	22-0589	
内藤医院	下吉田 3-9-13	22-0162	
羽田医院	下吉田 2-2-18	22-0015	
羽田レディースクリニック	上吉田 6-10-14	30-0311	
深澤医院	新町 4-11-12	24-1183	
ふじさん腎臓内科クリニック	新西原 2-32-8	22-6501	
ふじよしだ勝和クリニック	上吉田東 1-10-1	24-8343	
富士吉田泌尿器科クリニック	下吉田 1-22-12	28-5755	
蓬莱整形外科	下吉田 1-3-21	22-0019	
保坂内科クリニック	下吉田 5-25-20	22-5070	
堀内産婦人科医院	下吉田 7-3-14	22-1151	
宮下医院	大明見 6-1-6	22-5687	
吉田医院	中曾根 1-5-10	22-0142	
よねやまクリニック	下吉田 5-22-51	30-0238	
樂々堂整形外科	上吉田東 3-3-30	24-1171	
渡辺整形外科	新倉 2671-3	24-5330	
富士の森クリニック	上吉田 7-12-14	30-5522	
鈴木内科クリニック	旭 5-1-38	30-0016	
かわむらクリニック	上吉田東 1-5-51	20-1180	
樂天堂整形外科	上吉田 2-5-1	21-1161	
高田内科クリニック	上吉田 4203-2	20-1760	
いしだ女性クリニック	上吉田 2-5-1	25-7100	
富士彩クリニック	上吉田 3-4-28	28-6222	

○ 市内薬局・薬店一覧

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
あんず薬局	旭5-1-37-1	22-8255	
アイセイ薬局 下吉田店	下吉田4-17-3	30-4141	
アイン薬局 富士吉田店	上吉田東7-12-1	21-1080	
池谷薬局	下吉田5-11-3	30-1035	
ウエルシア薬局 上吉田店	中曽根1-8-14	21-2070	
ウエルシア 下吉田店	富士見5-5-38	20-1131	
ウエルシア 富士吉田店	上吉田東6-4-30	21-2216	
かえで薬局 下吉田店	下吉田5-18-24	22-3202	
壁谷薬局	上吉田2-1-16	22-0218	
共創未来 富士山薬局	上吉田東3-4-1	21-1060	
共創未来 富士吉田薬局	上吉田2-5-1	21-2202	
クスのサンロード 上吉田店	中曽根2-13-29	30-0100	
クスのサンロード 下吉田店	下吉田8-4-19	30-4136	
クレチ薬局	上暮地1-17-21	23-7613	
サンドラッグ 富士吉田店	中曽根3-11-48	30-2110	30-2111
承德薬院	中曽根1-1-8	22-1850	
住吉薬局	下吉田3-6-41	22-0056	
セキテイ薬局 富士吉田店	ときわ台1-23-1	24-8931	
中央薬局	下吉田4-13-15	22-2440	24-5985
千葉薬品	下吉田3-41-12	23-3522	
ツルハドラッグ 上吉田店	中曽根2-13-7	21-2266	
ドラックセイムス 下吉田店	新町2-4-12	24-7000	
日本調剤昭和通り薬局	下吉田8-18-27	22-8511	22-8512
日本調剤ふじ吉田薬局	上吉田東7-14-5	21-1200	21-1201
ハートフル薬局 富士山店	松山5-10-29	24-8102	24-8103
(社)富士五湖薬剤師会救急調剤薬局	緑ヶ丘2-7-21	21-1515	
富士桜調剤薬局	上吉田3-2-19	28-6306	
ヒロ薬局 富士吉田店	上吉田 2-5-1 富士急ターミナルビル5F	21-2202	
ふたば薬局 吉田店	上吉田東7-10-14	24-9567	
フルヤ薬局	上吉田27	22-2484	
丸善薬局	下吉田2-1-6	22-0138	
マルナカ薬局	下吉田4-1-8	22-0200	
三国屋薬舗	下吉田1-1-5	22-0120	
みのり薬局 上暮地店	上暮地5-5081-2	30-1230	
みのり薬局 月光時通り店	下吉田3-11-1	28-6070	
宮本屋薬局	竜ヶ丘1-5-20	24-0046	
宮本屋薬局 上吉田店	中曽根4-9-5	20-1177	
守山薬局	大明見6-17-1	22-2649	
ヤマグチ薬局 上吉田店	上吉田7-12-13	30-2038	
ゆず調剤薬局	上吉田5-9-8	24-5560	
よつば薬局 下吉田店	下吉田1-3-20	30-4101	30-4102
渡辺薬局	下吉田3-12-16	22-0979	

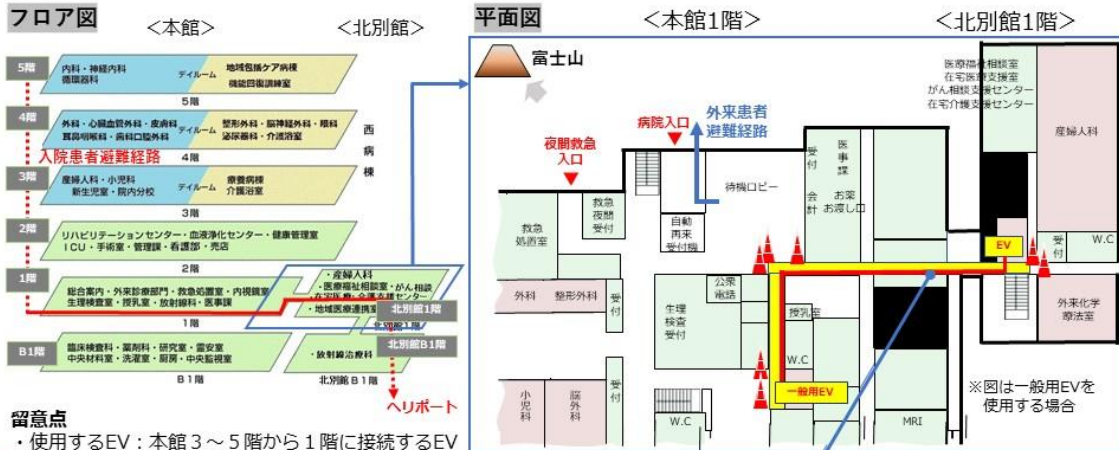
<入院患者の院内搬送経路(案A)> (案A)

付録2

○噴火警戒レベル3引上げ以降、入院患者の他病院への搬送準備、及び一部患者の搬送を開始する。
 ○患者負担の軽減やプライバシーに配慮しながら安全かつ円滑に搬送するため、本館1階EVから北別館1階EVに係る通路の動線を「搬送経路」として確保する(必要に応じて外来の通行を制限)。

■搬送経路(案A)

- ①本館 3～5階⇒一般用EV⇒1階⇒連絡通路⇒北別館へ
- ②北別館 1階⇒EV⇒地下1階⇒ヘリポートへ



留意点

- ・使用するEV: 本館3～5階から1階に接続するEVは、他の入院患者や外来による通常利用を想定。
- ・搬送経路(本館1階): 外来患者(特に産婦人科、外来化学療法室利用患者)の通行の妨げになりうることから、要所にパイロンを設置し、誘導員を2名配置。
- ※車いすや松葉杖歩行の患者等に対しては、誘導員による介助等、通行を補助する
- ※車いすや松葉杖歩行の患者等に対しては、誘導員による介助等、通行を補助する。

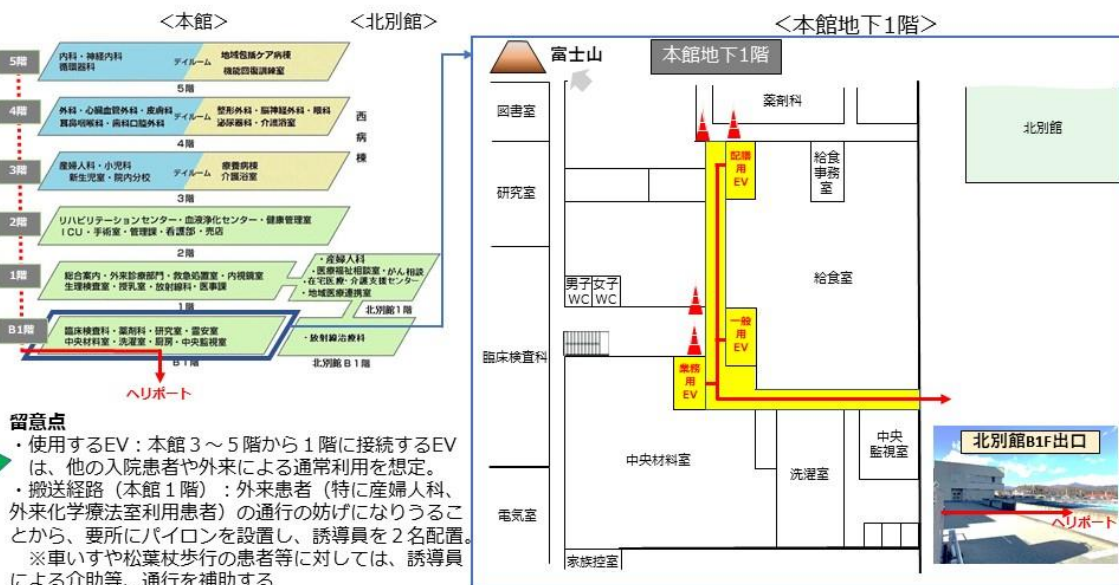


(案B)

○噴火警戒レベル3引上げ以降、入院患者の他病院への搬送準備、及び一部患者の搬送を開始する。
 ○患者負担の軽減やプライバシーに配慮しながら安全かつ円滑に搬送するため、本館地下1階に係る通路の動線を「搬送経路」として確保する。

■搬送経路(案B)

- ①本館 3～5階⇒EV⇒地下1階⇒ヘリポートへ
- ※動線確保が困難な場合は必要に応じて、配膳用EVを活用



留意点

- ・使用するEV: 本館3～5階から1階に接続するEVは、他の入院患者や外来による通常利用を想定。
- ・搬送経路(本館1階): 外来患者(特に産婦人科、外来化学療法室利用患者)の通行の妨げになりうることから、要所にパイロンを設置し、誘導員を2名配置。
- ※車いすや松葉杖歩行の患者等に対しては、誘導員による介助等、通行を補助する
- ※車いすや松葉杖歩行の患者等に対しては、誘導員による介助等、通行を補助する



当病院にお越しの皆様へ（配布用チラシ案）

富士山の噴火警戒レベル引上げに伴う当院の今後の対応について

- ・富士山の火山活動が活発化したことを受けて、令和 年 月 日に、気象庁より、噴火警戒レベルが引き上げられました。
- ・当院は、「富士吉田市立病院の避難確保計画」、また「富士山火山広域避難計画」で定める要配慮者利用施設の対応の考え方にに基づき、当院からの入院患者の避難措置を行います。

(ア)「火山の状況に関する解説情報（臨時）」発表時 通常診療・注意体制

- 市：富士山5合目より山頂側にいる登山者に、下山を呼びかけ
- 当院：注意体制に移行し、火山に関する情報収集を開始（以降継続）
原則として、**通常診療**

(イ)「噴火警戒レベル3」引上げ時 一部診療を停止・警戒体制

- 市：登山者・観光客等に、富士山への入山を規制
- 当院：担送患者を優先した、他病院へ転院準備（以降継続）
手術、外来、透析診療は**制限するものの、入院数を制限し診療継続**

(ウ)「噴火警戒レベル4」引上げ時 診療制限拡大・非常体制

- 市：高齢者等避難※を発令。 ※要支援者に対する避難の呼びかけ
- 当院：入院患者の他病院への搬送を継続、**新規の外来を受付停止**
手術、外来、透析診療は**停止**

(エ) 噴火警戒レベル5引上げ時 当院からの避難完了

- 市：避難指示※を発令。 ※要支援者に限らず避難を呼びかけ
- 当院：噴火警戒レベル4の対応を継続。
患者・職員の避難が完了次第、**病院を閉鎖（避難指示の解除まで）**

*外来で当院にお越しの皆様におかれましては、テレビやラジオ、市役所の放送に注意して今後の動向を注視してください。

*ご不便をおかけしますが、診療制限下（噴火警戒レベル3引上げ以降）では、なるべく当院への来院を控える等のご協力をお願いします。

問合せ先：富士吉田市立病院〇〇課
0555-〇〇-〇〇〇〇

富士山の噴火警戒レベルと 当院の対応

噴火警戒レベル		診療体制	診療方針		
レベル	キーワード		手術	外来	透析
5	避難	避難体制	中止	中止	中止
4	高齢者等 避難	避難体制	中止	中止	中止
3	入山規制	入院数制限	延期等	診療制限	診療制限
噴火警戒レベル1の 状態で火山の状況に 関する解説情報（臨 時）等が発表		通常診療	通常手術	通常診療	通常診療

【現在の当院の体制】

- 災害対策本部体制
- 避難対応状況……準備

噴火警戒レベル1の状態
で火山の状況に関する
解説情報（臨時）発表時より
常時掲示
（サインージの下にちらし設置）

富士山の噴火警戒レベルと 当院の対応

噴火警戒レベル		診療体制	診療方針		
レベル	キーワード		手術	外来	透析
5	避難	避難体制	中止	中止	中止
4	高齢者等 避難	避難体制	中止	中止	中止
3	入山規制	入院数制限	延期等	診療制限	診療制限
噴火警戒レベル1の 状態で火山の状況に 関する解説情報（臨 時）等が発表		通常診療	通常手術	通常診療	通常診療

【現在の当院の体制】

- 災害対策本部体制
- 避難対応状況……避難

噴火警戒レベル1の状態
で火山の状況に関する
解説情報（臨時）発表時より
常時掲示
（サインージの下にちらし設置）

富士山の噴火警戒レベルと 当院の対応

噴火警戒レベル		診療体制	診療方針		
レベル	キーワード		手術	外来	透析
5	避難	避難体制	中止	中止	中止
4	高齢者等 避難	避難体制	中止	中止	中止
3	入山規制	入院数制限	延期等	診療制限	診療制限
噴火警戒レベル1の 状態で火山の状況に 関する解説情報（臨 時）等が発表		通常診療	通常手術	通常診療	通常診療

【現在の当院の体制】

- 災害対策本部体制
- 避難対応状況……避難

噴火警戒レベル1の状態
で火山の状況に関する
解説情報（臨時）発表時より
常時掲示
（サインージの下にちらし設置）

臨時駐車場の候補地案

付録5

<影響のある火山現象>

- ・「大きな噴石」
- ・「溶岩流（小規模噴火：S27）」
- ・「融雪型火山泥流（No.10）」



富士山側

背景図：国土地理院標準地図

付録6

噴火警戒レベル等に応じた各機関の体制表

噴火警戒レベル等	富士吉田市立病院	富士吉田市	山梨県		国 ※3	
			保健医療救護対策本部	災害対策本部	現地の体制	官邸等の体制
噴火警戒レベル5 (避難) ・噴火後	災害対策本部	災害対策本部 (第3配備)	保健医療救護対策本部 ※2	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部、特定災害現地対策本部又は政府現地対策室を必要に応じて設置する。 火山災害警戒合同会議又は火山災害対策合同会議を必要に応じて開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急災害対策本部、非常災害対策本部又は特定災害対策本部を必要に応じて設置する。
噴火警戒レベル4 (高齢者等避難)				災害対策本部 本部長：知事 副本部長：副知事及び総務部長、県警本部長 構成員：各部局長及び防災危機管理監（統括部長）		
噴火警戒レベル3 (入山規制)				災害対策本部 (第2配備)		
解説情報 (臨時) ※1	情報伝達体制 (必要に応じて災害対策本部を設置)	災害警戒本部				
噴火警戒レベル1	—	— (第1配備)		事前配備体制 (情報収集体制)		

※1 噴火警戒レベル1の状態での火山の現象に関する解説情報（臨時）等が発表された場合

※2 噴火警戒レベル3、4、5、噴火後の県（医務課・保健医療救護対策本部）の対応

- ・多数の負傷者等が発生し医療機関が混乱した場合、県医療救護計画等で定める体制の中で適切な医療救護活動の実施
 - ・医療機関の状況を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握
 - ・医療機関の状況や市町村等の要請に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）等による応援の派遣等の実施
- 出典：富士山火山広域避難計画P140

※3 出典：噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き（第2版）P37

雲仙岳噴火時等の避難確保計画 (案)

【施設名：島原市立高野小学校】

令和3年3月

影響を受ける火山現象や施設の立地、施設周辺の道路等の状況、利用者の状況、従業員等の業務状況等によって、噴火時等に行うべき防災対応は異なります。避難確保計画の事例を参考にする場合には注意してください。

目 次

1	計画の目的	1
2	計画の報告	1
3	計画の適用範囲	1
4	施設の位置等	2
5	防災体制	3
6	情報収集及び伝達方法	5
7	避難誘導	6
	(1) 火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、又は噴火警戒レベルが「2」、「3」に引き上げられた場合	6
	(2) 噴火警戒レベルが「4」又は「5」に引き上げられた場合	7
	(3) 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合	10
8	避難の確保を図るための施設の整備	11
9	防災教育及び訓練の実施	11
10	参考資料	12

別 紙

別紙第1 「避難状況・引渡しに関する様式」	17
別紙第2 「防災教育及び訓練の実施計画」	19

1 計画の目的

島原市立高野小学校（以下、「本校」という。）は、島原市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき避難確保計画（以下「本計画」という。）を定める。

本計画は、本校に通学する児童、勤務する教職員及び利用者（以下、「児童・教職員等」という。）に対して、雲仙岳の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成したとき、又は必要に応じて見直し・修正したときは、活火山法第8条第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告するとともに、公表するものとする。

3 計画の適用範囲

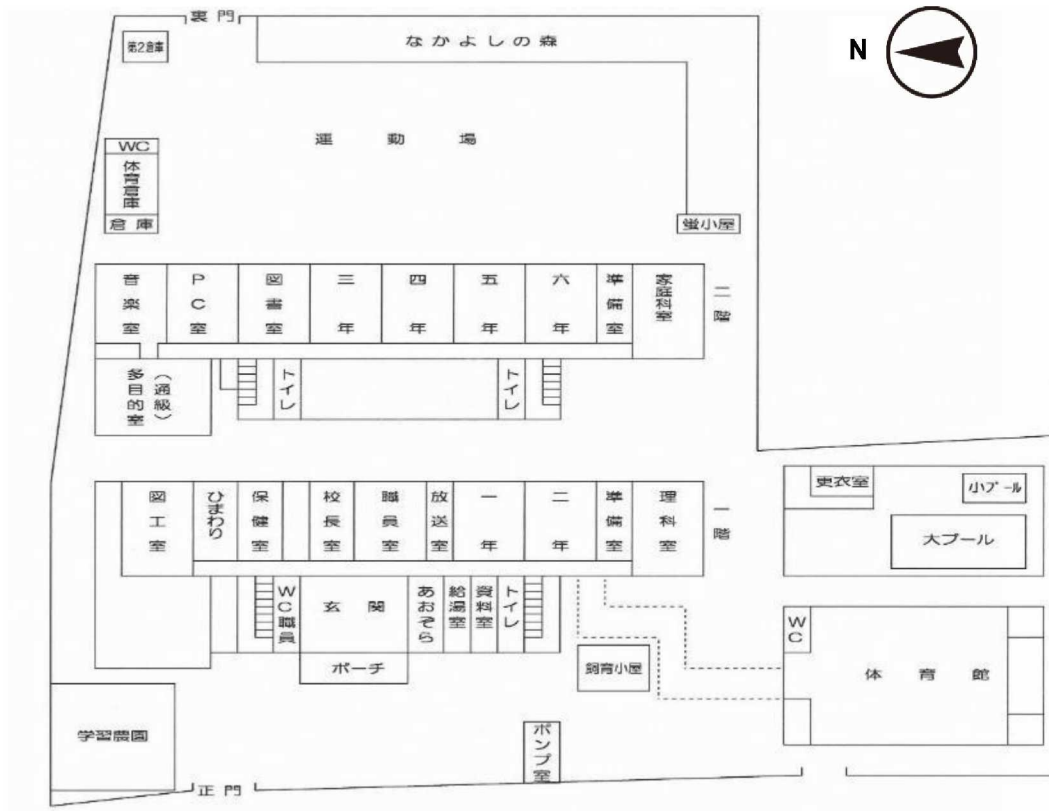
この計画は、学校内の児童・教職員等に適用するものとする。

【本校の状況】

（令和2年11月現在）

児童数	教職員数
74名	17名

なお、本計画で対象とする範囲は、学校敷地内（以下参照）とする。

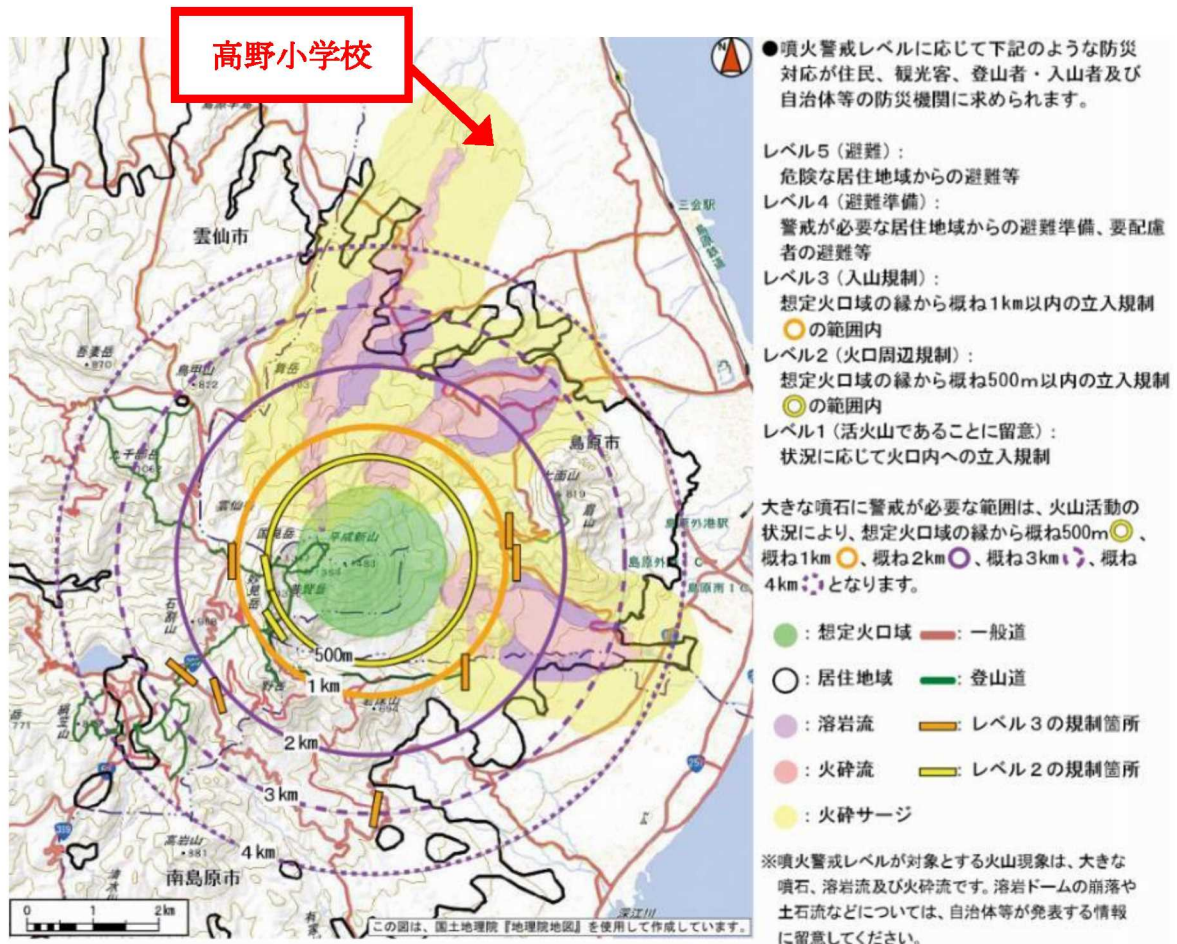


4 学校の位置等

本校は、雲仙岳の想定火口縁から約6.5kmに位置している。噴火警戒レベルが4になった場合、島原市から「避難準備・高齢者等避難開始」が発令され、避難が必要となる。

項目		内容
想定火口からの距離		概ね6.5 km
噴火警戒レベル	レベル2（火口周辺規制）	範囲外
	レベル3（入山規制）	範囲外
	レベル4及び5（避難準備及び避難）	範囲内
本校に影響のある火山現象		火砕サージ

以下に、本校の位置図を示す。



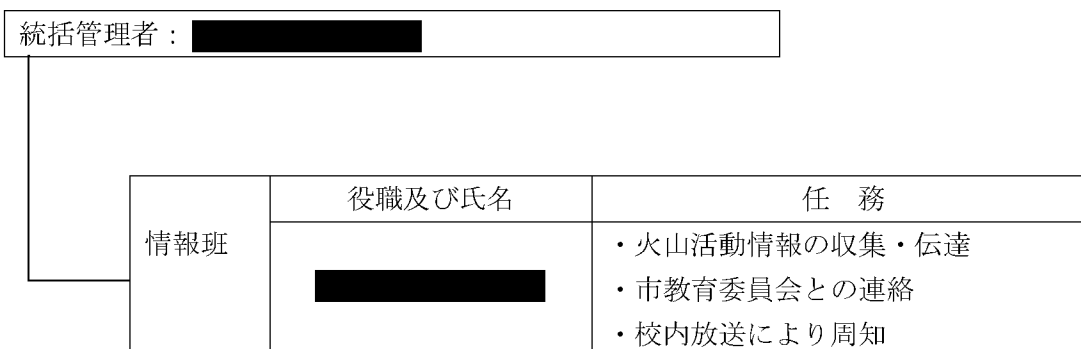
5 防災体制

(1) 防災体制は以下のとおりとする。

体制	体制確立の判断時期	対応要員
情報伝達体制	○火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、又は噴火警戒レベルが「2」、「3」に引き上げられた場合	統括管理者 情報班
災害対応体制 (校内防災対策委員会)	○噴火警戒レベルが「4」又は「5」に引き上げられた場合 ○事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合	統括管理者 情報班 避難誘導班

(2) 体制図は以下のとおりとする。

〈情報伝達体制〉



統括管理者が不在の場合等には以下の者が代理となる。

代理順位	役職
第1位	██████████
第2位	██████████

〈災害対応体制〉

校内防災対策委員会

統括管理者： XXXXXXXXXX

	役職及び氏名	任 務
情報班	XXXXXXXXXX	・火山活動情報の収集・伝達 ・市教育委員会との連絡 （車両の手配、避難完了の報告等） ・校内放送による周知
	XXXXXXXXXX	
避難 誘導班	役職及び氏名	任 務
	XXXXXXXXXX	・児童等への避難の呼びかけ ・避難誘導 ・避難状況の把握

統括管理者が不在の場合等の代理順位は、情報伝達体制と同様である。

6 情報収集及び伝達方法

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集手段は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集手段
火山活動に関する情報	テレビ、ラジオ、インターネット、気象庁のホームページ、防災行政無線、防災メール
市の避難情報 (避難準備・高齢者等避難開始、 避難勧告、避難指示(緊急))	市教育委員会から情報が伝達される。 その他、以下の手段で情報を収集する。 テレビ、ラジオ、インターネット、市役所ホームページ、防災行政無線、防災メール、緊急速報メール

(2) 情報伝達

学校内の児童・教職員等に対し、校内放送等により迅速に火山情報を伝達する。

(3) 保護者等への連絡

保護者への情報伝達が必要な際は、「学校安心メール」を用いる。

(4) 島原市教育委員会への連絡先

島原市教育委員会への緊急連絡先一覧表は以下のとおりである。

連絡先	担当部署	電話番号	備考
島原市教育委員会	学校教育課	■■■■■■■■■■	

7 避難誘導

(1) 火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合、又は噴火警戒レベルが「2」、「3」に引き上げられた場合

ア 情報収集・伝達

火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合、又は噴火警戒レベルが「2」、「3」に引き上げられた場合、本校が行う情報収集・伝達は以下のとおりである。

	学校の取るべき対応
①防災体制の確立	市教育委員会からの第一報をもとに情報伝達体制をとる。
②市との協議	市教育委員会と以下の情報を共有する。 ・学校が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等
③教職員への周知	休み時間等に教職員を職員室に集合させ、火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表されたこと、又は噴火警戒レベルが「2」や「3」に引き上げられたことを伝える。
④児童への周知	担任から、火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表されたこと、又は噴火警戒レベルが「2」や「3」に引き上げられたことを伝え、登下校時等の注意を呼び掛ける。
⑤保護者への周知	火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表されたこと、又は噴火警戒レベルが「2」や「3」に引き上げられたことを、「学校安心メール」を用いて保護者へ伝達し、登下校時の注意を呼び掛ける。

(2) 噴火警戒レベルが「4」又は「5」に引き上げられた場合

ア 情報収集・伝達

噴火警戒レベルが「4」又は「5」に引き上げられた場合、本校が行う情報収集・伝達は以下のとおりである。

	学校の取るべき対応
①防災体制の確立	市教育委員会からの連絡や緊急速報メール等で噴火警戒レベル「4」又は「5」への引上げを認知した場合、災害対応体制をとる。
②市との協議	市教育委員会と以下の情報を共有する。 <ul style="list-style-type: none">・学校が把握している火山活動の状況・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等・登校している児童・教職員数・車両の手配・児童・教職員等の避難状況
③保護者への周知	避難を実施すること及び避難先で引渡しを行うことを、「学校安心メール」を用いて保護者へ伝達する。

イ 避難誘導対応

(ア) 情報班は、放送設備を用いて屋内外にいる児童・教職員等に対し、噴火警戒レベルの引上げにより、立ち退き避難をすることを伝達する。

〈情報伝達文〉
ただいま、雲仙岳の噴火警戒レベルが「4」（又は「5」）に引き上げられました。
児童の皆さんは、先生の指示に従い、行動してください。
先生方は、子どもたちの安全を確保しながら、児童玄関に集合してください。
繰り返します・・・

(イ) 避難誘導班は、児童・教職員等を学校内の児童玄関に集合させ、各担任が点呼を取る。(併せて、マスク、ヘルメットを配布する。) 統括管理者は、校内に残留者がいないか確認する。

(ロ) 避難誘導班は、児童・教職員等を有明中学校に避難させる。火砕サージの影響範囲外までは、図1の避難経路を用いて原則徒歩で避難し、その後は、図2の避難経路を参考に、徒歩又は車両で避難する。

(ハ) 統括管理者は、有明中学校への避難が完了した後、児童・教職員等の人数等を避難状況集計様式（別紙第1様式1）に整理し、市教育委員会に報告する。

(ニ) 保護者への児童の引渡しは、避難先で行い、引渡しに関する様式（別紙1様式2）を用いる。

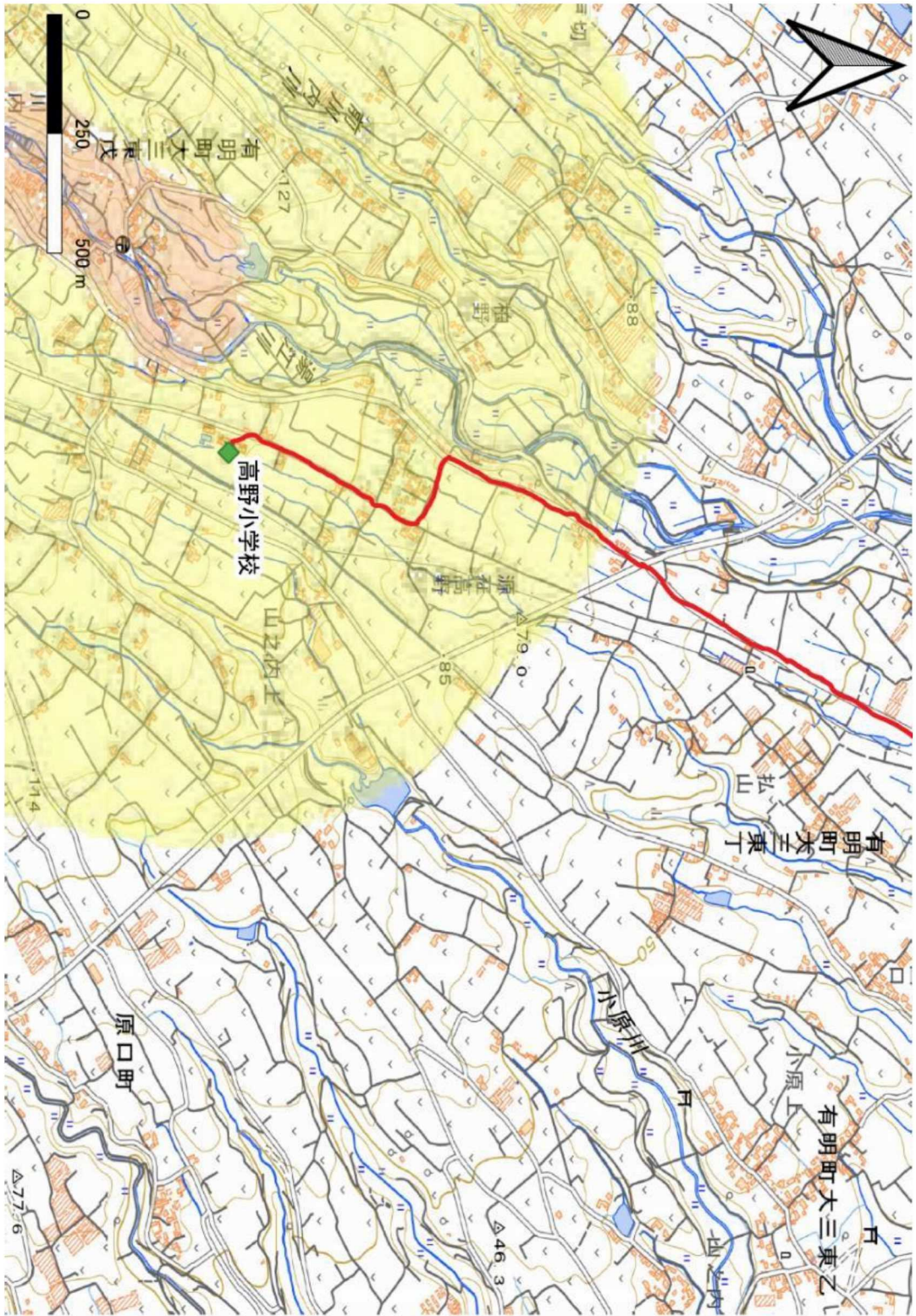


図 1 火砕サージの影響範囲外までの避難経路図

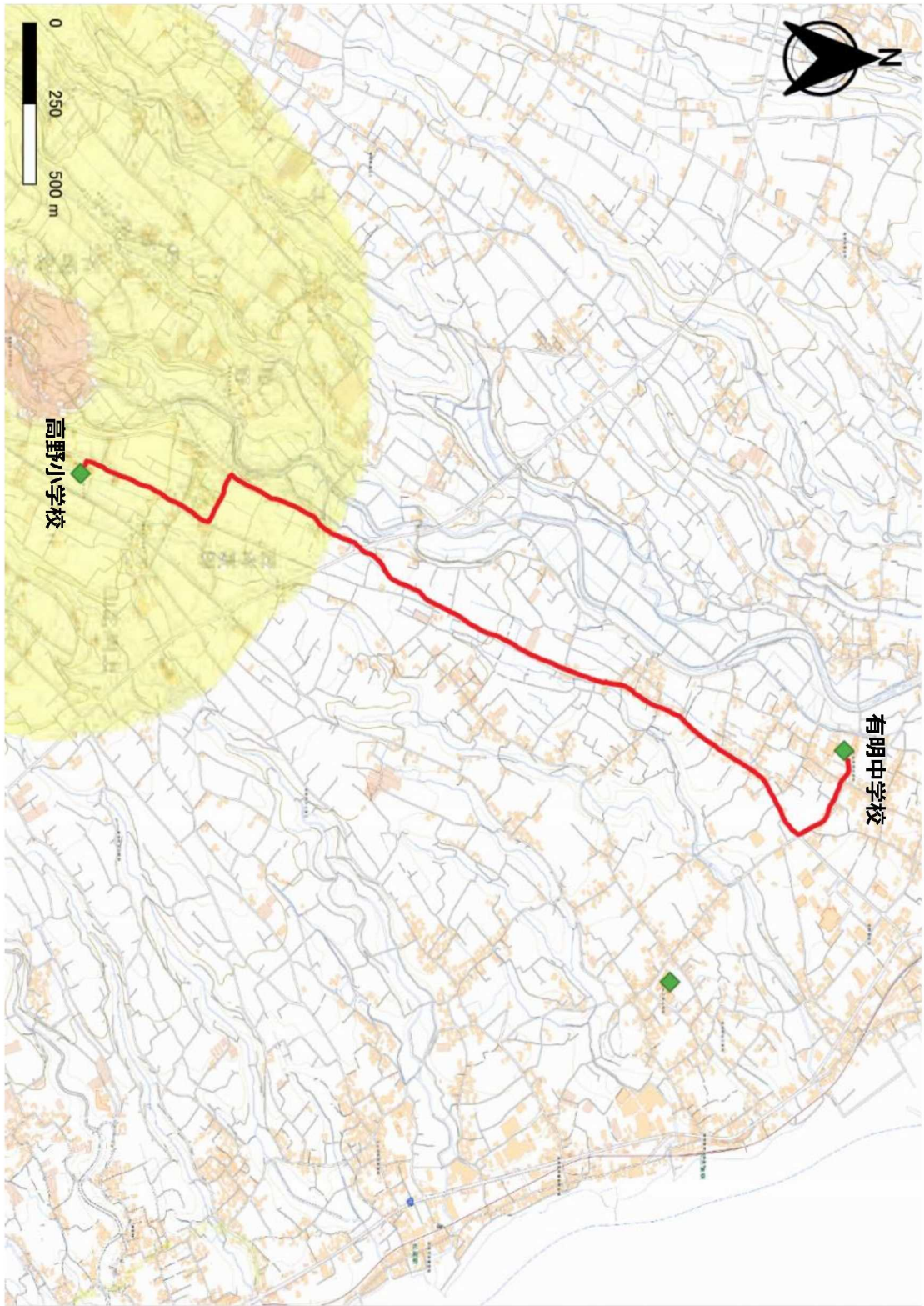


図2 有明中学校までの避難経路図

(3) 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合

ア 情報収集・伝達

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合、本校が行う情報収集・伝達は以下のとおりである。

学校の取るべき対応	
①防災体制の確立	噴火の認知や市教育委員会からの第一報をもとに、災害対応体制をとる。
②市との協議	市教育委員会と以下の情報を共有する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校が把握している火山活動の状況 ・ 気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・ 登校している児童・教職員数 ・ 車両の手配
③保護者への周知	避難を実施すること及び避難先で引渡しを行うことを、「学校安心メール」を用いて保護者へ伝達する。

イ 避難誘導対応

(7) 情報班は、放送設備を用いて屋内外にいる児童・教職員等に対し、居住地域に影響を及ぼす噴火の発生により立ち退き避難をすることを伝達する。

〈情報伝達文〉
 ただいま、雲仙岳で噴火が発生しました。児童の皆さんは、先生の指示に従い、行動してください。
 先生方は、子どもたちの安全を確保しながら、児童玄関に集合してください。
 繰り返します・・・

(4) 避難誘導班は、児童・教職員等を学校内の児童玄関に集合させ、各担任が点呼を取る。(併せて、マスク、ヘルメットを配布する。) 統括管理者は、校内に残留者がいないか確認する。

(5) 避難誘導班は、児童・教職員等を有明中学校に避難させる。火砕サージの影響範囲外までは、図1の避難経路を用いて原則徒歩で避難し、その後は、図2の避難経路を参考に、徒歩又は車両で避難する。

(6) 負傷者に対しては、その場にいる教職員が応急手当を行う。また、負傷者の状況等を統括管理者に報告する。

(7) 統括管理者は、有明中学校への避難が完了した後、児童・教職員等の人数を避難状況集計様式(別紙第1様式1)に整理し、市教育委員会に報告する。

(8) 保護者への児童の引渡しは、避難先で行い、引渡しに関する様式(別紙1様式2)を用いる。

8 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

■避難確保資器材等一覧

(令和2年11月現在)

活動区分	資器材等	保管場所等	数量
情報収集・伝達	テレビ	職員室	1
	パソコン	職員室	3
	携帯電話	個人	3
	防災無線	職員室	1
避難誘導	名簿（教職員 児童）	職員室	1
	懐中電灯	職員室	1
	誘導棒	職員室	3
	携帯用拡声器	職員室	1
	警笛	職員室	1
	マスク	保健室	200
その他	救急箱	保健室	3

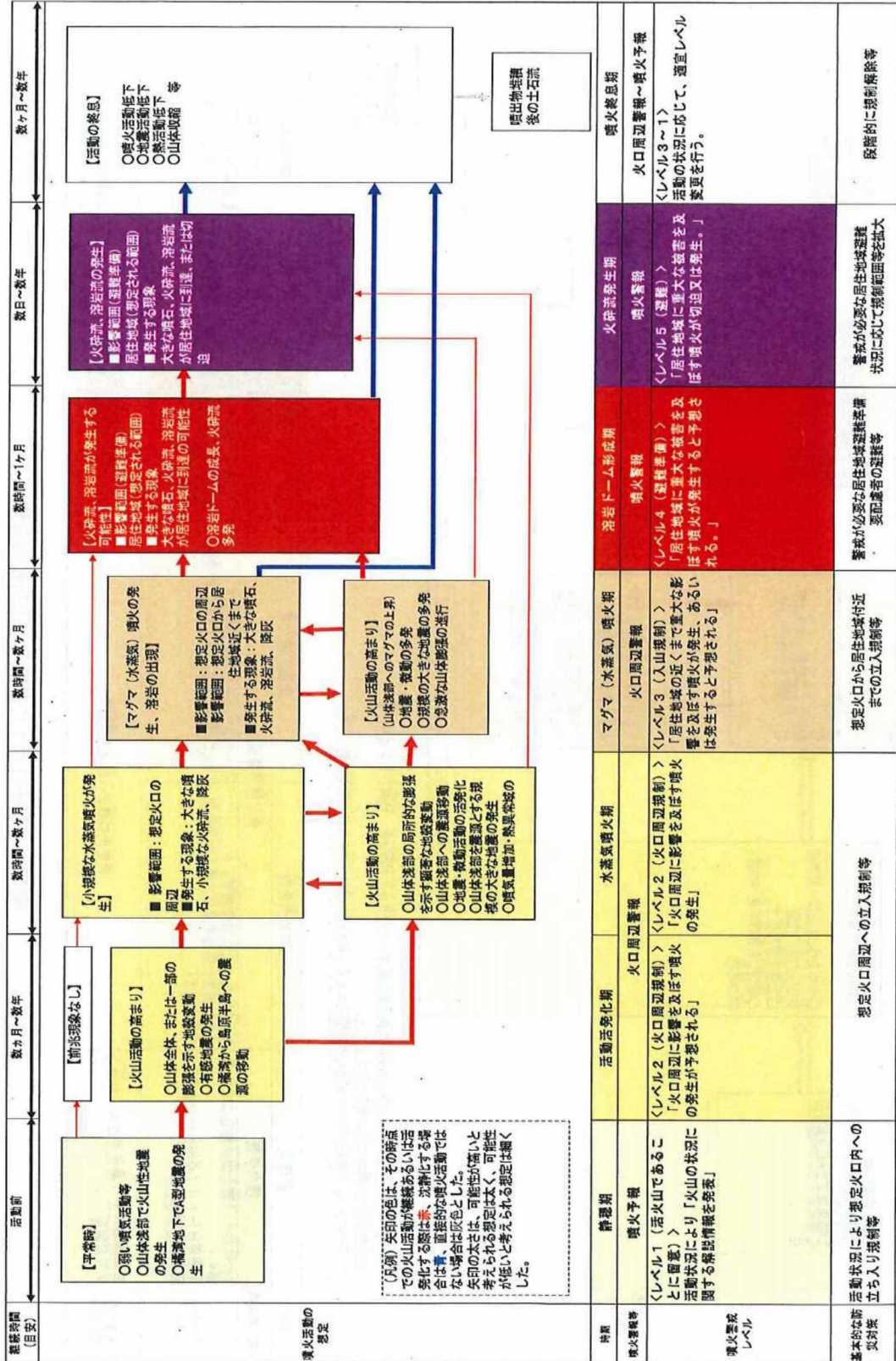
9 防災教育及び訓練の実施

- (1) 毎年4月に新たに着任した教職員を対象に研修を実施する。
- (2) 毎年10月に全児童・教職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 毎年4月に保護者への説明会を実施する。併せて、学校だより等で本計画の内容を周知する。
- (4) 細部実施要領は、別紙第2 「防災教育及び訓練の年間実施計画」による。

10 参考資料

(1) 火山活動の推移

噴火の想定に基づいて、火山活動の推移を時系列で整理し、フロー図として取りまとめたものを次の図で示す。



(2) 参考とすべき情報等

収集する情報等	内 容	発表 機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>	気象庁	
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとは判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いですが、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。</p>		
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。</p>		
地震・火山月報（防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。</p>		

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	市	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(3) 雲仙岳の噴火警戒レベルリーフレット

雲仙岳の噴火警戒レベル

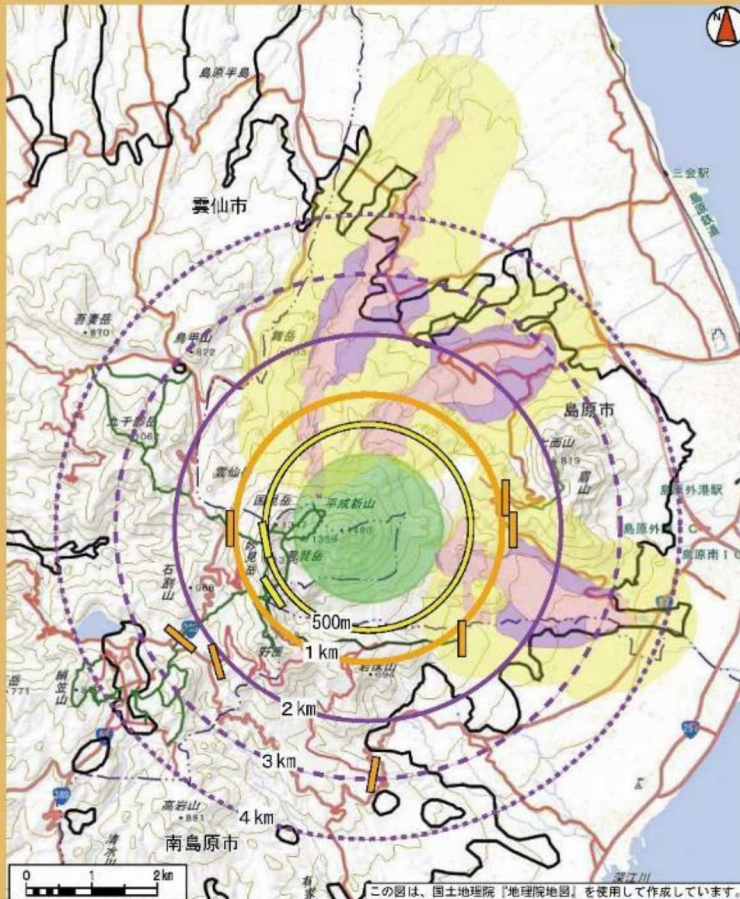
— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



九州地方気象台提供

■雲仙岳 噴火警戒レベルに応じた防災対応



●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が住民、観光客、登山者・入山者及び自治体等の防災機関に求められます。

- レベル5（避難）：
危険な居住地域からの避難等
- レベル4（避難準備）：
警戒が必要な居住地域からの避難準備、要配慮者の避難等
- レベル3（入山規制）：
想定火口域の縁から概ね1km以内の立入規制
○の範囲内
- レベル2（火口周辺規制）：
想定火口域の縁から概ね500m以内の立入規制
○の範囲内
- レベル1（活火山であることに留意）：
状況に応じて火口内への立入規制

大きな噴石に警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、想定火口域の縁から概ね500m○、概ね1km○、概ね2km○、概ね3km○、概ね4km○となります。

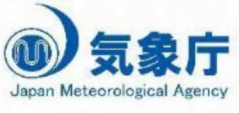
- ：想定火口域
- ：居住地域
- ：溶岩流
- ：火砕流
- ：火砕サージ
- ：一般道
- ：登山道
- ：レベル3の規制箇所
- ：レベル2の規制箇所

※噴火警戒レベルが対象とする火山現象は、大きな噴石、溶岩流及び火砕流です。溶岩ドームの崩落や土石流などについては、自治体等が発表する情報に留意してください。

■この図は、噴火シナリオに基づき、雲仙岳火山防災協議会と調整して作成しています。
■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については長崎県、島原市、雲仙市及び南島原市にお問い合わせください。



※画子は、植物油インクを使用しています。



福岡管区気象台 地域火山監視・警報センター
TEL: 092-725-3608 <https://www.jma-net.go.jp/fukuoka/>
■長崎地方気象台
TEL: 095-811-4861 <https://www.jma-net.go.jp/nagasaki-c/>
■雲仙岳火山防災協議会事務局：長崎県
TEL: 095-824-1111 <https://www.pref.nagasaki.jp/>



九州地方整備局提供

平成19年12月1日運用開始
平成31年3月14日改定

雲仙岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	(住民等) 危険な居住地域からの避難等。	●大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 1792年噴火の事例 溶岩流(新焼溶岩)が火口から約2.7kmまで流下 1990年～1996年噴火の事例 1991年5月26日:火砕流が火口から約2.5kmまで流下
			4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	(住民等) 警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等。	●噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達。 1990年～1996年噴火の事例 1991年6月3日:火砕流が火口から約4.3kmまで流下 1993年7月19日:火砕流が火口から約5.6kmまで流下
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	(登山者等) 登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。 (住民等) 住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	●想定火口域の縁から概ね1km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 1990年～1996年噴火の事例 1991年5月12日頃:山体浅部を震源とする火山性地震の多発 1991年5月12日:火山性微動の急増 1991年5月13日:山体浅部の膨脹を示す明瞭な地殻変動 ●噴火が発生し、想定火口域の縁から概ね1km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下。 1663年噴火の事例 溶岩流(古焼溶岩)が火口から約1kmまで流下
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	(登山者等) 火口周辺への立入規制等。 (住民等) 住民は通常の生活。	●想定火口域の縁から概ね500m以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 1990年～1996年噴火の事例 1990年10月23日、10月31日:火山性地震の増加 1990年10月:火山性微動の増大 ●噴火が発生し、想定火口域の縁から概ね500m以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下。 1990年～1996年噴火の事例 1990年11月17日:噴火の発生
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	(登山者等) 状況に応じて火口内への立入規制。	●火山活動は静穏。状況により想定火口域の範囲内に影響する程度の噴出の可能性あり。

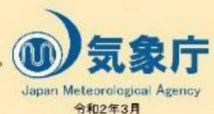
注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) 各レベルにおける警戒が必要な範囲は、想定火口域の縁からの距離としている。火口の位置が限定された場合には、その火口縁を起点とした警戒が必要な範囲を設定する。

注3) 想定火口域の範囲外で噴火が発生した場合は、噴火した場所や大きな噴石等の影響範囲を記述した噴火警報を発表する。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については長崎県、島原市、雲仙市及び南島原市にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁ホームページでもご覧いただけます。 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



令和2年3月

避難状況・引渡しに関する様式

様式1 避難状況集計様式

集計様式

年 月 日

: 現在

避難者数			うち負傷者数	備考
児童	教職員	合計		

負傷者等の状況

年	組	NO.	氏名 (フリガナ)	性別	備考
記載例					
1	2	15	防災 花子 (ホウサイ ハコ)	女	右手けが

様式2 引渡しに関する様式

	児童氏名	兄弟・姉妹	児童との関係				引き取り者氏名	緊急連絡先	備考	
1			父	母	祖父	祖母	親戚	その他		
2			父	母	祖父	祖母	親戚	その他		
3			父	母	祖父	祖母	親戚	その他		
4			父	母	祖父	祖母	親戚	その他		
5			父	母	祖父	祖母	親戚	その他		
6			父	母	祖父	祖母	親戚	その他		
7			父	母	祖父	祖母	親戚	その他		
8			父	母	祖父	祖母	親戚	その他		
9			父	母	祖父	祖母	親戚	その他		
10			父	母	祖父	祖母	親戚	その他		

令和3年度 島原市立高野小学校 防災教育・避難訓練実施計画

<p>島原市立高野小学校は令和3年度における防災教育及び避難訓練を実施して、従業員の防災意識の高揚及び災害発生時又はその恐れのある場合に、従業員及び外来者等の施設利用者全員の円滑かつ迅速な避難を実施して安全を確保する。 この際、市の総合防災訓練への参加を重視する。</p>	重点事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地理的特性に応じた避難訓練の実施 ○ 時期的特性を捉えた防災教育の実施
--	------	--

月 日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	7			3					4		15	1
防災教育	防災体制の確認 (全職員)		防災の基礎教育 (いのりの日)					避難訓練の反省			計画の修正	計画の周知
日	23							4				
避難訓練 総合 訓練	避難訓練							避難訓練				
成 果	火災時の対応について、児童職員の対応も良好であった。		噴火災害の恐ろしさ、避難の大切さを学ぶことができた。					噴火災害の場合も情報を確実に収集し、教師の指示に従って行動できた。				
改 善 点	児童が主体的に避難行動を取ることができるのか、検証する必要がある。							火山灰等が舞い散る中での、避難場所までの所要時間が問題である。				
次時年度の 反映事項												

○ 防災教育・訓練の概要等

◆ 防災教育

名称	防災基礎
概要	防災体制の確認
実施者	防災担当者
教育日時	4月

◆ 避難訓練

名称	組織における任務分担
概要	噴火災害に対する訓練
実施者	防災担当者
日時	10月

